刑政第41巻第7号
矯正図書館

4007

刑政

第四十一卷　七月號　第七號

思想的犯人と處遇の鐵則	卷頭言	2
主任制を論ず	有馬四郎助	40
刑政時論	虚生	4
教化に於ける映畫の地位私見	若林諦演	20
新坊ちやん物語	春日鹿二	29
上海より	正木亮	6
プロベーションの發達とその要求	チヤールス・シユート	49
近代思想の梗概	赤田生	32
むしの音	六三四野人	74
再び刑務教誨と映畫に就て	石清水一雄	24
新しき試み	龍野常円	60
家庭の反逆者	三谷教令	15
死刑の沿革	尾佐竹猛	67
賞に入つて・諸國行脚・時報・博覽會出品に就て・演武大會記 讀者の頁・家庭の頁・敍任辭令・短信・統計・犯罪文藝・令規		

財團法人 刑務協會發行

刑政第41巻第7号
矯正図書館

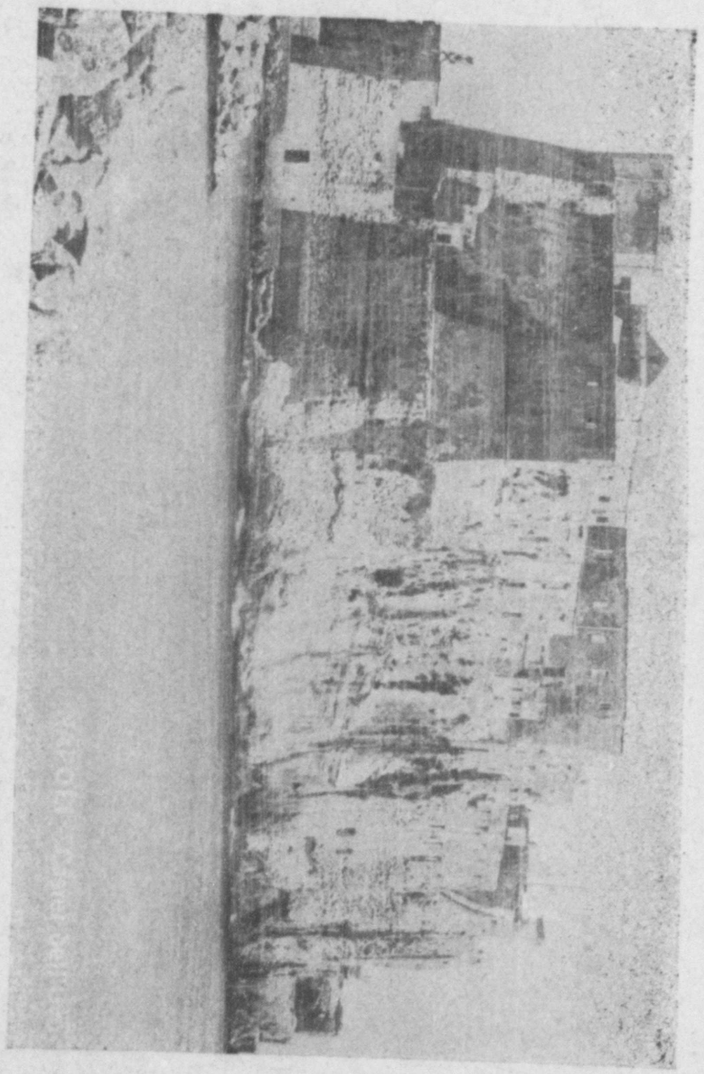

ナボリに着くと左手に城らしいものが見えます。それがこのカステルデロバです。昔は王様のお城ですが今はネグルシオウネが收容されて居ます。ネグルシオウネとは終身懲役に當ります。目下二百五十人ばかり收容されて居るやうです。外見の景色こそだが、こんな刑務所にどうして彩光がきへて居られませう。やつぱり新しき國としての日本の囚人は仕合せ物です。

五月十九日 諏訪丸にて 正木亮

あなたは本書の申込をすまされましたか？

司法書記官 森山武市郎氏譯
刑政研究資料第四輯
菊版約四百五十頁定價金貳圓貳拾錢（税共）

1927
改正獨逸行刑法規
（近刊）
世界に於ける最新最良の行刑法規

來るべき我新行刑法を
知らんと欲せば先づ
本書を繙かざるべからず

◆本書は昭和二年度の改正法規で舊法規に比して根本的改造を行ひ條文を增すこと百餘箇條、執行諸官廳、收容者處遇、釋放者保護及矯正及保安處分其他隨所に嶄新適切なる規定があります。
◆本書には詳細なる改正理由書を添付し該理由書は綜合的行刑法教科書と云つても過稱ではない。
◆先に第二輯として出版したる「獨逸行刑法規」は一九二五年のもので最近大改正を加へたる本書が手に入りました第二輯と併せて是非讀破研究せられたい。

◇發行所◇
東京市麹町區西日比谷町壹
刑務協會出版部
振替口座 東京二五〇五九
電話銀座二三四四。三二五八

刑政第41巻第7号
矯正図書館

刑政

夏祭姿　東京淺草の三社祭風俗の一

第四十一卷
第七號

矯正図書館

思想的犯人と處遇の鉄則

世界的大戰亂に基く歐米各國に於ける社會狀態の變革動搖は我國にもその餘波を及ぼし、農民運動、勞働運動等の社會運動が一時に勃興すると共にその反動運動も熾烈となつたが、最近にいたり遂にわが國体の變革、私有財產制度否認を目的とする結社が現はれた。世態の複雜に伴ふていろ〳〵な思想の發生することは洵に已むを得ない現象ではあるが、外國の運動に刺激されて金甌無缺なる我國体の變革を圖るに至つては、彼我國体の異同を辨別せずして我建國の精神を沒却せんとする暴舉であり、斷々乎としてこれを禁壓せねばならぬ。

しからはこの種の思想的犯人はいかにこれを處遇すべきか？　惟ふに一般の收容者處遇に關する指導的原理としてさしあたり三つの鉄則が擧げることが出來る。その一は、收容者を嚴正、公平かつ人道的に取扱ふとともにその名譽心を尊重しこれを鞏固ならしむることである。その二は、收容者を平等に處遇し、かつこの平等的處遇の範圍においてのみその個人的特性の全体を斟酌することである。その三は、收容者に對する優遇や懲罰は法規の認むる場合に限りこれを爲すべきことである。一及三は收容者處遇の實質的準則であり、二はその形式的準則である、といへよう。

私はあらゆる收容者に對してこの三つの鉄則を適用すべきものなることを强調したい。いはゆる思想的犯人に對してもこれを適用せざる何等の合理的理由を發見せない。かの思想的犯人なるが故に、これを惡むこと蛇蝎のごとく、これを恐るること鬼畜の如く、これを敬ふこと義人のごとくなることあらばそはすべて排斥すべきことである。惡むが故にその人格名譽を顧みざること弊履のごとく、恐るるが故にその不法の

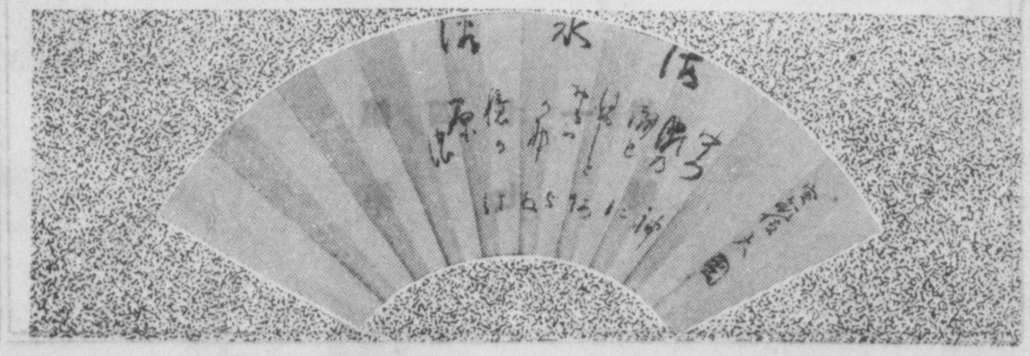

要請に諾々たること恰も腫物に觸るるがごとく、敬ふが故に不當なる優遇を與ふるに汲々たるが如きことあらば、そはいづれも唾棄すべきことであり、收容者平等處遇の原理に背き行刑の神聖を害するものといはねばならぬ。されば法に依り與ふべきは與へ、與ふべからざるはこれを拒み、賞罰またその處を得ねばならぬ。要は思想的犯人を特別扱せざるに存する。

もとより、均しく思想的犯人といふもピンからキリまであることは固よりである。いなこの種の犯人こそ他種の犯人に比しその差等が甚しいとも云へる。一面にその生命を不法な共產運動に捧げんとする者もあれば、他面において、判別を超越した陶醉的な一時の感激性から犯行に加はつた者もある。一は改善不能に邇く他は改善の餘地が多いされば平等處遇の原則のなかにも右に述べた樣に各收容者の特性を斟酌することはこの種犯人の處遇には特に必要を感ずるのである。

いふまでもなく行刑の中樞はあらゆる場合において刑務官である。刑務官として思想的犯人の處遇について注意せねばならぬことは牧擧に遑ないほどである。ことに刑務官の主觀はこの種の犯人の處遇に對しかなり强く反映する可能性があると私は考へる。しかし、自己の獨自的主觀、正しからざる自己のドグマをそのまゝ直に處遇の上に反映せしむることはあらゆる場合において避けねばならぬことではあるまいか、この種の犯人の處遇に關して特にその必要を感じる。つぎに、この種の犯人に對する矯正は思想を以て思想の轉向を圖るの方法に依るが合目的だと考へる。されば局に當る刑務官諸氏はよろしく社會思想の推移に留意しかつこれを檢討することにより、彼等の宣傳を排するとともにかれらに對して天下の正道を敎へ天下の定理を示す底の氣概を有せられんことを切望してやまざる次第である。

（たけいちらう）

六、一〇

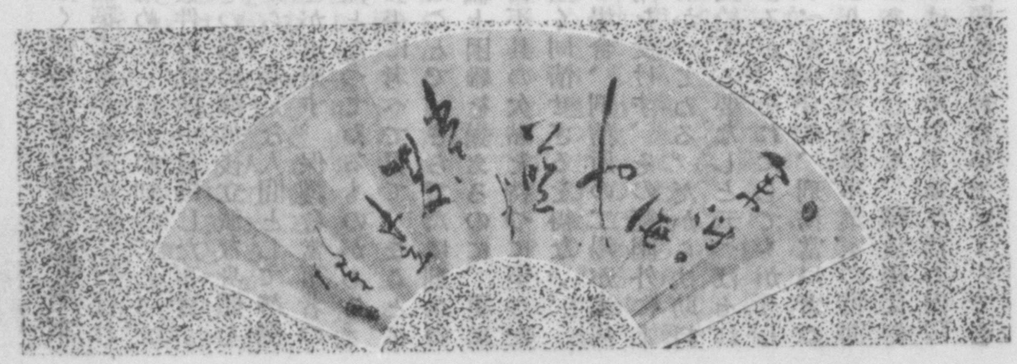

刑政第41巻第7号
矯正図書館

—刑政時論—

扶助料支給の問題

去年の冬のこと、ゴム工業會社の一職工が、仕事が終つて作業場で同僚と談話しつゝフレームにもたれて暖をとらんとした際足をかけた粉塵箱が突然滑つたため轉倒しその時機械に手を觸れて右手に重傷したので遂にその右手を切斷するに至つた、が會社側は工場法に「工場内に於ける職工負傷の場合、職工自身に重大なる過失のあつた際には會社側が扶助料その他の請求に應ずる義務なし」と定められたところによりその職工からの扶助料請求に應ぜずにゐたが、今度警視總監の認定を仰ぐことなり警視總監はこれを社會局長官に問合したところ、長官の解釋は

一、職工が雜談を目的としてその場で奇禍に遇つたとしても暖をとることが當時の狀況によつて至當と認めらるれば重大なる過失ではない

二、直接業務上の事實でなく業務外の行爲でも設備の欠陷により發生したる災害の場合は業務上の事實と見なす

と云ふことになり、結局會社側の主張は認められず適法により扶助料を支給することになつたから云ふことが先日「東朝」の夕刊によつて報道せられたのを讀んで自分は、ふと受刑中の收容者に於けるこれと同じ場合を聯想せずにはゐられなかつた。

彼等は受刑中であると云ふ違つた條件におかれてはゐるが、しかし、今日の如く刑務作業が機械化して來たり、建築工事が各所に於て行はれてゐるために、自分の知つてゐるだけでも數件の就業中負傷した事實がある。その爲に釋放後立派な身體をもちながら、滿足な人間として勞働することが出來ず、保護會當事者の頭痛の種となつてゐるものがある。これは公平に考へて見て、まことに氣の毒なことで、さらでだに刑余の身は就職上困難を覺えるのに、更に加ふるに不具の欠點を持つに至つたことは全く同情せざるを得ない。

一般の場合、刑務所の工場が工場法の適用を受けず、その範圍外にあるのはわかつてゐる。だから扶助料などは支給する要なしと云へばそれまでゞあるが、それにしてもかうした同情すべき場合に、刑務當局者の同情はあり、また保護事業家の特別の配慮はあるとしても、釋放後に於ける不幸は彼等に對する生活の保障が全然問題にされないでいゝのであらうか。

更に今日の行刑が單なる懲罰の執行以外に犯人の更生と釋放後に於ける良民化を目的とせる以上は、冷やかなる法理的見解だけでなく、そこに何等かの考慮を加ふべきではなからうか。これは今自分にも明確なる判斷はついてゐない、よつてこゝに問題として提出し諸賢の一考を煩はしたいのである。

疾病と犯罪

人間に困つた病氣がある、それは自棄である。自棄を起すと、どうにでもなれと云ふ氣になつて反社會的な行動をも敢てするやうになる、そのやけを起させる原因としては、いろいろあるだらうが、中でも病氣殊に致命的な死病に襲はれてゐるやうな者は、全く前途に光明を認めず、どうせ晩かれ早かれ死ぬる命だと云ふことになつて、自暴自棄と呪詛とから、神經衰弱的狂暴狀態に陷り恐るべき犯罪を計劃すると云つたやうなことが屢々事例として殘つてゐて。

前途を果敢んで自殺する位ならまだ實害が他に及ばないのであるが、そこは人間の心の不思議なところで、死ぬる段になつても、そこに一種の技巧と思惑を弄することになるものと見え、國家の重要人物に危害を加へんとしたり、世間的に虚名を博せんとして新聞の特種事件を目論んだりするものが可なりある、最近にも新聞に報道されたる事件で、そんなのがあつた。

また詭激なる社會思想を抱く者にありても、身體の病的原因によるところ尠くないのを見るとき、この致命的疾病が犯罪と關係すること深き所以を考慮して見ねばならぬと思ふ。かうなるといかにその犯罪が重大事犯でも云はゞ病氣のせいであるのだから、審きは審きとして、これを教化すると云ふ段になると、余ほどのギャロップをおき、そこに溫情的な見方と取扱方を要するのではなからうか。要するに、はなはだ平凡ではあるが例外は除き大体身體も丈夫であり、生活も安定して居れば、まづまづ思想も詭激にわたらず、反社會的行動にも出ないのであるが、病氣のため死が迫つてゐたり、生活が不如意であつたりすると、つい見るもの聞くものが癪にさわつて來る。だからかうした犯罪の撲滅のためにも、國民生活の安定と云ふことが、何よりも先に必要であり、是非やらねばならぬ政策である。

自棄を起すのは當人であるが、起させるのは、他に原因するところがある譯だから、その點を考慮して見る必要を近頃の事件につき感じた。

（虚生）

刑政第41巻第7号
矯正図書館

【海外視察第一信】

上海より

正木亮

四月拾四日の正午、わたくし達の乗つた諏訪丸がブイを離れると追々に彦島とわかれ六連島とわかれを告げねばならぬこととなりました。

玄海灘が思つたよりも靜かであつたわけか、十五日の午後になりますとわたくしの胸には此の數日間眠つて居た行刑の思索がまたぞろうかび出すこととなりました。支那の行刑に付て多くの文獻を持ち得なかつたわたくし、香港の行刑に歴史的價値を認めて居るわたくしとしては先づ支那のそれと香港のそれとに對して心支度をしなければならぬことでありますが、文獻の少い二つのものを思想的に觀察しやうとすることは無理なことでありますから、わたくしはその日セイロン監獄の文獻に眼をさらして居るのでありました。

けれども、行刑が人道主義の上にたゝねばならぬとされ出した今日——少くともソヴイエト監獄にはその規定があります——民族的におのづからなる差別を設けられて居る支那に於て、ヨーロッパ人の支配して居る監獄に果して人道主義の適用があるでありましやうか。法律といふものにたよることの出來ない支那人に、權利と義務との上に眼醒めることの出來ない支那の下級民達に改善刑を適用することが有意義なことでありましやうか。精神文化に誇るキリスト教國民がその教への如く總ての人類の上に愛と慈悲とを果して及ぼして居るであらうか。それ等に思ひを廻らすときわたくしにとつては上海に於ける監獄に多大の興味を起さねばならぬこととなりました。

◇　◇　◇

十六日朝六時デッキに出て見ると船は隅田川位な川を遡上つて居ります。楊子江にしては狹いといふ不思議な感じをパーサーに訴へると意外船はウーソンから分れて黃浦江をしづ〳〵と遡上るところなのです。滿目平野、古代式な五輪塔がポツンと浮び出て居るところ。おかしな農家の點在するところ。いづれもわたくしの現在が支那にあることをおのづからに知る左證となるのであります。狹い川を万噸の船と船とがすれ違ふのはたしかに偉觀には違ひありません。

午前七時竟に帆檣林立の上海に繫留することとなりました。支那人がどやどやと兩替に參りますし、支那の小船が四方から此の船を目がけて集るのは一種の情緒であります。遙かに望まるる領事館地帶と銀行のならんで居るバンド一帶の建物は古味がある丈けに東京のそれよりかゆかしさがあるやうであります。上海に行けば西洋の氣分がするといふ先人の言葉はたしかにこゝらあたりからも起ることとなるのでありましやう。此の町、あの町をやがてわたくしは見物して歩くこととなるのであります。

ランチで上陸したわたくしは先づ日本領事館を訪ねて司法領事のA君の御世話になりました。同君によつて得た總領事の紹介狀を持つてアモイ・ロードの警察署長を訪ね　先づアモイ・ロードの監獄 Amoy Road Gaol を參觀しやうと試みました。此處には今日五十九人のヨーロッパ人が收容されて居る筈なのであります。

署長は上海警察總長 General Commissioner of Police Shanghai の許可狀を必要とすると申しまして參觀を拒絶しましたので止むなくわたくしは總長の許にかけつけてやつと副總長 Assistant Commissioner のス

矯正図書館

ブリングフキールド氏 Mr. M O Springfield に情を訴へて此處に目的通りワオード・ロードに於ける共同租界監獄 The Municipal Cuncul Gaol, Ward Road を參觀することが出來るやうになりました。

◇　◇　◇

共同租界のワオード・ロードに可成り大きな監獄があります。町の眞中に二重門の監獄でしかも入口が狹く、面會を求むる支那の下賤な男女がむらがり寄つて居るのですから――わたくしの行つたときも五十人は居りました――外面見には隨分小さいものとしか考へられませんが中に入つて見ると相當大きなものであります。面積はそれでも六千坪位はあるやうですから町の眞中のものとしてはぜい澤な面積を取つて居るものだといへます。勿論耕耘地もなければ運動場に青々とした草木のありよう筈はありません。

建物は居房區域が五階建で、工場は二階建になつて居ります。居房は全部獨居で千四百ほどあります。採光とか換氣とかの問題に付ては收容者が支那人であるだけに考慮されよう筈もなければまた外人團から苦情を持ち込まれよう筈もありません。只々支那の犯人は犯罪の爲めに犯罪をなし、犯罪に對する賠償として監獄といふ便宜的な道具の中にほうり込まれればそれでことが足りることにされて居るのです。

その以前デムマークのゴース典獄が監獄は底なき桶だといひ、また或る物識りが監獄は犯人の通用門だと申しましたがワオード・ロード・ジェールはまさにそれであります。其處に目的もなければ感化もない。監獄は今日の刑事思潮とは無緣であり、氣の毒ながら此のジェールの役人達はいばつては居りますが牢番にちがいないのであります。

わたくしは囚人達をあわれみ同時に役人達を哀はれまぬことを得なかつたことでありました。

今日則ち昭和三年四月十六日現在でワオード・ロードには三千九十人といふ多數の囚人がとらわれて居るのであります千四百の獨居房 Cells に對して三千九十人。何んといふ過剩な數でしよう。必然的に一房に二人乃至三人が寢起きしなければならぬほど監獄設備を放擲してよいものならばわれわれは口に人道主義を唱へる必要もなく、刑事思潮を追ひ探ぬる必要もなくなることでありましよう。

人たるに價ひする存在(menschenwürdige Dasein)を唱へて居るドイツ憲法第百五十一條やソヴイエトの勞働改善法の尊い努力が此處に波及するまでにはこれから幾多の星霜を經なければならぬことであらうと考へるときわたくしの胸裡は悲しさに覆はれざるを得ないことでありました。

もちろん、此の監獄が千四百の獨房を設けたその昔はペントンヴイールのそれの如く獨房制の理想の下に立つたことには違ひない。ペンシルヴアニヤのそれの如く一人沈思默考せしめようとしたことには違ひない。さりながら、支那に泰西文化が渡り、環境が雜多になつて來たことであります。犯人はおのづからに增加せざるを得なくなつたことであります。

此のジェールは今間口一間、奥行一間半の獨房に三人宛收容して居ります。僅かに膝を容るるに過ぎない此の有り樣は設立當時よりももつと狀態がわるくなつて居ります。文明は進み、行刑思潮は退いて居るのが上海の今日であります。それに眼を引かうとする當局もなければそれをなやむ行刑官吏もない。外交團は一體どうしやうとするのでしようか。

◇　◇　◇

上海にはお金で人種の等級が定められて居ります。支那人が巡査になるには三十圓だそうです。印度人が巡査になるには五十圓ださうです。日本人が巡査になるには七十圓だそうです。さうして、白人は百圓位ときめられて居るさうです。全般的に見ればボンヤリした支那人よりも印度人がねうちがあり、日本人よりも白人がねうちあるやうに見へるでしよう。けれども、しかく人種的に價値づけて了ふことが如何にわれわれにとつて癪にさわることであるかは想像して頂きたい。

ワオード・ロード・ゼエールの役人も亦人種的に上下があります。典獄 Super-intendent, Coptain と副典獄 Assisiant-commissioner と看守長とを合せて二十六人は全部白人でありますし、百七十人の看守は大多數印

矯正図書館

度人なのです――部長には白人がいくらか居ります――。只醫師が上級官吏の中の唯一のものでたつた一人居ります。それとても到底白人の看守長に頭の上らう道理のないことはいはずもがなであります。

なぜに白人は金色の民に對し、また黑色の民に對し、しかく優先するの地位にあるのでしよう。五千年の文化の歷史を持つた支那の土地に於て、四億の民衆を誇らねばならぬ四百餘州に於てなぜに彼等は自ら屈せねばならぬであらうか。わたくしは、その點に行刑の立場を離れて一種の義憤を感ぜざるを得なくなります。加ふるに行刑は人と人との問題だとされて居ります。學問的にも經驗的にもかく是認せられて居るのにかゝわらず此處では互に排斥し、侮蔑し、屈從する異つた人種が人に扱はれ人を扱ふ地位に立つて居るのでありますから感化も改善も此の領域からは見向きもされないこととなつて居ります。

行刑はしかく異人種の上に理論を超越してよいのであらうか。

その昔、たしか一八四二年の頃かと思ひます。オーバーマイヤー Obermaier やデュクペシオー Ducpèsi-aux たちが犯罪を世界的に撲滅せんと企圖し、一八七二年ワインス博士が之を受けてわが國際監獄會議を創設したのは行刑が世界的に同じ理論のうへに立つべきこを是認したのではありますまいか。わたくしは今その國際的な會議に向つて航海をつゞけて行く途中に於てこの異端的な行刑をまのあたりに見たことであります。

われわれの行刑改良はおのおのの國に止まらないで非文明な國の上にも及ぼす義務があるのではありますまいか。

支那に對して各國が武力干渉を競ひ、關稅會議を催すことを之ととするに對して行刑制度の確立を致すべき各國の責務があるのではありますまいか。

まことに支那人は各文明國から便宜的な行刑を受けねばならぬといふ不幸にあつて居ることであります。

◇　◇　◇

わたくしは玆に支那人に對する處遇の一端を瞥見して置かねばならぬ。獨居房につながれて居る三人宛の支那人はその總てが互に足聯鎖でつながれて居ります。嚴重な居房に於て而も三人の足が互につながれて居ることは上野の動物園の獅子にも見ることが出來ない圖であります。わたくしがキャプテン・ワール Coptain Wahl に逃走はないかとたづねたら氏は二十年來一人もないと自慢して居られましたが一人の逃走を防ぐ爲めにしかも動物よりも苛酷な取扱をしてよいものであらうか。一人を防ぐが爲めに人類の心情をさいなんでそれで果して妥當だといへるであらうか。

ワール典獄は三十代の若い立派な男です。若い丈けに彼の思想も亦若すぎるようであります。だが牢番にあまんずることを欲しないなら彼また思潮に追隨する必要があるのではなからうかと深く考へたことでありました。

累犯者と初犯者とは分類されて居りません。一房に初犯者と累犯者がつながれて、その區別は僅かに左胸に一寸五分四方の白布に再犯者には青い横線が一本縫付けられて居り三犯にはそれが二本にされて居ります。着物は今恰度綿入れでありますが支那化された木綿製の洋服で右半分が淺葱色、左半分がカーキ色、さうして左の肩から乳あたりまでは朱色になつて居ります。おそらく支那共和國人たることを意味したものでありましやう。なぜならば、支那は三色旗の國でありますから。

隨分汚らしい洋服ですが、感心なことには下衣丈けは沐浴後一週間に一回必ずとりかへるさうであります。洗濯屋が一生懸命に釜をかきまわして居るところを見るとその說明がうそではないやうに感じられたことでありました。

沐浴といへば此處ではシャワー・ヴアスであります。シャワー・ヴアスといへばハイカラのやうではありますが一週間に只一回限り――醫師の申出でがあれば回數を增します――ですからわが日本の囚人たちはその點に於ても隨分めぐまれて居るといひ得ましよう。

汚らしい衣物、少い沐浴、さうして無秩序な拘禁制度はその結果として多數の患者を製造して居ります。

矯正図書館

案内の看守長すらその數を記憶して居りませんが醫者の話によると本日約二百人は超へて居るとのことであります、しかもその中百六十人は花柳病患者であるさうです。

食事は日本の軍隊が用ゐて居るはんごうのやうなもので與へられます。わたくしの見た範圍では就役者はわが日本の三等食位な量で玄米でありましよう、おそろしく黑い米食の上に十匁ばかりのサーモンとそら豆とかおかれて居りました。

その食事はカロリーは充分にあるに違ひない。だが食堂もなければ規律もないことですから彼等はおのおの勝手な板間にすわつて之をむさぼり食つて居ります。仕事をして居るもの、食べてるもの、雜談をするもの。おそらくアムステルダム以前の監獄はこうであつたに違ひない。不潔と不秩序とは此の監獄の唯一の特徵といつていゝことでしよう。之の點を通じてその他の設備の不完全は押して知るべしであります。

此の監獄には廣い診療所があります。手術臺として板製の腰かけ樣のものが一個ほどおかれて居ります。わたくしが診療所に這入つたときは丁度一人の病囚が花柳病の手術を受けて居るところでありました。支那人の醫者が病囚を魚の如く横たへメスを片手にして居るところです。他の十人ばかりの病囚はそのまわりを取りまいてそれを見物して居るではありませんか。

規律は監獄の生命だといはれて居ります。わたくしはあながちにその點にこだわらうとするものではありません。だが此の不秩序は監獄はおろかいかなる社會でも容れることの出來ぬ不秩序であります。監獄は犯罪人を釀造する學校だといはれて居た時代がありましたが、此の狀態はまさにそのときの監獄であります。ジョン・ハワードの靈を呼びもどして此の監獄を見せてやりたい。

◇　◇　◇

それでも、囚人は點數制の上に立つて居ります。たゞ獨居房の中に起臥するのと晝間工場に出られるやうにすることとを點數の得否によつて定めるに過ぎません。假出獄もなければ、勿論半自由も許されないことであります、それ等のない累進制、點數制がなんになるでしやうか。累進制とは囚人を希望に繫ぐところの固い根定の上に立つて居ることであります。希望もなければ慰安もない點數制は點數制のぬけ殼であります。此處では今そのぬけ殼を後生大切に守つて居るのであります。

作業は可成り大きく經營されて居りさうして官司業であります。洋服裁縫、印刷、木工、鐵工等がその重なるものでありますが殊に洋服裁縫には二百二十六人の囚人をつけて上海の警察服をつくるのですから可成りで盛んなものです。印刷には五臺の印制機をモーターで廻して居りますから之も相當な仕事には違ひありません。その他に封筒張り、洗濯などこまかいものが七八種もあるやうでありますがそれ等を通じて作業收入は年額約十二万圓だといつて居りますから收容費を約十五万圓かけて居る此の監獄は自給自足主義には未だ〳〵遠いことであります。

木工場で楢製のデスクを作つて居りました。三尺に二尺七寸兩側にひき出しが四つづゝついて居るものです。それを二十四日間かゝるといつて居りましたが希望のない支那人は出來る丈け手のろにそれ丈けの仕事を仕上げやうとするに違ひない。

作業賞與金は釋放のときに極めていゝものには與へてやるさうですが、それも殆んどないとのことです。

假出獄もなく作業賞與金もなくさうして彼等は讀む書物すらない。彼等はほんとうに生ける屍である。彼に鞭を與ふる代りに希望を與へよといつたアブラハム・リンコルンは上海に生れないでありましやうか。彼等には宗教もなく書物もなく況んや活動寫眞や蓄音器などとは夢にも考へられないことであります。只「生ける屍」を午前五時三十分にたゝき起されて午後五時三十分にいやでも横へねばならぬのであります。十二時間、ときに接見をゆるされて面會所に行くほかには只こつこつとして身体をうごかさねばならぬのであります。

人たるに價する存在。それをモットーとするソヴィエト聯邦に隣接する支那の一角に之れはまた地獄がある。

刑政第41巻第7号
矯正図書館

行刑が世界的の問題である以上かゝる上海の有様を默過するわけには行かないことでありましやう。不幸にもかゝる處遇をうけて居るワオード・ロードゼエールには初犯者よりも累犯者が多い。約三分の二は累犯者のやうである。見せしめの爲めの苛酷さだとすれば累犯者が多過ぎるやうであります。

わたくしは改善主義と正反對な主義を上海に見出し、さうしてその成績が極めてよからぬことを見出し得たことを皮肉に考へざることを得ないのであります。

◇　◇　◇

此のゼエールに感化區 Reformatory division があります。十八歳より二十歳までの者を入れるところとなつて居ります。だが感化監であり、少年監である此のデイヴージョンもわが日本のそれに比べれば雲泥の差があります。小田原少年刑務所にいろいろの設備があり、漁撈の勇ましさがあるのに比べて此處では別段とりたてる作業がない。川越のそれに職業訓練所があるのに比べて此處にはかゝる何物もない。少年は機械的に午前を定役に午後を學校に出るのみである。遊戯もなければ慰安もない。

まことに感化とは名のみであります。職員の爲めにテニスコートがありました。それは職員のわたくし的な滿足を求むる道具であります。子供は只それを指をくわへてながめねばならぬことであります。

◇　◇　◇

わたくしはわが日本がいかに精神文化に進みつゝあるかを忘つて居ります。これから西洋にその國の文化を探ねんとする途中にあります。だが西洋人の支配する監獄に於て西洋人が支那の精神文化を投擲して居る有様を見て日本の誠實さを誇らねばならぬと考へたことであります。許された二時間半の見學は西洋人對東洋人の問題と異端的な行刑の存在とを充分に感知し得たことでありました。

船は今香港に向つて支那海の眞只中を進んで居ります。

水天渺茫たる大洋を勇ましくも支那ジャンクが走つて居ります。

（昭和三年四月十八日　諏訪丸に於て、）

家庭の反逆者

三谷教令

一

社會の若き反逆者を日々取扱つておる私共が、其の社會の若き反逆者がもと〳〵家庭の反逆者であつた事に立到る事が數々ある。進んで家族を調査し、血族を調査して見ると、孰れも人格ある人であつて、何等其の少年の不良化すべき原由を見出さない場合がある。親子對面させて調査し訓誡して見ると、親も泣いておる、子も泣いてゐる、けれどもやはり少年は家庭の反逆者であつたし、之から先もやはり反逆者で行きたい心持を捨てる事が出來ず、事實亦家庭に反逆して行く。犯罪と云ふ社會にかける反逆行爲は、此の場合お添物である。

愛の行使、之が不十分である場合もあるが、今十分である場合にも、尙少年が家庭に反逆して行く、而して溫かかるべき家庭を後にして罪へと進む、果ては社會の反逆者となり、國家の反逆者となる。世人の記憶に新なる逆徒難波大助は一青年であつた、若き血潮を漲らせながら絞首臺上の露と消えた。彼は國家の基本を破壞せんと企てた大逆無道の徒である、しかも彼は『なぜ天地も之を許さぬ大逆を企てたか』と問ふ者があつたら、彼は墓場の草をゆるがせながら『家庭への反逆する心持が擴大したに過ぎません』と答へやう。而してさめ〳〵と泣かう。聞く處によると彼の家庭は人格ある家庭であるそうである。鈴木東京少年審判所長が彼が刑死体となつて横たはる前日、市ヶ谷刑務所に彼を訪はれた事があつて、其の時彼に色々事情を聞き訊し、種々訓誡せられたが、彼は家庭に對して非常に不平不滿をもつておつたそうで、其が遂にこの暴舉を企てるに至らしめたと告白したそうである。私共の調査の上にも兩親は人格者である。家庭も敢て不足はない、それに少年は不良化して行く此の場合私共は少年の不良行爲をにくみながらも、少年を調査して行けば行く程、少年の心持が判つて行けば行く程、少年に同情して行く場合が少くない。而して其の同情から世を呪ひたくなる。

この矛盾した心持、この矛盾した現象を、まわらぬ私の筆で描かうよりも、當事者の言に聞かう。まづ彼の片山伸氏が東都の某紙に論じた『一本の藁と不良少年』と

刑政第41巻第7号
矯正図書館

題するものを借用しやう。

……世間の夜と晝とが裏返しになつて、しつかりと頼りになるべき筈の權威が一向頼りにならないどころではなく、今の社會での權威の所在がわれから先づその權威を破壞し冒瀆するやうな事をし續けてゐて、それで平氣で言ひくろめて世間を押通してゐる白ばくれ加減を見てゐると、全く見てゐる方が却つて耻かしくなる。それが度重なると一体どれが間違つてゐるのか分らなくなりきうになる。全く月夜に狐につままれたやうな心持である。何もかも當にならなくなり、頼りにならなくなり、心持の安心して落着くところがなくなつてしまふ。寂しい取りつく島のないやうな心持である。そこで眞に權威あるものの如くに言ひ且行ふものが出て來れば、人は忽ちその手に縋つてしまひたくなる。それが一本の藁に過ぎないか否かは深く穿鑿する暇がないのである。

……この心持はまた不良少年を作り上げる。一家の權威——愛の源泉である兩親が、その身にとつて眞に愛の源泉でなくなり、やがて一家の眞の權威でなくなれば、兒はその愛をどこか別のところに求めなければならなくなる。兒にとつては、一日も兩親の愛なくして生きることは不自然であり不滿足である。しかし兩親の愛に代るべきものはさう容易に見つかるものでないのである。

二

『一本の藁と不良少年』は、更に言葉を續けて

……親が缺けてゐたり、親が兒の生活に對して苛烈でそのくせ臆病であつたり、たゞ眼さきだけ羊のやうに兒を育てようとしたりすると、兒は理解されない虐げられた自分の生活の不滿を家庭の外に求めがちになる。少くとも自分の親の家は面白くないから、不平と不滿とは餘計に募つて來る。そこへ何か僅かばかりの誘惑なり刺戟なりが傳へられさへすれば、その誘ふ力が白いか黑いかなどは考へてゐる暇がない。忽ちその力に惹きつけられて、知らず識らずの間に家を離れて、遠く放濫の群に入つてしまふ。少くともその兒の心の落着きどころは、自分の生れた家ではなくなつてしまふ。こんなことは世間の人がよく知つてゐることである。世間の親はそう云ふ場合に、自分たちの兒に對する態度や仕打ちのことは考へようともしないで、近所の友だちが惡るかつたからだとか、活動寫眞が惡るかつたからだといひたがる。そして嚴重に友人とか交通を監視し、机の中や日記帳や手紙などを内々取調べたりする。また地方の中學などでよくやつてゐるやうに、活動寫眞見物を一切嚴禁して、活動寫眞館の前に一々見張りをつけたりする。——不良少年の作り上げられる筈である。

……家に不良少年の出來るのと、國家に不平の徒の出來るのと、何れも筋道は同じである。權威が眞の權威でない時には、人の心は疲れ倦んで苛立つて來たり、センティメンタルになつたりする。またどうかすると、心がぐらついて欺かれ易くなる

ロシヤの民衆が迷信的で煽動され易かつたのもその筈だ。ラスプーチンとかイリオドールとかも結局おの〳〵一本の藁であり、また不良少年の誘惑者であつた。日本にもだん〳〵いろいろの意味での不良少年が殖えて來つつある。親顔をするものも親らしくなるがよい。子もいつまでも子供でゐない。

公は『おほやけ』おほやけは大家、國家も一の大きな家庭であることを考へる時、世の所謂社會主義者はやはり『家庭の反逆者』である。

感受性の鋭敏な少年が時代思想の影響を強く感じ且受け易いのは云ふまでもないが、又從つて現實社會の缺陷や弱點がすぐ少年の眼にうつり、少年はすぐ其に感じる。上流社會や中產階級の子弟に罪へまでは行かないまでも、こうした事から社會思想と現實家庭との間に放埒な息子が出來て惱まされておる家庭がいくらあるかしれない。『少年不良化の經路と其教育』といふ書物の中に一少年の手紙が載つておる。

……父は私のこの心の中を、少しも思つてはくれませぬ。と申したとて父の性格としては決して無理でないのであります。父は父の性格とし、又經驗として、高等學校、大學と、社會の戰闘に勝利を得べく都合のよい道を進むのが、最も正しくよいものであると私に教へます。その場合、父は決して私の性格と理想とを考へて見てはくれませぬ。……又私も深い事は父に申しませぬ。申したとて父は解つてくれさうもないのであります。

……父は私に申します「お前の幸福の爲めに——其中には私の戀愛問題が含まれております——そういふのである そして私としても世間に顔立てもならない。考へよ」。

……ですけれども、私は心から父の言葉を取上げたくないのであります。そして私としては、私の進んで行きたい文藝の道を私の信じてゐる通り進ましてくれ、それで成功したならば、それを見て嬉んでくれるのが本當の親の愛であり、又私から云へば孝行であると考へます。否私はそう信じ切つて居ります。

……かくの如き事柄で、私は今年も無理から、入りたくない學校に試驗を受けに行かねばなりませぬ。私は心底から嫌でたまりませぬ。私は親にそむかんとするのでもなく、又親を悲ましめやうとも勿論露程も思つては居りませぬ。が、世間や父は私を不孝者と見るのであります。

かくて所謂『不孝者』が製造される。この『不孝者』が自分の意志によりて何物かを行爲にあらはすと、たちまち『家庭の反逆者』である。親の愛を完全に受入れる事の出來ない彼、溫かかるべき家庭にのんびりとして體軀を横へる事の出來ない彼、三尺の土地でもよい自分の天地を得たい心持を懷いて、心は放浪の旅に上る。其の旅路で煙草、女、酒等を拾つて來る。そこに社會の『不良』

刑政第41巻第7号
矯正図書館

が出來る。『塵芥だとか、女だとか、酒だとか、なぜそんなものを拾つて來るんですか』と叱つちやいけないと私はいひたい。それは此の放浪の旅人は何としても面白くない心持、堪えられない惱みを、之等によつて一刻たりとも忘れたいと、其を麻醉劑としてとるのであるからである。この麻醉劑はすぐ中毒をおこして、之を取らねば生きておられなくなる。もとは拾つた麻醉劑も、その後はそれを購入する爲めには莫大な資金が入る。やがて縞の着物に御暇をつげて、暗い鉄窓の下で、熱い涙をほろ〳〵と降らすに至る。こうしてこのフキルムが終りに近附いた時、この『家庭の反逆者』と、その親とどちらが先に生れたのだつたかと考へさせられるのである。

愛の行使には條件があつてはならない。愛の行使にはお添物があつてはならない。愛の行使には報酬觀念があつてはならない。宗教家は佛樣の御慈悲を親心といふではないか。絶對愛であらねばならぬ。親はどこまでも眞純な愛の行使者であらねばならぬ。そうでないと、ともすると愛の破綻が來る。愛の破綻、それを別の一葉でいふと家庭の反逆者の出現である。

一つ十數年前『東京日日新聞』紙上に掲げられた『男爵家を出るまで』の告白を紹介しやう。

……僕の父はね、子供を何でも自分の思ひ通りにこしらへ上げようとしたんだ。自分の通りになるのが一番間違がなくつていいと思つたんだね。そりやあ、一方から云へば確に間違はないんだ。けれども大きくなつて見るとみんながみんな一人も自分の思つた通りどころか、飛んでもない程豫想外になつて了つたもんだ。父の考では、自分の子だから一人殘らず、やり樣次第で自分の理想通りに、つまり自分通りの人間に出來上る筈だ位に思つて居たらしいし、今でもさう信じてゐる。

……自分の子供達を歩かせる途が極つたとなると、これからが事なんだ。細大洩さず干渉さ。これは尤も父の性癖の中で、ごく特長的な部分なので、あらゆる事は干渉しなければ氣の濟まない性分なのだけれど、特に子供達の安全の爲の干渉となると實に至れり盡せりなんだ。實際閉口したのは僕ばかりではない。兄貴や、姉や弟なんかも充分閉口したのだけれど、其の内でも僕の閉口の仕方が一番ひどかつた。僕以外の三人は閉口しながら不平をこぼし〳〵服從して行けたが、僕には——これが厄介な性分なんだね——それが出來なかつたんだ。出來ないお蔭で壓迫は倍も頂戴すると云ふ事になるのは當然さ。

……其間に學校教育も終りに近づいて(高商)愈實世間へ御目見えに出る際となつて、又一問題、夫はつまり僕が父の理想である役人そのものが嫌ひで〳〵堪らなくなつたんだ。僕が役人生活を眞實嫌ひだと白狀した時には父も實に意外に感じたらしい。と同時に僕、非常に危險視し始めた樣子が明かに見えた。

非常に不滿だと同時に僕の前途を非常に危ぶみ始めた。一方僕がぐれ始めたのも矢張り此の頃からだ。……父の最も望を囑して居た僕が成長するに從つて、自分には段々に反抗の度を强めて來る。結局は到底自分の希望には全然添ひそうもないとなつた譯だから、從つて父の失望も大きかつたのだ。

……考へて見れば氣の毒な譯さ。だけれども氣の毒なのは實は父ばかりではない。僕自身も今となつて見れば實に氣の毒なんだ。つまり僕に對する教育方針と云ふものは、父が勝手に——僕とは全く沒交渉に——定めてしまつたものだ。

……今となつてはまあ〳〵取返しのつかない、人間に成上つてるんだ。折角苦心した子供達が皆が皆かう云ふ風だから、自分の遣方と云ふものは絶對に間違はなかつたと今でも確信して居る父には、全く譯が分らない。あれだけの努力をして斯う云ふ結果になると云ふのは、運命だ、人間業には及ばないんだと思込んでゐるのかも知れない。兎に角實際父は氣の毒な程失望してゐる。……

……遂に家出、着物だけ着て出た。僕の住んでゐる處を探す者があるかも知れないがまだ知れない。其方がいい。僕の爲めにいい。僕は之から一人で食つてゆく。是には知れない方が邪魔がなくていい。……

大分通俗的な記述になつてしまつたが、之を要するに『家庭の反逆者』については、少年に向つて云ふよりも私は『家庭の主權者』に向つて云ひたいのである。なぜならば『家庭の主權者』は家族を扶助教養する責任者であるからである。何しろ少年は親より後から此の世に出現したものであるからである。更に要するに親たる者、家長たる者は自分の頭に絶對性を誤認したり過信したりせずに、現代思想を、少くとも少年の頭を諒解してやることが肝要である。而して人間の個性といふものをもつと〳〵尊重しなければ駄目だ。佛教の示せる個々の『業』のをしへをよく〳〵味つて——。（完）

うめくさ

小田原少年の漁撈訓練所でとれる海産物を利用して、刑務作業としては始めての「かつをの鑵詰」と「サクラソース」を製作販賣してゐる。これを此間縣の水産試驗場であつた試食會へもち出して、食通連の味覺試驗に上した。元來小田原の鑵詰とソースは同試驗場技師の指導でやつてゐるのであるが、ソースの方は少し辛味が强すぎると云ふ批評であつた、何でもこれを贈られた人から「先日のソースまことに難有感涙に咽び候」と云ふ禮狀が舞込んださうだ。

刑政第41巻第7号
矯正図書館

教化に於ける映画の地位私見

若林諦演

實際教育又は實物教授といふやうなことが教化訓育上やかましく云はれるやうになつて以來、映画教育等いつた言葉も亦その内容も、理解せられ、使用せられるやうになつてきたのである。

映画が一部識者（あへてかく云ふ）が唱導するやうに人間生活の一部を完全に確保してゐると稱せられることに遽かに同意することは出來ない、又生活の要素とまで力説せられることが正しいことか、どうかを直ちに斷ずるには躊躇するものである、又全然それ等の映画が與へるものゝ悉くが所謂、訓育又は教化といつた概念に多く適合してゐるかどうかを別として近時の映画を　此を映画それ自体から云へばその量に於て、その技術に於て、其の素材に於て、實に格段の進歩であることを否むことは出來ない。

而して尚又かゝる量に於ての映画の洪水は他面、供給と需要の關係の上にある以上、又、當然活動フアン即ち活動寫眞狂なるものを殆んど社會人の全般の上にふしよくしたことも亦否むことが出來ない。

已に熱と云ひ、狂といふからには健康、狀態でないことは勿論であらうがかゝる狀勢に於かれてあることは事實である。

近頃の社會人に特に其の注意を喚起するものゝなかに運動競技と活動寫眞がある、その他にも隨分たくさんあるであらうが此の二者をその最も著しいものと考へる、運動競技が何故に吾人の興味感をしかくそゝるかをしばらく別としてかくも活動寫眞狂をつくり出したその根據は一体何處にあるのであらうかと云ふことを一應せんさくして見よう。

先づ第一に現實と云ふことである、スクリーンに映る画それは幻燈や、靜物画ではなくて、私と同じように生

活し、私と同じやうに生きてゐる人間が映つてゐる、それは自然のまゝである、風が吹く、鳥は舞ふ花は咲きほこつてゐる、飯を食ふ、何かをさゝやきかける。

第二に現實の絶へざる行進は當然變化と云ふことを伴ふのである、人間が常恒などいつたことを意識し、考へつゝも尚、變化を如何に好むかといふことは自明の理である、拘禁精神病者がその素質に多くはよるといへども亦この拘禁生活より生ずる變化の全しい無聊が如何に多くの緣をなしてゐるかと云ふことは極めて分りやすいことである、絶海の孤島に、朝に、夕に、雲を呼び、蒼海を友とし、よせてはかへす波枕、燈台守の生活が如何に堪ゆべからざる生活であるかは想像するに難くない。

此條件を活動寫眞は極めて都合よく滿足してゐる。

第三は第二より引續き起る現象でそれは運動といふことである。變化が引いて運動を意味することは明かなことで、一秒の〇、四二の曝露で一秒時間の十分の一以内に四百回のピストル發射を映すに至つては人間の變化運動愛好性を滿足せしめ、猫の眼の如き心の變り方を好む人達をも優に滿足せしめ得るであらう。

さうしてそれ等は又次に人間が常に人生に結論を要求する本能的な心持と一致してゐるものを與へる、歌舞伎劇で一幕や二幕丈ではその全体の意味するものに解決を與へることが出來ずに只此れは又種々な場面〳〵の變化とその舞台上の技巧、藝術にみりようせられるのであらう、十二段、忠臣藏の通しがよほどの舞台上の効果を現はさないと成功せないのは人間の變化愛好性を示すものである

活動寫眞は多くの場合、或る一事件を中心としてその事件に關する種々の事實をことこまやかに映寫し、その大團圓を提供する、此のことは劇に比して考思すると面白いと思ふ、而も結論に引きづられることは續篇最終篇の呼びかけが如何に待ちあぐまれるかによつても分る、私は連續小説の妙味はむしろその日の場面の展開よりも明日により多くの興味を持つものであると信ずる、即ちまとまつたものを短時間に與へるところに活動寫眞の妙味がある。

其他、比較的に容易に鑑賞し得られる便益を見逃すことは出來ぬであらう。

此を要するに活動寫眞狂を生ずべき必然の理由は極めて深く人性に根ざしてゐることを考へてもよからう、若し然ればもう狂や熱ではない筈である、しかし、その他の場合と等しく狂や熱も亦存在することは事實である、

矯正図書館

米國の或る少年審判所長は私の過去の經驗上の統計は映画のために不良兒となつたもの、極めて尠いことを示してゐる、それは驚異すべきほど僅少であると云つてゐるそうである、然しよしどんなにそう云はれても映画の爲に善良兒になつたものが多いといふ証明にはならぬ、而も私共は確に悪影響を及ぼす他の事例を持つてゐる、然したとへどんなに悪影響、又は悪結果があるにしても此れを絶滅することは事實不可能である、不可能である以上、このよき方面を創造せしめ、進展せしめることは重大な意義をもつものである。

今此に刑務所内に映画を持つことは云ふ迄もなく一に此の悪影響を與ふべきものを除去し、好影響を與へしむべく以て他日の資に投ぜんとするものであることは云ふ迄もない、

惟ふに映画發達の歴史と、その過程及び今日の一般興業映画は、もとより娯樂を主要目的とし、興業者の營業心理の上に成立してゐる、そして刑務所收容者達は此の種映画にもつとも印象の深いことに注意しなくてはならぬ、教化だの、訓育だの云つた映画にはおなじみはない、あつても極く薄い、從つて映画と云ふものと娯樂觀念とが結合してゐることはあへて不思議ではない。

私は映画に對して多くの注文があるが現在の刑務所に於ての映画に就て大体次のやうに考へる。

現在の如き映画の回數に於て教化又は訓育映画といふには物足らぬ、もとより回數の如何によるとのみは考へないが、數ケ月に一回、乃至一年に兩三回かの現在の程度の回數ならばあつさりと彼等の映画に對する娯樂欲を滿足せしめ、無聊を慰むる程度でいゝと思ふ、息ぬきは誰れにでも必要である、そしてそれ等の映画は必ず上品なユーモアーを必要とする此の種映画を特に最も必要とする、

人生の慘ましい場面やなどは私は感心しない、例へば母のこゝろの一部の如きがそれである、何となれば彼等はそんな場面にはもう嫌忌するほど接しすぎてゐる、そしてその映画によつて自省し、反省するやうに一見、感想錄の上では見受けられるが、同じ境遇にある妻子のことをのみ案じ悶へ、そして現實に於てはどうにもならぬ身をかこつのみである、彼れは拘禁された人である、そして飛立つように思つても飛び立つことは與へられない企てゞある、自省と反省すらもが直接、彼れと妻子とは此の場合、直ちに關係はないのである

私は教誨の場合でも常にそう思ふ、悪いことをシテハナラヌと云ふこと、善いことをショウと云ふときは私は

多くの場合後者を用ゐる様に心掛けてゐる、前者の消極道德は彼等には禁物である、それは何かの場合にキツトたやすく証明せられる經驗を實際家は有してゐられることを信ずる、しかく彼等は善いも悪いも知りぬいてゐる、そして凡そ悪いことのすべからざることをも全く御存知である、映画に於ては私は特に此れを感ずる、少くとも彼等の映画觀が娯樂的氣分を結合せられてゐる訓練がある限り、朝から晩までのお説教にはあきてゐる、私はあへて此處で刑務所の一切の設備機關が一種の説教を常にしてゐるやうに感じてゐる、種々な意味ではあるが。

實際上、映画を以て此の程度、即ち、娯樂の意味以上の能率を與へんとするならば是非ともその回數が增加せられねばならぬ、回數がどれ位が適當であるかはすぐは斷定することは困難であらうが少くとも教誨の度數と同様位は最少必要程度であらう。

若し、こんな風に實現せられ得るならば私は始めて教化上より見たる刑務所映画の方向を一見する必要を生ずるであらう。

今日の程度の回數に於ては吾人は娯樂、それも上品なユーモアー、笑を要求することを切言したい、此れでいゝと思ふ笑の見合は堪へられぬ苦痛を伴なうものである、もとより一私見である。

將來の刑務所、映画には多くさんの注文がある、その大体を一點書きませう。

一、回數の增加、月、二三回

二、實物教育的のもの

産業に關するもの、生理に關するもの、機械文明、社會狀態の映画化等の如きもの

映画「我等の日本」の如きは私は今もなほいゝものと思つてゐる

三、説教、特に消極的説教の如きものは感心しない、説破せず、暗示的なもの（善い意味の）に妙味がある、暗示を解する特殊の精神作用は普通人よりもつと一般に敏活に活動する、それは極めて生活の單一が彼等の想像力を高めたに起因するものではなからうか

其他尙、多くあるであらうが直接映画に關係なきために他日に讓る。

然し、何はとまれ、あまりに映画の効果を過信し、誇張しないことである、一片の映画によつて全人格的變化を企圖することには遽かに賛成し得ない、もとより落葉に大悟す等云つたことゝ同じく映画とてこの意味を成就することに間違はない。

（昭和三、五、二〇）

矯正図書館

再び刑務教誨と映画に就て

石清水一雄

私が前稿「刑務教誨と映画に就て」――刑政五月號――で私考した重要な一點は、刑務所で觀せるであらう諸映画中特に「教誨映画」に就てゞあつた。即ち、私の謂ゆる教誨映画は、新教育映画としての範疇に屬し、その全汎的な要素を持つは勿論ながら、受刑者の教化を目的とする問題映画としての特異な立場を考慮されたものである事は言ふ迄もないのである。而してそれに就て考へらるべき選擇標準、映画の種類、配給と設備、觀覽方法等に就て、疎雜ながら私考して置いたのである。從つて謂ゆる産業映画、娯樂物、實寫物等に就て言及する餘裕を持たなかつたのは遺憾である。

前稿に於て、特に映画を觀せる場合の選擇方針に就てこだわつた程くど〳〵しく言つたのは、其處に私達の深く意圖する處があるからでなければならない。普通世間に於ける興行映画の場合ならば、大体に於て選擇方針に映画の娯樂的價値を先づ見究め、それこそ娯樂本位興味本位で突進してよく需給の原則によつて行動すれば良いのであるが、之を教育映画の場合に見るならば、極めて消極的に考へても清新健全な娯樂であることを要し、積極的には娯樂的に見ゆるのは一面の話で、内實は中心をなすある目的を持つて居る譯である。興行者の迎合主義で行くのに對して、これは或る程度迄の要求が加味されてゐる處に、わざ〳〵觀覽させる趣旨があると思ふのである。

殊に之が特別な目的を持つ刑務所の收容者に觀せるのである場合、特に其點の考慮が拂はれなければならぬと考へる次第である。言ふ迄もなく行刑の對象は精神的缺陷を持つ犯罪者にあり、謂ゆる犯罪防止を企圖する處に其目的があるのである。苅屋氏の言葉を借れば「行刑は無刑のための行刑でなくてはならぬ、故に刑務所の中の一塵一草といへども犯罪防止に何物かを貢献する」ものであらねばならぬと思ふ。この點から考へて、私は或程度まで目的されたる映画であつて差支へないと信ずるものである。それだからと言つて、堅苦しくて味氣ない囚はれた映画が選ばれるとするのは早合點である。其處らに刑務所で用ひられる映画の選擇方針を置いて然るべきでないかと思ふ次第である。

この場合、私たちは興行映画に於ける娯樂本位の映画といふ事などにこだわる必要がないと思ふ。又實際に必要を認める場合は純粋な娯樂映画を使用していゝのであり、事實映画のプログラム作成には當然各種のものが組合はされる筈である。而して普通の社會環境を持たぬ味氣ない刑務所の收容者を滿足させるに必要な娯樂は、私達の意圖する教化映画で充分に味はひ得ると思ふ。あけすけな興行映画は別として、由來映画は教化力を持つてゐる娯樂である。即ち教化の中に娯樂あり、娯樂の中に教化力がある。かくて私達は映画の觀覽によつて、より善き影響を及ぼし以て將來に資せしむる處多からんとするのである。從つて私たちの意圖する當來の刑務所映画?の中心は何處にあるかゞ自ら思惟出來る事と思ふ。

×

次に私は前稿に於て、實寫物娯樂物産業物等を別として、教誨映画の教化價値を高調した。世間では映画の惡影響を怖ろしい迄に言ひ立てるが、その善的影響の紹介には乏しい。斯うした時に、最近東京市社會教育課の出した「……不良少年の不良行爲を見ますと、活動寫眞映画の内容を模倣してやつたといふことは非常に少ない。百人の中僅に二、三人位のものであります。所がおかしい事には活動寫眞と不良少年――これは寫眞を見て惡いことをしたのではない、寫眞を見たい爲に惡いことをする者が非常に多い、これは二十五%位ある。活動寫眞を見たい爲に横領、詐欺、脅喝、掻つさらひをする。映画の内容の模倣といふ事よりは寧ろ見たいといふ事が大きな原因であります云々」とある映画調査の如きは面白い統計の一つだと思つた。之は興行映画の場合だが、環境を整理して見せる教育映画に就てはもつと善い感化を受ける事實の擧げられる事を知る。

斯く映画の影響如何によつて價値の判斷をする場合、惡影響が善影響より多いなら映画も困つたものであり、殊にこの惡影響の絶滅が不可能であるとするならば猶更以つて問題にならないのである。だが、それをより少くする事の可能を信ずるのみならず、もつと積極的に教化價値ある作品の製作を信ずる私達は、より深く映画の善影響を期待せずにはゐられない。事實、今日迄の映画にしても善い影響を及ぼしたものが多いのである。よし又映画によつて可成り強い雜多な誘惑を受けるとしても、それに打勝てるだけの強い意志とより高度な感情が湧いて來ればよいのである。其處をリードするのが教誨師だ。さうした苦闘によつてかち得た精神力こそ本當に望ましいものではなからうか。勿論前述の如く準備されたる映

刑政第41巻第7号
矯正図書館

画が刑務所で觀せられる場合、興行映画に對するそれの如く止むに止まれぬ程狂になる樣な事もなく、從つて又世間一般に考へられるが如き惡影響の起る樣な事は尠いと思ふ。

而して今日の刑務所では勿論觀覽の機會の多い事も必要とされるが、同時に如何にしてより良き映画を得るかの質の問題が先決の事柄となつてゐるのではなからうか。即ちより良き物を選擇し製作し、より効果的に之を用ふる方法が研究さるべき時代であると思ふ。さうしてそれが相當高く持上げられた時代が招來されたとしても、豈も一度の教誨で何人の受刑者を眞に全人格的に感化し得るかの問題が起る樣に、一時に多數の受刑者に對して素晴らしい教化的効果を擧げ得るものと限らないのは當然である。だが一度の映寫で眞に數人の心を動かして精神的疾病を治療し、行刑の目的に副ふ事が出來れば結構ではなからうか。さうして之が刑務教誨に相伴つて連續實施さるれば、映画の價値も相當大きなものとして認めらるべきであらう。

兎に角も私は利用せらるべき諸映画の內、特に教誨映画に就て私の意圖する處を再考し、敢て前稿に添へる次第である。

——了——

日本精神

中川孝太郎

日本精神は武士道の中に最も多く發揮されてゐる。武士道は能樂や淨瑠璃の中に具體化され、實際化されて殘つてゐると思ふ。從つてわが日本の精神を容易に見聞するには、能樂や淨瑠璃に依るのが最もよい方法であると考へる。

日本主義といひ、日本精神といつて固苦しい理窟や、難しい議論をしても、一般には却々理解されない。ところが淨瑠璃や能樂等は直ちに情的方面に訴へるものであるだけに、その中に含まれた日本精神を知らず識らずの間に理解し、更に知的以上の力を喚び起すのである。

今日、世間の親達は殆ど無制限にアメリカの活動寫眞等を見せてゐる。それで子供達はいつの間にか輕薄な風潮に染んで了ふやうに思はれる。私はさうしたものを見せないで、能樂や淨瑠璃や講談本等を薦め、日本式の教育をしたいものと思ふ。（弘道）

賞に入つて（壹）

刑務所製作品を東京博覽會へ出品して

編上靴　小菅刑務所製作
總桐箪笥　巣鴨〃
華臺　金澤〃
碁笥　沖繩〃

が有功賞を得ました、就てはこれ程の作品が出來るに至るまでには指導上に相當の苦心あることを思ひ、受賞刑務所の指導の任にあるお方の感想を寄せて戴くことにしました、順次發表致します。

（編輯子）

◇

有功賞に酬ゆる覺悟

小菅　和田作業技手談

今回御大禮紀念國產振興東京博覽會へ靴を出品しまして、圖らずも有功賞を得ましたことは、直接このことに關係してゐる私にとつては無上の嬉びであります、私は皮革製品の方を擔當してゐまして、この製品が市場品に比して何等遜色なきもの、まだそれ以上のものを出だし、刑務所製品が市場を指導するまでに進めたい覺悟と抱負を以て常に指導に當つたものであります。まづこれには四綱領を作りました、即ち

一、社會の趨勢に鑑み、時代の流行に遲れないやうに心掛ける
二、無用の裝飾を廢して冗費を省き、質實剛健の精神を不識々々の間に實現せしめる
三、製作は叮嚀親切に、その製品は堅牢にして永く使用に堪へる優良品を出だすこと
四、廉價を第一とし、薄利多賣主義で以て一般の需要に應ずる……

といつた方針で進みました、けれどもこれ等の實現は仲々容易ではありません。

◇

第一社會の趨勢に應ずるには一つの城廓に籠つたものとしては、どうしても、遲れ勝ちになります、しかも製作に從事する者が、仕事に經驗のある者ばかりでありませず馴れない者が多數で、それを初等から修業せしめて行くのですから立派なものが出來難い、しかも靴の方は形狀即ち恰好を第一に云はれるものでありますのに、孰達せない內は甘く出來上らない、その上に形狀に流行がある、この流行に遲れては駄目です、刑務所製品は原料はよいであらうが、恰好が惡くて困る、これが世上の批評と思ひます、この弊を一掃する爲に、常に市場品と對照してその欠點を補ふてゆきます。

第二に、製作上手數がかゝつて、

矯正図書館

その製品の効用上支障のない部分がありますが、即ち裝飾ですが、これも形狀の上から全然無視も出來ませぬがある程度までは、意匠の上に注意すれば節約し得る點があります、その點を省いて、代りには質のよい堅牢なものを仕上げる、これが一面製作者に實實剛健の實を体得せしめることにもなりませうし、又需用者の爲に利する處は大であります、がこれには私達の研究も要することであり、その實現には相當苦心が存する譯であります。

第三、製作上には叮嚀親切が第一であることは申す迄もありませんが實際に市場品は出來る丈手間と材料を省いて、價格を低廉にしやうと努めて居る、これに對抗する上には是非とも、つまらぬ馬鹿念を入れることを廢めて、よい品を出すことを考へなければならぬ、それには製作上の技術は無論必要でありますが、就ては、この叮嚀親切といふことと、餘計な手間を省くといふこの二つを取違へないやうにさせねばならぬ、茲に微細な注意が必要になります。

第四、廉價につくやうに仕上げるには、前も申す如く、餘計な手間を省き、さうして材料のとり方、扱ひ方を上手にする、少しの材料も無駄にせないやうにしなければならぬ、これにも技術を要しますが、これで下手をしますと製品が自然高くつくことになる、正直にいふと、損得を知らない材料の用ゐ方をすると困りますので充分の注意を拂はなければなりませぬ、この點も指導者としては苦勞します。

まづ以上のやうなことが甘くなりますれば安價に仕上げられ、從つて市場品と競爭することが出來、進んでは市場品を凌駕し得るですが、かく分りきつたことが、實際の製作に當面すると容易でありませんから、偶には氣を腐らせる時もあります。

◇

かく種々の困難が製作の上には伴ふのも、これも自然のことで、一向精進する外はありません、がこの製作品の品評を受けることは奬勵上有益のことであります　それで今までも內輪の品評會はありましたが、一度是非一般公開の批判にあづかりたいと思つて居りましたところ、幸ひにも今回の擧に接した譯で、尠なからぬ期待をもつて出品したのでありましたが、この榮譽に預つた次第です。これを動機として一層研究を進めたいと思ひます。

（一記者）

新坊ちやん物語（六）

めがね越しに原議を眺めて……商人泣かせの會計さん……金に未練がついておしくなる……爾今ビタ一文でも支拂はぬ……印鑑證明の大論……會計の身になつて見て呉れ……上機嫌の年度末……むしろお愛嬌の仕儀……等々

春日鹿二

やかましいことにかけては會計係ほど手數のかゝるものはない。仕事が仕事だけに、嚴重にやらねばならぬせいもあるが、どこの會計係でも頭のかたいことにかけては典型的のものとされてゐる。尤も會計係があまり融通をきかしすぎると

「〇〇を購入して貰ひたいのですが」

「あゝよろしい」

「こう云ふ便利なものが出來たんで一つ買つていたゞきたいのですが」

「あゝよろしい」

こんな風ではきりがないから、購入の申込があると、まづ、原議案をめがね越しかなんで、ネメまはし、たとひ年度始でも、なんとかかんとか文句をつけて買はない算段をする、これでいゝ加減になるらしい。こゝに於てか會計係と云へば、まあ月給日だけ位には人間らしい顏に見えるがあとの日は債鬼にもひとしい面がまへに見えるとよくそんなことを惡口屋の古參が云つてゐたが、吾輩もこれで「當所に御厄介になつてから」日を追ふにしたがつて、一寸そんな氣もすると云ふものだ。

ことに商人にとつては、「役所の會計さん」は大の苦手で、やれ見積書だの請求書だの領收書だのと、書式のやかましいこと、何度も何度も足を運んでもこの判では拂はぬ、この書式では拂へぬのと、迎もうるさくことづきまはされるので、氣の弱い店員などは一度でコリ〳〵して了まふ。

「あゝ、お前は本人かね」

「え、いゝえ、主人は一寸用事がありますので私が代理で……」

「代理なら委任狀を持つて來たか、委任狀がなければ渡されぬぢやないか」

とやられて、どうしてよいのかわからず、有耶無耶のうちに

「あゝ、さようで……」

と引下つて、歸つて主人に傳へる

矯正図書館

と、傳法な主人になると、面倒がつて「なんだ、一圓そこ〳〵の金なんか呉れてやれ」

と腹を立てゝしまふ、さてかうなると今度は會計さんの方で弱つてしまつて、速刻呼出狀かなんかで、「〇〇日午前九時請求の金額相支拂候間當廳へ出頭相成度」と來る。結局關所をくゞつた上うるさい書式を何枚もかゝされて、有難く金一圓なにがしかを頂戴して、汗をかいて遠路を引下ると云ふのが落なんだ。これぢや商人が役所の御用と來るとゾツとするのも無理はない。

がしかし會計の方に云はせると、何も好んで、やかましくしたくない、やかましいのは御規則なんだ、さうしなければ通じないから所詮うるさがられもする、會計係は損な役目ですよと云ふかも知れぬが、こつちの氣持になると、あの場合規則がさうさせるとは思へないから、苦情が云ひたくなるのだらう。

「こんどの會計はさばけてるね」

そんなせりふが御用商人の間に洩れると、職員の間にだつて、

「わかつてるよ、ずいぶん、澁らないで、氣前よく出すよ」

とうけがよい。

そこで僕つら〳〵思ふに、金つて奴は魔物だと云ふが全くさうで、どうせ殘して見たつて自分のものになるわけはないにしても、一旦自分の手から渡すとなると、やはりそこが人情で出し澁る、何んだか、タヾ呉れてやるやうな氣がして惜しくて仕樣がなくなる。こゝいらに會計係心理と云つたやうなものがあるのぢやなからうか。

會計係とある以上、金を出納するのが役目だから、いくら出すときであつても、うるさいことなどは云はずに、さつぱり出す方がよいのであるが、ひどいのになると、それこの心理に囚はれて、職員の全部は自分が毎月俸給を出してやるから生活して行ける。乃公の氣にさわるやうなことをする奴は、爾今ビタ一文でも出さないから、なんてコヂれたりするのがあるさうであるが、これなどは少しく了見が違ふでせうと昔はやつた心學道話かなんかで行きたいところだが、うつかりそんなおせつかいをして、それまた眼鏡越をやられてはと中止するものだから、いつまで立つても「下しおかれる」式の頭がなほらないと云ふことになる。

先だつても、自分の氣の合ふ男がある役所から囑託をうけて働いた手當を貰ふと云ふ段になつて、印判のとからとんだ諍論となり、

「この印では渡さぬ」

「いや、これが僕の印だ」

「では印鑑証明があるか」

と賣言葉に買言葉つて奴になつた一たいに短氣な男だもんだから、五十圓ばかりの金であつたが、

「そんなに渡すのが惜しいのなら、もらひ度くない、君にやらう」

つてなとで談判が破裂した、さあこうなつて見ると、その金の處置に困つて、結局妥協と云ふことになり、判のところは判然とわからぬがとにかく支拂ずみとなつて解決したと云ふとを聞いた。

※

かう云つて來ると馬鹿に會計ばかりが悪いやうで、まことに申譯はないが、實際のところ吾輩などの手當二十何圓ぐらいならまかり間違つても、大したとではないが、假りにも一官廳の出納だ、やかましく云つておいて、いゝ加減なんだ、殊にすべてが、「出納官吏ハ其責任ニ屬スル會計ニ付自身ニ事務ヲ執ラサルヲ理由トシテ其責任ヲ免ル、コトヲ得ス」だの、「會計檢査院ニヨリテ辨償ヲ命ズル」のとおつかない俎上におかれてゐては、氣の小さいものなどはヒステリツクにならざるを得ないだらう。それに收入として納付せられる金はみんな日本銀行へ行つてしまふし、出す一方減る一方では人情上小言の一つも云ひたくなるのがあたり前だらう。

がおしなべて、どう云ふものか、文句が多い、四の五の云はずにと云ふ譯に行かない、それも首肯ける理窟ならよいが、ひつかゝる場合には、エテして屁理窟と云ふ香ばしくない奴で問はれるので、ついコンがらがるとになるのだらう。

とは云ふものゝ、自分などは話にきいてゐたほどのとに出くわしたとはなく、今は昔がたりで、今時の出納官吏に妙にコネ廻はす人もないので人助けである。

月末月始のバチ〳〵から、年度年度始の決算期には、會計主任始め眼を白黑させて、帳簿とソロバンと首引きしてゐるのを見ると、日ごろのことなどは棚へ上げて全く同情したくなる。

が面白いとに、あれだけやかましいとを云つてゐながら、さすがお役所の會計だけに大樣なところがあつて、豫算が殘つてゐると、上機嫌で年度末にいろ〳〵と支拂つて呉れる。自分の方で拂はなくてもよいのに、決算の都合有之至急請求書提出相成度などとヨタつて、あべこべに「請求書提出方御催促相成候へ共右ハ保管轉換ノ品ニ有之貴廳ヨリ御支拂ニ不及候」なんてアイサツを喰ふなどは日頃が日頃だけにお愛嬌である。

かくて四月十五日までに會計檢査院へ書類を送致するとやれ〳〵と云ふとになり、またぞろ例のきんちやくの紐のしめくゝり業を開始するんだからやり切れぬ。

刑政第41巻第7号
矯正図書館

常識講座

近代社會思想の梗概（四）

赤田生（上）

▲ボルシエヰキズム▲
▲コンミユニズム▲

ボルシエヰキイの由來

ロシアにまだマルクス主義の實際運動がおこらぬ前の一八七七年のことである。（明治十一年）チエルニシエウスキーは、虛無黨を、樹立して、「土地と自由」結社なるものを創立した。ところが、間もなく、過激派と、穩健派にこれは分裂して内訌をつゞけてゐたが、一八八一年の三月に、ときの皇帝アレキサンダー二世が暗殺され、その反動的彈壓を受けて、過激派は屏息して終ひ、穩健派はスエズに亡命して社會主義の研究に沒頭することゝなつた。そのうちのひとりが、プレノーハフで、彼はその深い研究の結果、マルクス主義を標榜し一八九八年に工場勞動者を味方として、「社會民主黨」を樹立した。而て彼は、社會の革命を成就するためには、政治的革命を行ふべきこと、中央集權的に其組織をなすべきことを黨の綱領としたのであつた。

一方今迄屏息してゐた過激派も同志を糾合して、やゝおくれて「土地の共有」を主張の中心に農民黨として「社會革命黨」を組織した。共に、もはや以前の虛無的色彩を脫し、專制君主制を廢し、社會革命を成就しやうとしてゐるのであつたが、その手段方法に於て相容れず、且つ兩派とも又内輪喧嘩をつゞけてゐるうち、「社會民主黨は」遂に二派にわかれた。

一は、穩健なるプレハーノフ一派で、他は過激なる手段で、急速に政治的並階級的革命を行はんとするレーニン一派であつた。

兩派は、相互に、抗爭をつゞけてゐたが一九〇三年ストツクホルムニ開かれた第二回の大會で、レーニン一派が「大多數」を制し、とゝにボルシエービイキと、メンシエビイキーと判然、相分るゝことゝなつた。

社會革命黨も亦過激、穩健兩派にわかれ、過激派は、マキシマリスト Maximumlist と呼ばれ、穩和派は、ミニマリスト Minimumlist と呼ばれ、かのケレンスキーは、後者の系統に屬してゐる。

さて、プレハーノフの社會民主黨が、同じくマルキシズムを奉じながら、二派にわかれたかといふと、その重點はメンシエヴキーが會政治に執り社會主義は政治的手段を以て遂行せねばならぬと主張するに對し、レーニン派は勞働階級の執政權を主張し第三階級の小ブルジョア政治と妥協しなかつた點にある。

而てヨーロツパに於ては、ブルジョア民主々義の革命は、自由主義ブルジョアの主權の下で行はれ、農民はその農奴制からその手によつて解放された、處がロシアに於ては、農民は自由主義ブルジョアの勢力から農民を解放しプロレタリアの支配權の下に轉換することであつた。これがまた小ブルジョア黨たる社會革命黨と相距つてゐる理由である。

さてかの尼港事件を惹起してから、我國人によつて、ボルシエビイキイ Bolsheviki は、過激派と稱せられてゐるが、本來の字義は Majorities 即ち多數派の意で Bolshe＝more の義から出たのである。之に對しメンシエヴイキイ Mensheviki は、少數派の意味である。

さて、一九〇五年ロシアの社會民主勞働黨は、倫敦で第三回の大會を開いたが、これが、ボルシエヴイキイの最初の大會であつた。

メンシエヴイキイも同時に、ゼネヴアで協議會を開いた。ドイツの社會民主黨はこれを機會に兩派の仲裁を申込んだが、レーニンによつて拒絕されて終つた。

マルキシズムの展開

一体マルクスは、近世社會運動の祖師と云はれてゐるが、マルキシズムも一定不變の定理ではなく、その時代によつて發展し變化するのは免れがたいことである。

而て、凡そ三段の變化過程があつた。

第一は、マルクス、エンゲルス自身によつて、展開されたものである。プロレタリア獨裁といふことは、豫測されてはゐたが、まだ實現されてゐなかつた。

第二は、第二インターナショナルによる運動で、この時代には、資本主義が發展し、「勞働貴族」なるものが出現した。而て、その運動は、有機的であり平和的であり、解放運動といふよりも社會改良主義に立つてゐたのであつた。

第三は、レーニンニよるマルクス主義の理想の實現である。

蓋し、レーニン從てボルシエヰキイは、マルクスの主義を信奉するものであるけれども時代の展開は、その主義の實行運動に變化を與へてゐる。即ちマルクスの時代に於ては、工業資本のみであつたが、新に金融資本なるものが生じ、これを運用する帝國主義的政策から種々なる現象が出來て來た。又、マルクスの時代には、ブルジョアジイがプロレタリアの後援によつて、封建制度に對した時代であつたが、それは世界戰爭を機として資本主義の崩壞が、崩すことゝなつて來た。

こゝに於て無產階級の立場は、マルクスの運動の實踐から發展しなくてはならなくなつてゐる。

かくて、ボルシエヴイキイは、そのマルクスの理想を發展し實現するために、ブルジョアや所有階級との妥協をさけて、勞働階級の支配を主張した。畢竟の理想はとにかく現在に於ては、所有階級は「人民」でなくて、「人民の敵」であると眺め、「凡ての權力はソビエットに」といふことを標語とし、「スローガン」としたのである。

換言すると、ボルシエビイキイは

1　マルクス主義と、それの適用を基礎とした一切の添加との綜合をもつたマルク

矯正図書館

スへの復歸である。

2　鬪爭的及び勝利的勞働階級の理論と實踐の結合乃至綜合である。

3　勞動者階級の××事業と建設事業との綜合である。

而てその問題として、「綱領と政策の正しいことを多數民衆に納得させ、政權を獲得する、而て搾取者の抵抗を鎭壓させ、ロシアの產業を組織することを」その事前の目標としたのであつた。

サウエートの建設

さて、ロシアの第一次の革命は、メンシエヴイキイの人達によつておこされたが、實際上勞働階級は「ソビエット組織は「國家の權力を掌握するための爭鬪なり」と自覺したので、指導精神をレーニン一派のボルシエビイキーの原理によつてゐたのであつた。所が、この運動は失敗したので、メンシエヴイキイ一派は、その原因を「ブルジョア共和國の實現に拘泥してはならぬ無產階級の獨裁を斷行せよ、資本を沒收し、革命の徹底的遂行を主張した」ボルシエビイキイの指導精神に勞働階級が屈服したがためであると爲し、この革命を全然誤謬と狂亂とにしかすぎないと批評したのであつた。

然し之に對しレーニンは、「之は偉大なる革命で、たとひ失敗をしても、吾々は、全世界の無產階級の前に羽搏きをしたのである」といつて、信を强めたのであつた。

次で、一九一七年十一月七日に着手された革命は、このレーニンの主張に基きボルシエギキイの手によつてなされたが、遂にその目的を成就し、

「無產階級とその指導に從つた貧農の第一の任務は幾百万の民衆の生活に必要なる物質の規則正しい生產と分配とに亘る新關係を樹立した」

のであつた。

而て、ボルシエビイキは、この革命の成就と共に、「ソビエット」と改稱し、國際的勞働運動の解放には第三インターナショナルを以てすることゝした。

從つてソビエットと、第三インターナショナルと共產主義とは一體の作用にしかすぎぬ、しかし、第三インターナショナルの問題がおこると、サウエートは、政府と關係なしと言ひはつてゐる。

サウエート Soviet は英語の Council で會議の意味であるが、勞働者階級（元勞工兵）が會議による執政即ち勞農政府である。

この無產階級の獨裁はブルジョアの獨裁に對し、無產階級のデモクラシイ民主々義で、その社會主義の特質は、

1、ブルジョアを除外して勞働者のみ、に選擧權を與へること

2、選擧に關する全ての官僚的な形式や制限をすてゝ民衆自身選擧の時日や順序を決定し代議員の解任の完全なる自由を有すること

3、勞働者——工業無產者の前衛隊の最もすぐれたる者を集め、その組織が被搾取者たる大衆を指導し彼等を能動的に政治に關與させ、彼等自身の、生活によつて彼等を政治的に訓練することが出來る點である。

獨裁政治の根據

共產主義（コンミユニズム）Communism の理想は、「各人がその才能によつて働き、必要に應じて分配

を受ける」點にあらねばならぬ。しかし之には、三つの段階がある、と彼等はみてゐる。

第一は、封建主義から資本主義への過程にあるのがブルジョア、デモクラシイで、次が資本主義からコンミユニズム（共產主義）への過程にあるのが、高級デモクラシイでそれはプロレタリア獨裁の形式をとる。これは、換言すると、コンミユニズムの第一相なのである。

所がこゝではまだブルジョアの正義を完全に打破することが出來ない、富に於ける區別不正確な區別が存在する、而て、ブルジョア國家につぐこのプロレタリアの國家は、まだ本當の國家でなくて、プロレタリア獨裁の專制の形式に於て社會主義を實現するのである。

而てこの第一相を經てこそ、次に、第三のコンミユニズムの最高相である各人の本能に從つて分配が自然に行はれる社會を實現することが出來るのである。而てこの場合は、プロレタリアのみが民衆であり、それと共にこのプロレタリアが自然に消滅し、平和と自由の存在する民衆が存在することゝなるのである。そこで吾々は、共產主義と國家とに就て、一應考へねばならぬ。

共產主義と國家

ボルシエビイキは、本來議會を認めてゐないが、國家を認めてゐる點に於て、サンヂカリズムとも無政府ともちがつてゐる。トロツキーは云つた。

「クロポトキンの無政府主義は、農業及び家內工業を基礎とする單純な社會に實行せらるゝかも知れないが、近代の社會には適用されない」

と、而て、明かに、產業から生ずる利益の勞働賃金を支拂ひ、それを償ひたる上の純利益は、之を國有とすべきことを主張した。

故に或る一派からは、

「マルクスは、議會政策（パーリメンタリズム）を認め、議會政治を認めてゐた。故にボルシエビイキイはマルクスの信奉でない、同時に、サンヂカリズムでもなく無政府主義でもなくロシアの國情と國民性とが生んだところの特產物にしかすぎぬ」

と云はれたのである、

然らば、共產主義は、奈邊に國家の成立の基礎をおき、その國家の將來を考へてゐるかといふと、彼等は、國家をヘーゲルの樣に「道德的觀念の實體」とも「理性の影像ゝ實體」であるともみてゐないし、又外部から社會に賦課した勢力を構成してゐるとも認めて居ない。

「國家は發達の一定階段における社會的產物である」と彼等はいふ。即ち相反する經濟的利益を持つ階級が、その衝突を緩和し、秩序の拘束のなかにつなぎおく爲めに出來たもので、從つて、社會と漸次分離してゆく。

而て、國家は人民の自働的武裝團體が、階級對立のうえには不可能となつたが故に、公權を樹立し、國家の機關は、そのうちに內在する支配階級の手によつて當然握られ、云はゞその起本に於て他の被支配階級を抑制してゐる。武裝せる軍人はもとより、監獄其他あらゆる種類の抑壓がそれである。

即ちかく國家は、本質に於ては、階級支

刑政第41巻第7号
矯正図書館

配の道具であるが、一端國家權力を握るとこの階級は、「政治的に支配する階級」となり「抑壓及搾取のために新しい手段を獲得する」のである。而て之は經濟關係に對する國家といふ上部構造の反作用である。

共產主義は、國家が、階級對立の（奴隷とその所有者、貴族と平民等）社會から必要に應じて生れたものとして、即ち歷史的なものとして觀るのであるが、またそれが當然消滅を豫測してゐる。故にこの點では、國家が理性の產物だとか、永遠の存在だとかいふ見解とは、反對の立場にたつてゐるのである。

エンゲルスは、だから、自由と平等との結合の基礎の上に、生產を新しく組織する社會は、國家の全機關を、古代博物館へ移すであらう」と云つてゐる。

この國家は、如何にして移るかといふとマルクスは、「ゴータ綱領批判」に於て、資本家社會から共產社會へ移る間には、革命的變轉の時代がある。而て、それに應じて政治上の過渡期がありその過渡期の國家が「無產階級の革命的獨裁である」といつてゐるが、この思想を表現したのが即ちレーニンである。

共產主義は、何故に國家の必要がこの場合に必要か、

一には、プロレタリアが支配權を握つても依然、階級は對立してゐる。

二には、かゝる變革は、全世界に同時におこるものでなく、周圍に資本家社會と國家が存在してゐる。

三には、國家權力を掌握することによつて意識的に、經濟的機構を社會主義の土臺に移しかへる。

四には、その力によつて階級對立を撤廢してゆく

五には、プロレタリアと農民大衆は、自らの意識を高める。

ことが出來るが故である。

即ち、新に起つたプロレタリアが、被支配者の地位に下つたブルジョアジーを支配する用具として國家を存在させるのである。たゞ從來の國家と違る點は、出來るだけ階級對立をうすめやうとするところにあるのである。

故に、現在では、ブルジョアジーが被支配者として存在し、眞實の共產主義は存在しないが、此國家權力は、資本家、地主、銀行家、將軍、僧正は××され、それは何等の革命もなく、無產階級の獨裁の體系は、共產主義へ轉向するといつてゐる。而てそのときには「國家は、自然に、××する」

即ち社會の名によつて、する生產手段の掌握は、國家權力の干涉が不用となり死滅するのである。

諸國行脚

その七

安城離れて京都まで

近く鳴海絞と有松絞
大佛さまの背競べ
名產の名古屋、夏物の岐阜
名所古跡におふみの國

安城、刈谷、大府。それから大高、熱田、名古屋となる、この大府から大高の間、右手に當る桶狹間は織田信長が天晴れ武將となつた古戰場である。又有松、鳴海を經て大高に出る道がある、鳴海は昔海邊であつた。

遠くなり近くなるみの濱千鳥
啼く音に汐の滿干をぞ知る

名產鳴海絞は知らない人間はあるまいが、有松絞は今日知らない人間があらう、でも有松絞が本家で鳴海絞は明治になつての所產、所謂軒を貸して母家を取られた形となつた、が傳統を重んずる日本ぢや、その源を知つて居ないと恥を搔く、廣重の名所繪圖『鳴海』には名物有松絞と明記し、加茂季鷹の歌にも

上代より千歲のちぎり有松に
千しほ八しほくゝり染めけん

又、一九の膝栗毛の鳴海の宿では

「おはいり〳〵あなたおはいり、名物有松しぼりお召しなされ」

と女どもが呼んで居る、この有松絞の元祖は竹田庄九郎といふ、慶長十九年こゝの山を切開いて新しい村を造り手拭をくゝつて染め始めた。これに腹から惚れ込んだのが尾州侯で遂に殿樣が提灯を持て毎年將軍家へ絞染の手綱獻上となつた、これが今日の博覽會に於ける名譽金牌、有功賞以上の効能のあつた時代であるからその後の發達は申すに不及、昭和の世に至つても實力は鳴海絞を凌駕して居る、この本家一戸で年百万反の產出といふ。

◇

又大府から道を左にとると伊勢灣に出る。その知多郡上野村上野の丘上には昨年五月二十一日馬鹿に大きな佛が出現した、上野山大佛殿と呼んで居るが本像の大佛は奈良の大佛よりも六尺五寸高い露坐佛で、その周圍の欄干、階段、仁王像そつくり鉄筋コンクリート造、コンクリート造はモダーンで御座る、であるによつてよいと考へ、又何物にも第一を誇とする日本人はこれをも第一と心得たのであらう、大願主はペンキ屋の兼さん事山田兼吉君であるとい

刑政第41巻第7号
矯正図書館

ふ。私はこの一番大きなものよりも、一番小さな一寸八分の佛さまの方に尊敬をもつ、明治のことゝ思ふ、日本一を作りたさ、出雲大社にコンクリート造の大鳥居を寄進した信心家があつた、その後それへ參詣した人達から「なる程大きいことは大きいがなア」との話であつた、降て大正に入り私は九州に遊び熊本の本妙寺を訪ふたところ、長い阪の階段と一の樓門はコンクリート造であることを目擊した、その時車夫公は「結構なものが出來ました」と云つたが結構とは感じられなかつた、この寺は加藤清正靈廟の地で、公は聰明なる土木家であつたといふから地下に在す公の明鑒を仰ぎたい、まだ我々の頭からは壯嚴とか幽雅と

コンクリート佛開眼當日の盛觀

かの文字は全然消え失せない。コンクリート造の大佛さまならば今度別府に建立したものは奈良の大佛よりも更に二丈余高い。

◇

城で持つ、名古屋に近づくとその名に背かず天守の鯱が汽車の窓を射る、それに驚いて熱田で下車し、神宮に參拜するこの地昔の宮の宿で、これから勢州桑名へ海上七里の渡しとなり、その舟でお國自慢の鼻を折られて鼻缺の猿田彦になつた人達もあつた。名古屋は名物尾張大根漬、その味には昔と今の變化もないが、時計は全國に冠たる產出地となつて居る。

陶磁器は瀨戸物の名で通る、その瀨戸物は市外の瀨戸町で出來る、開祖は大和深草の住人加藤四郎左衞門春慶、それを繁文省畧して藤四郎といふ、越前永平寺の道元禪師に隨ふて支邦に渡り、四年にして歸ると日本六十余州を土やあると尋ねて廻つた、さうして漸くその土にこの地で邂逅した、すぐと窯を造り燒始めたものが陶器で時は鎌倉の治世であつた、降て廿代民藏が磁器を出した、明治となつて、火吹孔の改良、

石膏型の製法、半陶半磁の製品等々發明し、次から次へ進展して現在では動力を使用し、石炭窯を用ゐて內地はもとより支那、米國、南洋にかけて得意先を作り、年產三千万圓、窯業家七百、陶工一萬を算へる。本邦窯業の第一。

名古屋七寶は、尾州藩の梶常吉が創め海部郡七寶村が原產地で、七寶にも京都七寶、加賀七寶、和蘭七寶と數種あるけれども、これ亦この地の所有する誇である。

◇

屋張一ノ宮、岐阜。この岐阜は飛彈高原を背にして稻葉山を負ひ、長良川を帶び、山水秀麗の地であり、岐阜提灯と鵜飼は有名で、夏の都といふべきか、芭蕉翁の十八樓記に云ふ、

「美濃の國長良川に臨みて水樓あり伊奈波山後ろに高く、亂山西に重なりて近からず又遠からず、田中の寺は杉の一むらに隱れ、岸に沿ふ民家は竹の圍みの緣も深し……かの瀟湘の八つのながめ、西湖の十のさかひも涼風一味のうちに思ひをこめたり……

此あたり目に見ゆるもの皆涼し」

面白うてやがて悲しき鵜舟かな

◇

大垣、米原、彥根、野洲。

三上村の悠紀田はお田植を終へた、草津。

うばケ餅

石山。

石山の秋月、紫式部の源氏物語

瀨田の夕照、藤原秀鄕のむかで退治

粟津の晴嵐

〔琵琶〕夫れ良禽は林を選み、賢者は君を選むとや……安土の城の留守居なる明智左馬之介光俊は君の先途の覺束なく戰の樣子見んものと僅かの手勢を率ひつゝ、急げば廻る瀨田の橋、敵に粟津の原越えて……名にし近江の湖にざんぶと許り躍り入る……墨繪の龍の陣羽織、比叡山颪にひるがへし……（湖水渡）

木曾殿と脊中合せの寒さ哉

大津。

滋賀大津宮の趾

さゞ波や志賀の都はあれにしを

昔ながらの山櫻花

名物源五郎鮒、大津繪、

三井の晚鐘、

疏水、

逢阪山の關趾、

これやこの行くも歸るも別れては

知るも知らぬもおふ阪の關

逢坂山トンネル今日はなくなつた

關の清水

蟬丸の舊跡

等々々草臥れて京都に着。

（E　生）

刑政第41巻第7号
矯正図書館

主任制を論ず（九）

有馬四郎助

結論

一

現行職制に係る主任論は、既に各係に亘り其大要を論し了した、就ては之を綜合して各主任に通し、更らに其重要任務を果たす所以の道、及び其心得向き等の諸點を考察し、以て結論と爲すべきに到つた。

各主任の立場は恰かも人体の活動を自在ならしむる各關節の如きものである、其持主の意思は之に由つて行はれ、之れ無きか若くは有つても故障ありとせば、如何に優れた頭腦も持ち腐れとなつて、何の意思をも實行し能はぬ、其の如く各主任が行刑事務の各部門に置かれざるか、若くは置かれても、其用を爲さゞる時は、其主腦者たる所長に如何に其人を得ても、其刑務所自體は支離滅裂か、然らざれば半身不髓の廢人の如く、何の權威をも有し能はぬは見易き所、之をしも由々數大事と云はすして將た何とか云はん。

此點から考へて刑務所長は、之を人撰するに非常の苦心を要するは、素より其所であつて、是は所長其人の公的死命を制する事案とも謂ひ得られる、若し舊時の如く制文上は更も角其事實は、我が部下たるべき判任官が、殆んど典獄自身に於て、自由に推薦任用の叶へる時代であつたれば未だしものこと、現今の如く總て天降りに配置せらるゝ事となつては、其中より適材適所の人撰は、更らに〳〵に苦心を増すこととなつた、苦心素より辭すべきでない、否な甘んじて苦心する方が可いかもしれぬ、何となれば中らずと雖とも遠からさる迄の結果も得られようし、又た必ずしも適材適所の可能性も其中に存せぬこともないからである、が兎に角各主任の位地は斯くも重要である丈、それだけ難産のものたるを知らねばならぬ、而して茲に人撰上の苦心談に言及せる所以のものも別義でない、只だそれ程に各主任の位地が重要なるを証する爲めであつたに過ぎぬ、主任に其人を得ると否とに依つて、行刑は或は其功績が擧り、或は擧らぬこと、是は平明の事實ではあるが、吾人は特に茲に力說の必要を感ずるのである。

二

今や各主任は如何にして指導養成されつゝあるか、其執務法に於て、又た心得向に於て、唯だ漫然辭令を交付して其上の事は彼の一存に任かせ、思ふ儘に事務に該らせべきでなく、必ずや其重任を果し得るように相當の計畫と仕組が無くてはならぬ、是は任務の重要さよりして當然過ぎた事である、若し萬一にも之を命ずる者其任務を重視せず……敢て覺らずと云はず……之を受ける者亦自ら意識せず、空々寂々僅かに建看板に止めるか、若くは偶々上官風を吹かせる位のものと外認めないならば、固より深く人撰に心を用ゆる要もあるまい、從つて之が訓練指導など問題にもならぬ次第である、併しながら此の如きは到底我儕の相手にし難い論議で、一言に言へば是等は根本に於て見解上の桁が違つてゐると云ふの外はない。

有体に今日の實況を言へば、敢て主任の位置を重視せぬ譯では無からうが、遺憾ながら未だ其人を訓練養成して、之を適器と爲すの目論見あるを聞かぬ、我儕は之を一大痛恨事とせざるを得ぬのである、惟ふに心ある現主任諸君にも同感の人あるに相違ない、彼等は其位置に忠ならんとして常に何物か自力の不足を感じつゝあるは、疑ひのない所何となれば苟くも責任感ある以上、日々の境遇は茲に反思せしめねば止まぬものあるからである、彌々經驗を經れば彌々自らの未熟を感じ、恰かも高峰を望んでよぢ登る者彌々登りて彌々高きを仰ぐ如くであらねばならぬ、而して諦遜に其向上精進の途上に心喘ぐは、頗る純眞の心掛と言つて可いのである。

矯正図書館

どうかすると人には、慢心、倨傲、自惚、又は不謹慎不親切不忠實など、色々の欠點習癖も無いことはない、否な多少は皆な此等性癖あるこそ人間の常であつて、之を自ら矯正して各々當然の任務を果し得るやう、修養するが素々人の人たる務でもある。故に人に習癖あり欠點ありとして必ずしも非難すべきではない、唯だ之を反省もせず修養もせずして、平然頑然改むる心無きは嚴に排斥すべきである、而かも熟ら〳〵主任の位地其者に就て考ふれば、頗る用心する所なくんば其弊に倣ふこと無きを得ぬ、それは人情の弱點に乘ぜらるべき機會が多いからである、尤もそれが今現にありと云ふのでは無いが、あり得ると思はれることを假定せしむるならば、玆に修養の心なき主任ありとせんに、彼はかしづかれる部下の尊敬に乘氣になつて、自ら偉らく過信せしめられるの結果は、知らず識らず尊大となり横暴となり、遂には其職分をも越へて專横に陷るなきを保せず、事玆に至れば自說我見のみを固執し、偶々部下の適切なる提議進言に接するも頑として耳傾けず、恰かも功を他人に占めらるゝを忌むかの如く、何事に限らず自身の意見又は案出に非らざれば、如何なる他人の名案良說も決して採用せない、其れが爲めに部下として何人も進んで事務の改良進歩を計る者無く、唯々諾々たゞ命維れ從ふのみ、そうなると事務に表裏ありて其の眞相を知るに由なく、從つて何等の計畫も立たず、上下疏通を妨げ、齟齬、滯滯、連繫なく、設備整はず、即ち是等の結果は全体に活氣を失ひ意氣消沈の光景を呈するは亦必然であるまいか。

然れば主任者たる人は、宜く先つ傲慢なる虛榮心を捨て、謙虛益を求むるの精神を以て、公務の爲めに一意最善を竭くす所あらねばならぬ、主任としては成るべく部員の手柄を表はさしむるよう注意すること、自由に意見を述べさせ、雅量を以て其の長所良所を採つてやること、如何なる場合にも我を張らず能く折れて他の顏を立てゝやること、總て犧牲を拂ひ椽下の力持ちに甘んじ、而して部下の世話役たること、少くも是れ位の覺悟決心は具へてゐなければ務まらない。

四

何事にも常に私心私情が妨げとならぬはない、一部の長又は主任として、其部下を率ひ而して其の仕事の成績を擧げんこと、是れ亦た決して容易ならざる事業である、然るに其の事業を妨げる第一のもの何ぞやと云へば、矢張り私心私情であつて、即ち之れあるが爲めに公明を欠き正大を失はしめる結果は常に不成績に了るのである、抑〻又たそは如何なる心情を指して云ふかとなれば、例へば部下たる人々が直接に所長の前に出でて應答するを

嫌ひ、暗に之を阻止するが如き態度に出でたり、或は上官が直接に部下員に差圖するを好まなんだり、若くは下情を直接に上官に報告するを違式視したり、其他何んだかんだに附けて自分以外には成るべく部下員は上官に接近させないやうにするが如き、獨り私して他を疎んぜしむるようの態度に出るは、當さに公明ならぬ心情からでなからうか、いらざる口を利いて不都合なる下情でも知らされてはと云へる、卑怯の心情では所詮主任たる本然の職分は全ふされようがない、云ふ迄もなく上官に對しては下官たる者、總て卒直であるべく、決して些の隱くし事あつてはならぬ、それでは主任者として寔にやりにくいと云ふかも知れぬ、然れどもそれは矢張り私心私情よりの泣き事であつて理由にはならぬのである。

主任として望ましきは、快濶であつて人言を容れるに吝ならず、熱誠を以て事務に該り、常に事務の改良進歩を念とし、其れが爲めに腦漿を絞り、徒らに舊慣に拘まざるの覺悟あるべきである。而して主任の役目は威張るためのものに非ずして、世話するためのものとの觀念を、深く〳〵腦裏に打込み置く必要がある。

果して主任を世話役とせば、先づ部員に事務の分配をよくし、能不能に應じ公平に當てがはねばならぬ、事務の分擔に過不及のあるが尤も不平心の種子となる、故にそれ等の點に深く注意し、常に全体を見渡し殊に實地を檢して實情に通じ、其處に適切なる指揮監督を加ふる實權を有するを必要とすべし。

五

主任の要務は我が受持部内の全体の事務を纏めて行くにある、無論それは進捗と整頓を其内容として、それに就て茲に注意すべき事は、主任としては成るべく自ら筆算事務に沒頭せぬことであらう、何ぜなればそうなつては勢ひ全体を見張つて指揮監督することが能きなくなる、ヨシ四面八臂の大能力家と雖も、恐らく實行不能を餘義なくせらるゝに違ひない、然るにも拘らず一般の傾向から云へば、猶ほ自ら筆算事務に鞅掌沒頭して、他を顧みるに遑なく殆んど多くの事務は部下員に任かせ切りのやうな所もある、それでどうにか事無く行けると云ふのであらうけれども、併し當を得たるものとは云へない、必ずやそれは何れにか充實を欠く所あるを免れぬ、

矯正図書館

尤も成るべくと云ふのは、即ち事柄により場合によつては、自ら爲さざるを得ないものもあるからであるが、其邊は常識に由つてやる外はないのである。

繰り返して云ふ、主任は宜しく受持事務の全体に亘り、よく之を呑み込んで居らねはならぬ、仕事の目的、其やり方等に通曉し、それ相當の智識と技倆とを有すべきである、然らざれば監督も指揮も能きる譯がない、此の故に主任其人の頭腦は明晰であり且つ博識であるべきは勿論である、殊に研究心に富み何事にも衆智を集めてやると云ふ謙遜の心を以て、其部下の意見も能く聽きつゝ事務の改善進歩を計つて行くと云ふ風でなければならぬ。

受持の事務の執行順序や其領域範圍など、常に高所より之を睨み、過不及偏重偏輕の事の無きよう、徹底的に監督すべきは、又たこれ主任の大なる任務と云はねはならね、特に高所より之を睨らめと云ふのは、其意、事務の全体を遺漏なく見渡せと云ふのであつて、眼界を廣く見識を高く、而かも細微に渉り手落なきよう、小事にも注意して、其任務の全体を果たすためである、動もすれは人は小部分を視て大部分即ち全体を忘れ勝ちのものであるが、是は頭の低い膽の小なる人物に比較的に多いやに見へる、餘程氣を着けないと何人も此弊には陷り易い、何れの主任事務と雖とも多岐多端である、其煩雜面倒に至つては恐らく他に比類ないであらう、此間に處して能く大体を纒め成績を擧けて行うと云ふのであるから、容易の事では無い、有能有爲の士にして始めて主任たり得るのである。

六

主任とあるからには部下の指導者として、總てに於て其儀表とならねはならぬ、即ち職務に忠實なる事、熱心なる事、精勵なる事、等を始めとし、品格素行の點に至るまで、修め愼んで模範を示し、部下をして倣はしむる所あらねばならぬ、而かも平凡なる日常道德語を換ゆれば日々の執務道德とでも云ふべきもの、即ち正確に時間を守ること、服務時間中に無暗に煙草を貪り吸はざる事、雜談に恥らざる事、濫りに官品を私用せさる事、服裝を整へる事、清潔衛生を重んずる事、整理整頓に注意すること、

上長及ひ同僚に對し禮儀正しく敬愛を旨とする事、收容者に對し同情を有し親を盡切す事、など之を實踐躬行的に範示善導するの責務を盡すことである。

主任たるの威望は自ら求めて得られるものに非す、然るを職權によりて强行的に之を求めんとなど、寔に以て苦々敷次第凡愚の至りと云ふ外はない、斯樣の態度に出つるが故に、自然陋劣な手段を以てお髯の塵を拂ふ底の腐敗漢などが出てないとも限らぬ、但し是は事の成行を杞憂した迄の事、素より假定に過きない、唯た眞の威望は人工的に贏ち得られない事は、前示の通りであるが、併し實踐躬行的の道義上より起り來る所のそれは、洵に自然的であつて、求めすして得たる眞個の威望である、之に依りて始めて威令も行はれ、總ての引締りか附いて來る、主任たる人の修養も實に忽諸ならざる所以が、此に察せられるでなからうか。

七

主任は我か部内を纒めると同時に、他部との折衝共同連絡を執る事を努めねはならぬ、茲に主任の力倆否な品格が大に要る、と云ふのは夫々の部門に分かれる結果として、兎角にめい〳〵の門戸を張り自家の利益を先にし、甚しきは我田引水に我が部門の勝手はかり云ひ張り、少も讓らす他を顧みないと云ふ傾向を免かれない、流石に主任だけはよく諒解があつても、其他には仲々諒解六ケ敷場合もあらう、此點は實に六ケ敷に相違なからうが、併し乍ら之を甘くやらなければ行刑全体が甘く行かぬ、常に此間に故障があつて圓滑を欠けば、跛足の体驅となつて、滿足なる活動の能きぬは明かである、行刑は跛足では所詮目的を達せられない、一致協力一身同体、健全なる体力を武器として奮鬪するに非らすんば、勝利の得られる見込が無い、苟くも幹部員たる主任は、常に此點に留意し刑務行政の大局より打算して、自己の立場を明かにし、徒らに圭角を立てす、彼我互に交讓して共同の對象又は究極の目的に向つて、協力する所あるべきは尤も心得へき大切の要義と云はなければならぬ。

交讓の雅量と協助の精神は、本來刑務官の特質、特前の特性でなからうか、又た弱を憐み急を救ひ、强を挫き、義に勇むの心は、當さに是れ行刑官たる者に必須の性格であるまいか、故に何れよりするも他と協調合力の事は易々たるべき筈、此に各主任は須らく三思して阻隔確執等の事なきよう心すべきである。

矯正図書館

事務室内の整頓精潔並に換氣通風暖房の如きは、執務上の能率に關すること少々でない、然かのみならず健康上の關係に至つては、更らに重大なるものあるに拘はらす、其の何れを見ても多くは皆なやり放しの姿て、少くも誰一人責任者あるやにも見へず、恰かも頭なき集團の如く、兎角に不潔不整頓に流れ、有体に云へは實は規律正しき舍房内に比し、劣るとも勝ることなき狀態を呈してゐないこともない、是等は當然主任たる者の責務に屬し所謂一家の家長たる心得を以て斯かる不様なきよう、氣を付け自ら其責に任すべきである、從來の觀念よりすれば、或は斯の如きは餘分な仕事のように思惟し、迷惑に感する人あるかもしれぬ、何となれは主任の位地を單に筆算の用を辨する一事務員の如く見做し、簿書堆裡殆んと器械的勞務に服するを以て足れりとせし時代も絶無ではなかつたからである、されど今は早や、斯かる謬想に就て解明すべく餘りに時代は進み過きてゐる、要するに此の家長たるべき心得が、主任の責務の一たるを忘れざらんことを、此に特記せは足る、但し之に就て附言することは、家長の心得として其の家の經濟に注意することである、是は當然の事乍ら如何に家長の注意が經濟上影響する所多きかは、業々敷論するにも及はぬ所である、即ち刑務所の經濟上にも各主任が此に注意すると否とに依り、如何に大なる影響あるかは、一家のそれと毫も異なる所はない、第一用紙、炭薪、器具、の類を節約に使用するだけでも大したものである、是等の事を引締めて監督するのを、當然に主任の責務とせすして、誰れの任務とせんか、然るに唯た事務のみに齷齪として、是等に就ては我關せす焉矣のていたらくであつたらば、其結果は如何、想像すべきでないか、或は斯かる事に迄注意心配しては、部下に非難の聲起らんかなど、餘計な懸念を以て遠慮する向きあるやも知れず、洵に笑ふべき心配と云はねはならぬ、仮りに其様のことありとしても、何の顧慮にも及はず、ドシ〳〵責務を果して可なりである、斯くして眞個主任たる責目は自身に加はることは、必然である。

八

主任は獨立しての職能を有せない、即ち所長と云へる上長官を頭に戴き、其の指揮監督下にありて服務する者

である、然れは何處〳〵迄も此定義の下に脱線せぬ様に、其手腕を揮ひ技倆を發揮せなければならぬ、之を軍規に見るも上官の指揮命令なくして、獨存を以て拔けがけの功名を立てたる場合は、其の賞なくして却て罰がある、其の嚴明實に驚かさるを得ぬ、是れ何の意か勝敗を大局の上に決せんが爲でないか、考へ來れは如何にも道理あることである、軍隊に限らす共同の目的を定め共同の力を用ゆる場合には、行動を自由に任せず、是非共一致の努力に待ち、其の功績をも共同して收めるが通義となつてゐる、兎も角刑務所に於ても、全体の職員をば、所長の指揮監督と云ふ權力を以て、打つて一丸となし斯くて行刑規律の森嚴を保持し、夫れに由つて行刑上の成果をも收めんと爲すのである。

凡そ事を爲すに騎虎の勢ひと云ふがあつて、時に或は脱線する場合も尠くない、又た調子に乘ると云ふもあつて、上官の信用あるとか、仕事がよく出來るとかの場合、得意になりて兎角にやり過きる、是等の事は惡氣ではないにせよ、共働の運動上許すべからさる事である、不謹慎は如何なる場合にも禍するが、此場合の如き實に不謹慎の爲めに、可惜好運をば逆轉するものである。

主任は如何なる場合にも所長と氣息相通して居らねはならぬ、其間些の阻隔あつてはならぬ、故に眞に所長の手足の如く働くには、第一に所長の心を以て心とするの決心覺悟が要る、それには己れを虚にして白紙の如くなつて、所長に仕へるの服從心かなければならぬ、從つて何れの主任も常に所長に親炙接近して、其理想、精神、見解等に共鳴する所あるべきである、斯くて所長と同化せし以上は、其爲す所にも脱線齟齬のあるべき筈がない、萬事が期せすして一致の行動に出られ得る、況んや常に獨存を以てやることを慎み、苟くも上意を承けすしてはやらぬ心懸けあるに於てをや。

各主任は實際の事務に明かるきは勿論だが、同時に規則法令通牒等にも一通りの諒解を持つてゐねはならぬ、斯くて法規に適はしめるよう、總ての事務を處理すること、である、既に處理すると云へは其徹底的なるべきは言を俟たぬ、動もすれば事務の處理は單に机上に止まるものと思惟し、更に進んて執行實行の方面迄責任を負ふ段には、餘り深き覺悟かついてゐないかのようにも見へる、例へは戒護にしても作業にしても、其他の何れにして

刑政第41巻第7号
矯正図書館

も、主任は唯た上意を傳達したり、命令を發したり、規則を立てたり、する迄はやるが事務の處理は、恰かも茲に終結したるかの如き考は無いであらうか、聊か疑ひなき能はぬ、それでは決して總てを處理し了はつたと云へまい、寧ろ眞個の處理はそれから後ちにある、即ち膳立ばかりして之を喰へさせることや、後片付迄責任を以て仕遂けて仕舞はねば、之を處理し了へたとは云へざる如く、例へは作業製品の註文を受ける、書面上の手續を經て工場へ命令を交付する、其處に決して處理は濟まぬ、製作せしめる、其れでも濟まぬ、出來上りて檢査する、其處でも未だ濟まぬ、注文者に送付の手續をする、其處にもまだ〳〵濟まぬ、送付品の荷造は適當なるや否や、而して運搬の方法安全なるや否や、確と見認めてやることに至つて、始めて處理が濟んだと云へる、或は註文は受けるが、夫れから後の事は其儘になり、催促されて初めて調へると云ふが如き、又た戒護にしても、命令したり指揮したりする、其處に決して仕事は濟んでゐない、其指揮命令の事を徹底的に行はしむる迄、責任を以てやり之を見屆ける事に依つて始めて、處理が齊んだと云へる、其他總て斯う云ふ風に各主任の仕事が徹底的に處理されるなれば、先つ主任の主任たる任務は盡され得たと謂つて宜しからう。

以上述へ來る所に依つて略ほ言はんと欲する所を盡した、之を要するに各主任の位置は極めて重要であり、從つて頭腦を勞すること少々ならす、人幾倍に骨の折れること、眞個同情すべきものがある、而かも奮戰苦鬪進んで此の難衝に膺るの勇氣、敬せさらんとするも豈に能はんやである、道の爲め國の爲め切に自重自愛を祈る所である。

（完）

The Development and Needs of Probation service

プロベーションの發達とその要求

チヤールス・シユート

本文をお讀みになれば、プロベーション（Probation）の何たるかは容易におわかりになることゝ思ふけれども、プロベーションなる制度の精神は未だ日本では熟く理解されてゐないようであるから、一言申添へてをくが、英米にてプロベーションといふのは、普通英和字典にあるように、單だ「刑の執行猶豫」をすゝことではないのであつて、猶豫前に於ける犯罪者の一身に關する周到なる一調査（インベスティゲーション）（investigation）より猶豫後に於ける緊密嚴重なる「監視」（スーパーヴィヂオン）（supervision）に至る一切の手續（プロセス）を包括する仕組（システム）をいふのである。執行猶豫はこの仕組の中の楔子たるに過ぎないのである。大英百科全書には、「行刑上謂ふ所のプロベーション・システムはプロベーション・オフヒサーなる特殊の監守人（ワーダー）をして犯罪者を其家に就て監視せしめプリズン外に於て其者をリホーム（改善）せんとする企圖である」（"The probation system in penology, is an attempt to reform a prisoner ouside prison, with a special Kind of warder—probation officer—supervising the prioner in the prisoner's own home"）とある。元來プロベーションなる語の意義は「試練」といふことで、刑の執行を猶豫して犯罪者をおゝ〻自由の社會に在らしめ其行動を試み、飽くまでも其人の自尊心を激勵して、眞に獨立有用の一箇の人たらしむるに在る。

プロベーションの實際に行はれたのは米國マサチユセッツ州を嚆矢とする。一八七〇年頃同州ボストン市にクツクなる老紳士ありて青年犯人の其情の恕すべきものにして獄に投ぜらるゝものゝ多きを憐れみ其性質の未だ惡化せざるものを救はんとし、二三の犯件（ケース）につき調査に努めたるより、裁判所より非公式に相談役を命ぜられ、更らにまた青年犯人の監視指導を托せらるるに至りしに初まつたのである、この方法で、青年犯人の多くは獄に投ぜらるゝを免かれ、クツク氏の親切なる感化指導に

刑政第41巻第7号　矯正図書館

より正路の生活に入るを得たのである。この結果として、一八七八年終にボストン市に一人のプロベーション・オフヒサーを任命するの法律案は可決せられ、續いて一八九一年には、ガバーナー（知事）ラッセル氏の發議により、マサチユセッツ州中凡ての刑事裁判所にプロベーション・オフヒサーを任命し且つその權限義務を規定するの法律案は可決されたのである。

日本でいふ保護司は固よりプロベーション・オフヒサーの事であるが、原語の意義を誤り採れる嫌ひがあると思ふから、玆には原語のまゝでをく。プロベーションは保護ではないのである。苦しい試練である。人間の眞の力を生活の上に練磨するのである。斷じて生溫いセンテイメンタリズムではないのである。

シユート氏はニューヨーク市のナシヨナル・プロベーション・アツソシエーション（國民プロベーション協會）の書記長で、玆に反譯する一篇は、氏が昨年十一月ワシントン府で同じくニューヨークの國民犯罪調査會の主催で開催された全國犯罪會議（Crime Conference）で講演したものである。

（一）

行刑問題にたづさわる人々が會合さへすれば、きつとクライム・ウエーブ（罪波）のうわさについて議論の出るにきまつてゐる今日、予が當會議でプロベーションについて諸君の考慮を煩さうとしたら、必ずや何等かの意味で或は兩者の間に避くべからざる關係を認むるとか、或は、全然その無關係を証據立てるとか、いづれにせよ犯罪の增加とプロベーションとを關聯さして論ずるものと期待されるに違ひないのである。然しながら、余は二者いづれをも企てようとする考へはないのである。犯罪者とさへあれば何の取捨選擇もなく直ちに收監を命ずる代りに、裁判所内に調査の一局を設け、その機關たるプロベーション・オフヒサーをして然るべきものと認めたる犯罪者を嚴重なる紀律の下に指導訓練せしむる裁判所のプロベーションの仕事は、プレシデント・クーリッヂ（米國現大統領）をして「裁判官の右の腕」（"The Right Hand of Justice"）と呼ばしめたのである。彼は大統領になる以前にも嘗つてプロベーション・オフヒサーの會合席上、「刑罰の執行は是非共改善の問題が伴つて行かなければならない。……司直の政は惡なるものを除くと共に善なるものを救ふに努めなければならない。」と曰つてゐるのである。近頃我等はこの事を忘れんとする傾きがあるのである。之を用ふるに其道を誤たなければ犯罪の常習

となつてゐないものに有効な訓練を與へることのできるプロベーションを以て犯罪を增加せしむるものとなすのは、過去の無差別な子供臭い行刑政策に逆戻りするものである。

また一方には、余はプロベーションに全く其罪がないとも主張せんとするものではない。之を用ふるに其道を誤り、又は、過度に之に信頼する時はプロベーションは他の制度と同じく犯罪を助長するものである。我等のナショナル・プロベーション・アツソレエーションの會長たるドクター・チヤールス・プラツト氏は、プロベーションを以て「其用を誤られつゝある一大社會事業」であると曰つたが、然しまたプリズンやリホメートリーや其他の行刑施設も今日屢〻其用を誤られて箇人にも社會にも惡い結果をもたらしてゐるのは世人の知る所で、獨りプロベーションには限らないのである。

（二）

プロベーションの本義とすべきものは二つある。第一は

（a）調査（investigation）

であつて、犯罪者の履歷、性格、及び社會的環境を事實について決定するので、早く言へば刑の言渡をする前に犯罪者の箇人的原因及び犯罪の程度を確しかめるのである。第二は

（b）嚴重なる條件と周到なる監視の下に行はるゝ刑務所外の處遇（out-patient treatment under strict conditions and competent supervision）

で、不必要なる收監より生ずる不可避の損害（犯罪者にも社會にも）なくして、弱年の又は未だ惡化せざる犯罪者を激勵し援助して、出來るならば悔ひ改めしめるのである。

プロベーションの――成少年を問はず――制度が自發的に多くの國に發生して、到處克く裁判手續をして箇別的ならしめんとする近代の要求に應じ得てゐるのを看れば、この制度の本義の誤つてゐないことは十分に証據立てられることゝ思ふのである。プロベーションはその調査により累犯者は之を分類處置して裁判所を援助し、弱

矯正図書館

年の社會的の犯罪者に對しては箇別的處遇をなすの機會を與へてゐるのである。

成年並びに少年に施さるゝプロベーションは今日わがアメリカに於て四十八州中十五州を除く他の凡ての州の法律に規定されて居り、この十五州に在つてもプロベーションの楔子とも云ふべき刑の執行猶豫は規定されてゐるのである。アメリカの大都市の多數に行はれてゐるプロベーションは此の數年間に大なる進歩改良を示し、嘗つてはプロベーション・オフヒサーに特志のものが多かつたのであるが、今日では有給のオフヒサーの員數も增加し、全國を通じて現にその務に從事してゐるものは四千人以上に及んでゐる。かゝる事實はプロベーションの趣旨が此の國に一般に容れられてゐることを示すものと云へるのである。

歐州に於てもニユヨークの「ナショナル・クライム・コムミツション」のドクター・ロビンソン氏の最近の報告（昭和三年三月「刑政」參照）によるとイングランド、和蘭、伯耳義、獨乙等に於てもプロベーションの適用は漸次擴張されてゐるのである。特にイングランドに於ては廣く一般に容れられて、その發達著しく、政府では內務省（Home Office）に一局を設けてその發達を奬勵しつゝある。

（三）

プロベーションが主義として健全なもので、建設的な一箇の社會事業であることは已に一般に認められてゐるのである、玆處では現在行はれてゐるプロベーションの制度に欠けてゐるものを論じてみたいのである。欠けてゐるものは澤山ある。我等はプロベーションには公平な機會が未だ嘗つて與へられなかつたようにさへ思はれるのである。然るに、世間からは誤解を受け、しかも其上に、一見して明瞭であるやうな人員設備の不足及び標準の欠闕等の事情の伴つてゐるにも拘らず、已に一般に認められ、廣く採用せられ、且つ幾分にても成功してゐるといふ事實は、此の制度に價値の存してゐるといふ爭ふべからざる証據だと自分には考へらるゝのである。

今日わが國のプロベーションの制度に要する所のものは數多いのであるが、第一に擧ぐべきは、一層完全な一層統一のある法規の制定である。成少年のプロベーションを規定してゐるアメリカの三十三州の法律の間に非常な差異の存してゐるといふのは頗る論理を欠いた話で、これは是非共此點で後れてゐる州の法律を標準まではひき上げて來なければならない。此等の後れてゐる州の或るものでは、プロベーションに付せらるべき犯罪者を云）を撰擇する裁判所の權限が不當に制限せられて居り、又は、プロベーションを適用する權限が只だ少數の裁判所に限られてゐたり、殊に一番いけないのは、適材のプロベーション・オフヒサーの任命及びその俸給に關する十分な規定がなかつたり、又はたとへオフヒサーの人員が十分であつても、プロベーションの許可せらるゝ以前の犯罪者の調査及び許可後に於ける有効なる監視に關する規定の十分でないことである。

（四）

最近重大な再犯者にプロベーションを適用する裁判所の權限を嚴に制限すべし、との說が頻りに出たが、然し、これは誤りであつて、幸にもこの誤つた見解を有つてゐる州は少いのである。最も善くプロベーションの發達した州――マサチユセツツ、ニユーヨーク、及びニユーヂヤーシー――に於ては、裁判所では犯罪の件數や又は法律上の罪名の如き不確實なる基礎に於てゞはなく、犯罪者の實際の性格並びに履歷から知り得た犯罪者本人の素質に基いてプロベーショナーを撰擇するのであるが、その裁量の權限については事實上何等の制限も付せられてはゐないのである。裁判官の自由裁量の重要なるプロベーションに於けるより大なるはなく、同時にまた、誤られたる裁量の慘憺たる結果をもたらすのプロベーションより大なる處もないのである。さりとて、法律上の制限は玆處では何の用もなさないのである。プロベーションに付せられた後と失敗して再び裁判所に歸つて來た後の監視（スウパービヂオン）に次いで最も重要なるものはプロベーションに付すべきものゝ撰擇で、これは適材のプロベーション・オフヒサーの補助ある裁判官の確實な裁量によつてのみ能くせらるゝを得るのである。余の知る所では、判事、特に上級裁判所の判事で一般に撰擇について愼重でなかつた實例は示されてゐないのであつて、時には重大犯人にプロベーションを許可する場合には神經過敏とさへ思はれる位である。犯罪が重大で、その履歷が惡るければ惡いほど判事は愼重になるのであつて、かゝる事件で著しいプロベーションの濫用と見られる例は余の知る所では未だ嘗つ

矯正図書館

てなかつたのである。裁判所によつてはプロベーションの撰擇を誤つた處もないことはなかつたが、これは豫め調査の不十分にして犯罪者の眞の性格を知る能はざりし爲めである。初犯者と雖必ずしもプロベーションに付してはならないのであるが、と同時に一方では、再犯者と雖時としてプロベーションに付せなければならない場合もあるのである。起訴せられた犯罪は犯罪者の眞の性格と履歴とに比べれば大して重要な因子ではないのである。

ニューヨーク市の刑事裁判所なるコート・オブ・ゼネラル・セッションズ（Court of General Sessions of New York City）に模範的なプロベーション部の設けられたことは（二年前創設）才幹秀拔なプロベーション・オフヒサーを備へ、各ケース（事件）につき徹底的な調査をなし、必要な場合には精神診斷をもすれば、初犯者たると累犯者たるとを問はず、不適格なものにプロベーションを許すといふ危險は毛頭ないといふことを証明したわけである。この裁判所は重罪事件又は重罪を酌量輕減されて輕罪となつた事件のみを取扱ふのであるが、過去一年間にプロベーションを許可されたものは刑を言渡されたもののたゞ十八パーセントに過ぎないのであつて、之に反して、以前には職員は全くなつてゐないにも拘らず三十五パーセント乃至四十パーセントが許可されてゐたのである。何人も累犯者や札つきの犯人をプロベーションに付するのを好まないのは當然で、少くとも彼等を取扱つて好結果を上げようとするプロベーション・オフヒサーは誰れも好まないのにきまつてゐるのである。

（五）

性格のしつかりした、才能の豐かな、訓練に熟したプロベーション・オフヒサーはプロベーション・サービスの最も重要な要素である。然るに、この職務の實際の必要に應ずるだけの人員のプロベーション・オフヒサーを任命する權限を裁判所に與へず、この重要な仕事をまかせる最適任者を得るために十分な俸給を支給する權限を與へないのは、わがアメリカの多くのプロベーション法の最大の缺點と云はなければならないのである。その結果、不適當な不熟練な人が任命されることになつて、そして、かういふ人達に多くのケース（事件）を背負はせて、

犯罪者を改善せしめ、試練中社會に害を及ぼさせないようにと彼等に期待するのである。無理な話である。かういふ事は、良いオフヒサーでなければできないのである。

犯罪者に對するトリートメント（處遇）としてはプロベーションより安全な方法はないのである。ニューヨーク州の去年（一九二六年）の統計を見てもわかるのであるが、スーパービヂオン（監視）を逃がれたものはプロベーションの僅かに約六パーセント、裁判所に引戻されて收監されたものは十一パーセントであつて、殘りの八十三パーセントは何の過ちもなくプロベーション・ターム（猶豫期間）を終へて完全に釋放されたのである。

今迄に或る期間中のプロベーションの結果について行はれた研究によると、固より不十分なものではあるが、とにかくプロベーションに付せられた成年者の六十乃至七十パーセントは正路の生活をして再び面倒は起さなかつたことが數字に示されてゐるのである。然しながら、不幸にして所謂「プロベーション」と稱せらるゝものの大部分は「刑の執行猶豫」（Suspension of sentence）に過ぎないものなのである。これといふのも、プロベーション・オフヒサーが數に於ても才能に於ても余りに不十分で、到底眞に効果のあるスーパービヂオン（監視）を與へることができないからである。無論、プロベーションの中には裁判所へ引き出された經驗からつくづく覺る所があつて、助力も監視もなくても立派につり合ひのとれた生活をやつて行くものもあるが、普通のプロベーションは決してかうはいかないのである。彼等が首尾好くやつて行くためにはあらゆる助力を要するのである。彼等の犯罪の原因は環境的な社會的なものが多いのである。とかく、他から惡に誘はれ易いので、そういふ惡影響から防禦してやらなければならないのである。環境は變へてやらなければならないのである。就中、大切な事は職業を探がしてやることである。其上に、最も危險なのはひまな時で、ぜひとも身邊を警戒してやらなければならないのである。プロベーションといふものはかくも面倒な仕事ではあるが、人生の問題に興味を有つた賢いオフヒサーならば、かゝる仕事に驚くべき效果を上げることができるのである。

然しわが國に於けるプロベーション・オフヒサーの撰任と監督とは往々にして間違つてゐるのである。此等のオフヒサーは、特に權威の位地に在る大裁判所のチーフ・プロベーション・オフヒサー（主任）は是非共專門家でな

矯正図書館

ければならない。即ち、彼等は醫師又は辯護士と同じくその職業について訓練あり且つ試驗に合格したものでなければならないのである。彼等の學ばなければならない事は頗る多いので、犯罪とその原因、犯罪者の性格、その性格を感化する方法、監視の技術、及び各種の社會施設を利用する方法等を知つてゐなければならないのである。若しプロベーション・オフヒサー（男女共に）が自分の取扱ふ犯罪者の信頼を得、犯罪的の心的傾向よりも一層強い且つ一層根深いと思はれる衷心の善性を啓導して行かうとするには、その人物は是非共他より立ち勝つた人格者でなければならないのである。

今や已に我等はプロベーション・オフヒサーを撰擇し、訓練するの適當なる方法に關して暗中に模索してゐるものではない。已にオフヒサーの資格に要すべきものを知つてゐるのである。然しながら、社會の公衆は猶ほ未だオフヒサーの職の政治の圈外に置かれて、專門的のものとして十分の俸給の支給せらるべきものであるといふことは信じてはゐないのである。

わがナショナル・プロベーション・アツソシエーションは、凡てプロベーション・オフヒサーの任命は文官任用令によるべく、若し任用令のなき處では、裁判所以外の政治に利害干係のない適當なる機關で競爭試驗によつて採用すべきこと、且つオフヒサーの俸給（サラリー）は或る二三の州でやつてゐるように法律で定めないで、マサチユセツツ及びニューヂヤー兩州の最高法院及びニューヨーク市のコート・オブ・ゼネラル・セツションズの如く俸給を定むる權限を判事に與ふることを建議したいのである。

（六）

プロベーションといふ事業が確乎たる標準の上に正當な發達をなすためには國家の助力と監督とが必要なのである。極めて高價な收容費を支拂つてゐる國家は、一二の都市にのみ限らず全國の各裁判所に滿足なプロベーション・システムを發達させる興味を有つてゐる筈である。イングランドではこの理をわきまへて、全國に通じてプロベーション・ワークを發達せしめ且つ是れが監督を完ふするがために內務省內（ホームオフヒス）に職員の充實した一局（ビユロー）を設けたのである。昨年（一九二六年）の英國內務省の報告によると、地方のプロベーション・オフヒサーの俸給及び費用の一部に充つるため四萬五千封度（一封度は約十圓）の豫算がふり向けられたのである。この豫算で政府

は十分な監督をなすことができるのである。且つ、英政府ではプロベーションの執行のため詳密なる規則を制定し、統計を蒐集し、其他一切プロベーションの發達を以て已が任としたのである。

わが合衆國に於て或る程度の能率を以てプロベーションを援助し又は監督してゐる政府の一局又は委員を有つてゐるものは四十八州中七州に過ぎないのである。しかも如何なる州もプロベーション・オフヒサーに十分な俸給を支給するための豫算は有つてゐないのである。

一九二五年米國下院（Congress）に於ては合衆國立地方裁判所（the U. S District Court）に規準プロベーション法（Staudard probation law）を施くの法案を可決したのであるが、これは各州のプロベーション・サービスを激勵するに足りること、思ふ。實際、わが合衆國の州の大部分では成年のプロベーションは僅かに開始せられたばかりといつてもいゝのである。合衆國政府はその施設にかゝる裁判所に於てさへもプロベーション・オフヒサーに必要な俸給を支給するに至つたのは極めて近來の事で、加之、この目的のために今年度の司法省の豫算には僅かに三萬ダラーか要求せられたに過ぎないのである。

（七）

プロベーションなる事業は、犯罪者と國家の法律上の手續との最初の接觸點に介在してゐるのであるから、頗る險要の位地を占めてゐるものと云はなければならない。周到な調査と犯罪者の診査とによつて、若し其人を得さへすれば、プロベーションなるサービスは犯罪を防止するためには是非共必要な犯罪の原因及び犯罪者の性格に關する基礎的な智識を供することができるのである。而して、かくしてプロベーションによつて初めて犯罪のみならず、犯罪者に處するの道を得、由て以て、司法の公平が保てるのであつて、是に至つてプロベーションは初めて裁判所の右の腕たるの名に負かないことになるのである。吾人は今日尙ほ未だプロベーション・ワークの結果について十分な材料は有つてゐないのであるが、現在の統計並びに研究によつて看るのに、正當に確實に行はれさへすれば、プロベーションはプリズン・トリートメント（行刑處遇）よりも犯罪者を改善せしむる上に多大の成果を擧げ得ることを示してゐるのである。是に於てか、わが國の諸の團體にして、克く司法をして犯罪防止の功を遂げしめんとするの目的を有つてゐるものの、その事業のプログラムの中にプロベーション・ワークの發達に關する方策を取り入れることを忘却しないことを、余は希ふて已まないのである。（完）

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1928

刑政第41巻第7号　矯正図書館

刑務所内待遇改善の第一歩未決拘禁者の爲に賣店開業。

まづ市谷刑務所は

刑務協會が五月三日から飲食物開店、初日のお客三百三十四人、二日目は二百四十八人、市價の二割安、菓子（栗饅頭、もなか、カステラ）水菓子（ネーブル、夏蜜柑）、仁丹位のもの、看讀書籍も取扱、新館が出來上ると、饂飩、コーヒー等も始める、平均一日のお客二百七八十人といふところ、菓子一ヶ八錢、水菓子六錢。（五月末）

兩全會請負の雜貨も同時に店開き、一日平均十五人位、齒磨、シャツ、タオルの類、切花の十五錢は市價なれば二十錢はする、尙ほ同會は面會人の便利を圖り、天幕張の喫茶店を設け、紅茶や辨當を提供して居る。

賣店の評判は至極よい、一日に十人乃至十五人、移監とか保釋とかで豫納金の拂戻を受けて出て行く、その人達はみな感謝して居る。因に飲食部豫納金は一圓。

大阪刑務所は北區支所で四月十六日から大阪佛教和衷會が一坪半のバラック建築をして開業。

松岡主事は語る、

釋放者保護事業をやつてゐる自分がこのやうな仕事に手を出すことになつたのは多數申込ある中から自分を特に指定された杉本支所長の寵氣に感じてゐる、未決拘禁者の爲には出來得る限り品物を吟味し、營業心理を離れて或る崇高な內感を與へたい、又釋放者保護と同一程度におかれた大切な事業としてうんと勉强する。

營業品目、パン、珈琲、ラムネ、茶、果物、汁粉など、一日のお客まづ百人、この賣上十二三圓。

名古屋刑務所は五月四日から、愛知自啓會の手で始めた、夏季は特にサイダー、シトロン、ラムネなどには氷をおまけに添へる。

よく賣れるのは、草餅、饅頭、あめ玉、キャラメル、果物、うどん等々。草花や繪葉書の申込はない、まあ食ふ方が一番らしい。（開業して四日目）

奈良刑務所では曰く、

當所の未決收容者は他刑務所のやうに金持が少なく、從來許されてゐる差入辨當を食べる者さへ少ない位であるから、別に設けることはせず、希望によつて外で買つて與へる。

清松刑務支所は特別に賣店を設けず、差入屋に一任。

○

これも改善の一端、

大阪刑務所北區支所では、淋しい思ひをして殺風景な待合室で順番を待つ人々の爲に、看守諸君が相談し、面會室前十坪程の空地に小庭園築造、この經營費は五十錢一圓の小額寄付、大部分は夫役寄付で看守諸君は休憩時間にも鋤鍬振ふての大奉仕、泉水もあり、四時花を絶やさない。

○

今一つ大阪刑務所の御紹介、

全所の收容者中には五百人からの鍛冶工、機械工が居る、現在では小さな仕事をやらせて居るが、これを大仕掛にやる計畫、それは南海鐵道の高野線が付近を通過してゐるので全線朝香山驛から所內へ分岐線を敷設し汽車や電車の註文を大いに引受けて、大いに製作し、其の製作費も大に勉强しやうとある。

○

本派本願寺社會部は教誨師に對し單に受刑者のみを教化するに止めず刑務職員やその家族達の宗教的情操の涵養をも圖り、精神修養に資せしめるやう慫慂して居る。

宮城刑務所の神谷龍海氏は所長を會長とした薰風會を組織、四月より日校式講習を開始した。成年部、少年部に分ち、更に成年部を男子（職員）女子（家庭）に分つ、一般希望者も入會し得る。男子部三八、女子部一五、少年部六五、好評であると。

○

刑務所製品バザー。

宮崎刑務所五月二十日より四日間演武場前で開催、これが最初のことで心配したそうなが成巧、その初日に山根作業主任曰く、

何しろ初めての催しで實はどうかと氣遣つてゐましたが、今日半日の有樣を見てすつかり安心しました、こんな事なら四日も開く必要はなかつたと思ひます、二日位でも結構でした。

この總賣上三千四百圓、全体の三分の二を賣捌いた。

巢鴨刑務所

東京博覽會での即賣殘品に更に補充して六月二日三日四日と即賣デーを行ふ、そのチラシに、

昨年五月當所に於て全國刑務所製作品々評會を開催し皆樣の御批判を仰ぎました。本年は品評會ではありませんが相當多量品の即賣會を左記の通り開催することにいたしました云々。

これで總賣上高八千壹百圓也。

○

少年刑務所の教育方針大体成る。

刑政第41巻第7号
矯正図書館

新しき試み
その六

就寢前に於ける風琴の彈奏に就て

盛岡　龍野常田

メンデルス、ゾーン曰く「言葉の盡きる所に音樂は初まる」と、此の一句は音樂の意義と價値とが言ひ盡されて居る。

人間の複雜なる情緒が言葉にて顯はし得ないものを音樂は靈感に訴へて神秘的に表現なし得る事を暗示して居るのではあるまいか。果して然らば音樂は極めて內面的精神的のものにして言葉がなくとも曲の中に含まれてゐる重大なる意義をデリケートに悟らしむるものであるから、聞く人に自ら偉大なる感化を與へずには置かないと思ふ

○

支那古代に於ける周公は孔子の理想的人物なりしと言ふ。而して周の世に禮樂の最も重んぜられし所以は畢竟禮により行を制して身を修め、上下の秩序を維持し、國を修むるの基となし、樂によりて心を和げ人心の平和を計らんとせしに外ならざる事は、孝敎に「移風易俗莫善於樂安上治氏莫善於禮」と云ひ禮記に「樂者天地之和也禮者天地之序和故百物皆化序故群物皆別」と言へるによりても明なり、故に禮樂の盛なりし當時は天下の泰平なる實に四十四年間刑罰を用ゆるの要なかりしと云ふ。

○

思ふに少年受刑者としては比較的單調なる一日を終へ心に空虛を感じ荒みたる心を懷きつゝ將に寢に就かんとする時に當り風琴を彈奏して在房の儘敎化の資たるべき高尙優美の曲を聞かしむるは心を和げ餘裕と落付とを與へ、以て修養の好機會を捕へしむるには非ざるかと試みに免業日の前夜約十五分間聞かしめたるに、其結果稍見るべきものありと思考せらる。

未だ實施後日尙淺きも効果あるべきを信じて疑はず今感想錄中より二三を抽き左に掲ぐ敢て御叱正を乞ふ

（昭和三年二月四日夜の記）

○

冬の日はたやすく暮れ果てゝ所內の萬象寂として聲をひそめた　一日の務を終へた我等は寢に就かんとする時、靜な夜陰の空氣を震はせて流れ込んで來た風琴の音、渴し切つた我等に限りなき慰安を與へた事である、かくの如くにして行つたなら、自分の「曲つた根性」が自然に融和されて行く事は云ふまでも無い事である、自分にして一時間なりとも「ヴイオリン」でも彈かせて下さる事なら、如何なる刻苦も敢てすると思つた。

○

四近寂寞として靜まり、時しも聞ゆる風琴の音は實に我が精神をして希望と父母兄弟を思ふ心に漲らせる、彼の瞬間予の心に早く歸宅を待たるゝ父母は如何に暮し居るか、又は彼の瞬間神よ何卒我が父母をして健全ならしめ再會を得さして戴く樣にと祈らざるを得なかつた、あの風琴の音こそは我が心をば寂しくし又一種言ふべからざる力を入れてくれた。

○

去る四日土曜日の晩であつた、「自習止めツ」の號令が發せられ二三分も過ぎたかと思はれた頃、風琴を彈かれる音が聞えた、靜かな夜の淋しさを破つて、最初感謝の歌が彈奏され、其れに續いて人の道、恩賜の御衣、美しき大然、勇敢なる水兵と順次に彈奏された、吾れ〳〵が日頃歌ひ且つ聽いて居る所の唱歌であつたが、あの晩のは殊の外吾等の心に微妙な言ふべからざる感じを起さしめたかくして九時の時計と共に最後の禮までされて終られた、今迄淋しく過した就寢前のあの十分間ばかりの時間ではあつたが心ゆくばかりうつとりとして聽き聽き終つてから思はず感謝の言葉を發せずには居られなかつた、如何に吾等の爲とは言へ、夜遲くまでかように風琴まで彈いて聽かして下さるとは、かう思はせられた時私は熱い涙が目に一ぱい溢れて居た、承れば所長殿の有難い思召からとの事に、今更ながら感泣の外はない、吾等はあの夜感謝の言葉を念じつゝ安らかな眠りに就くことが出來た。

編輯子より

本誌六月號發表の俳句は左の通り訂正します。

△五客竹馬の句
竹馬や一人が行けば皆續く

▽天位木の芽の句
連峰の聳えて高し木の芽晴。

刑政第41巻第7号
矯正図書館

博覽會出品に就て

高松に開かれた全國產業博に就ての狀況……

高松刑務所
作業主任　藤澤清

三月二十一日より五月二十日迄五十日間高松で開かれた全國產業博覽會へ當刑務所製作品を出品して廣く觀衆に對し刑務作業の實狀を紹介することを得ましたからあまり前例もないことで一應諸賢へ御報告申上げることに致したい。元來出品の目的は刑務所では仕事をして品物を作つて居ることは知られて居るが單にそれだけで製品の出來榮へ價格販賣方法等は一部有識者を除いては何も知られて居ないから此の博覽會の開催を利用して社會に其の方法を會得して貰つて置いたなれば大いに得る處があるであろうと思ひとりわけ其の主眼は第一製作品を審査品評して貰つて長所は益々助長し短所は之を補ひ而して其の製作品が社會の趨勢に遲れないやうに努めて以つて受刑者の職業訓練に資したい爲めと第二は、刑務所作業は多く製造して多く賣ることのみが目的でなくその眞面目に働いて眞面目な品物を作らねばならないといふことにあるとすれば丈夫で安いものを作る樣に訓練していかなければならぬそれには作業素品の撰擇不用品の利用所要人口の節約することが刑務作業最大の要務であれば其の要求を如何なる程度に取捨したる製品が社會に迎へられ得べきや第三は、刑務作業を紹介して販路を擴張するのも一つの目的に外ならぬことは勿論である。

◇

出品の方法　博覽會場は大約二つに別たれ一は普通會場で二は參考品陳列所であつた、參考品陳列品は主として器械類の精巧品を配列され普通會場は一般購客に即賣する物品と配列されて居て普通會場には內地の各府縣は元より遠く朝鮮、關東洲、臺灣、滿蒙等より各專問家が意匠を凝らして製作せし所謂御國自慢と製造家それ自身の宣傳に努め何所を見ても粹を集めて觀衆を引寄せるように所狹きまで陳列され、遺憾なく博覽會氣分を漂はせて居る。當所の製作品も間口二間餘を高松市役所へ交渉して無償借受け一般の出品家と肩を列へて普通會場へ出品することにしたもの〻偖て刑務所製品が各專問家の出品物の夫れに比し著しい見劣りはせぬであろうか又價格に權衡を失することはあるまいかと心配な點もあつたが愈々出品して他の品物と對照するに心配は全く杞憂であつて寧ろ品は丈夫で價格は割合安く之なれば恥しいことはないと思ふた。

◇

出品物と管理の方法　主なる品は組立式洋服箪笥、組立書棚、木立、飯櫃、水屋、彫刻物、トランク、シース、靴等であつた。刑務所作業製品は物品會計規則の條章に依り整理せなければならない、そこで當所は出品に先立ち高松市役所と協議して出品の都度一々市役所吏員の責任者から品目數量價格を表示した預り証を貰ひ實際の管理は市役所に委ね、作業主任以下係員が時々現場に就き現品の狀況視察に努め常に博覽會に出品せる品目數量等の明確を期してをいた。

◇

出品物の經過　當所の出品物は幸ひ出品後日ならずして賣約が多數を占め入場者中には買ひたくても賣れて居て折角刑務所製品を買ふと思ふても叶はぬと看守人に呟く者が多かつたといふことである。これを見ても觀衆が如何に刑務所製品を歡迎せられたかゞ想像することが出來樣と思ひ私は實に愉快に感ぜられた夫れは外でない吾々が日常に八ケ間敷云ひつゝある受刑者に對する作業訓練即ち作業指導教養によつて相當恥しからぬ職人に仕上げることが出來たのだ、社會に居て怠けた結果食に困り食に困つて罪を犯した劣敗者が行刑の經過に依つて、これだけの人間が出來たと思ふて實に嬉しかつた。

◇

製品は會場にて觀衆に好感を以つて迎へられた、從つて賣行もよく買取人は閉會を待たずして自己の手許へ引取度希望あるも、渡して行けば後が空虛となるので引渡に猶豫を乞ふて補充して始めて引渡すようにした、中には刑務所に來て博覽會に出品してあつた品物と同樣なものを作つて呉れと申込む者多く出來、隣縣は元より朝鮮邊からも製作申込方法に就いて照會を受けつゝある、斯の如く博覽會に出品の爲社會一般に刑務所は正直叮寧に品物を作り、價格も比較的安いといふ點を了解が出來て近頃頓に個人註文品の增加せるは洵に嬉ばしい現象である。

當所出品物の內で書棚とトランクを審査して賞つて褒狀を受けた。

× × × × × × ×

刑政第41巻第7号
矯正図書館

第三回 演武大會の記

各地通信

第一區

五月十二日宮城刑務所演武場に於て開催す同演武場は紅白の慢幕及萬國旗を以て裝飾せられ門前には長さ三間餘の扁額を掲げ一見壯觀を極めたり此日や豪雨盆を覆す如く道路泥濘の不便たるに拘はらず斯道奬勵の爲め辻司法書記官、白井札幌、長谷川福島、藤居秋田、向島山形、鈴井盛岡少年、川村青森ノ各刑務所長豐田仙臺地方裁判所檢事正、淺沼同裁判所長、鹿島宮城控訴院判事及在仙官衙の長武道教師新聞記者其他多數來賓の陸續として臨場あり殆んと立錐の餘地なかりき午前八時前回の優勝團體劍道札幌柔道秋田の優勝旗返還式を擧行後奥田宮城支部長の開會の辭審判員の注意あり次て大日本武德會宮城支部劍道教師沼倉清八同教師兼宮城刑務所武術教授囑託阿部新藏兩氏の帝國劍道型に始まり引續き劍道選手の試合に移れり各選手は意氣既に天を衝き豫て鍛錬の攻擊精神の發揮と得意の秘術を盡し一勝一敗接戰又接戰遂に優賞の月桂冠は札幌刑務所の獲得する處となり三度連續優勝旗を獲得せし白井札幌所長の得意の微笑は其の中に窺はれたり二等福島刑務所三等宮城刑務所と決定し尙ほ各刑務所選手中より代表者一名宛を選出高點試合を實施したる結果之亦一等は札幌刑務所菊田選手の掌中に期し刑務協會副會長(辻書記官)賞を獲得したり時に午前十一時を過くる五十分奥田支部長休憩を宣し來賓及選手は所定の食堂に就き晝餐を喫し午後一時奥田支部長の再會の辭に次き柔道審判員の注意あり武德會宮城支部教師高橋勇藏同教師兼宮城刑務所武術教授囑託高平久之助兩氏の投業及固の型あり引續き柔道選手の試合に移れり之亦元氣旺盛奮鬪努力互に妙技を演し來會者一同の手に汗を握らせたり新たに試みられたる「リーグ」戰に興を副へ接戰遂に優勝の月桂冠は山形刑務所新進選手の獲得する所となれり二等秋田刑務所三等網走刑務所と決定直に劍道同樣代表選手の高點試合を實施したる結果一等の榮冠は網走刑務所四栗選手の占むる所となり刑務協會副會長賞を獲得したり之を以て全部の試合を終了し辻書記官より優勝旗表彰狀並に賞品を授與し一場の訓示あり奥田支部長より閉會の辭に次き主催者としての挨拶あり午後四時無事閉會を告げ優勝記念の撮影後直に選手慰勞會を催し來賓と共に歡談を盡し午後六時和氣洋々の裡に散會せり

奥田支部長の吟に

閃火電光爭劍風　龍驤虎搏決雌雄
偸安苟且非能事　錬武修文期奉公

◇

○劍道決勝戰

福島
○○一級　八卷鶴二
初段　半澤進
仝　丹野榮重

札幌
○　初段　牧野謙藏
○○二段　菊田清作
○○三段　薦田義一

○柔道決勝戰

秋田と網走同點に付代表選手決戰の結果

秋田　○初段　桑原由造　網走　三級　四栗雄助

○選手高點試合

劍道　一等　八點　札幌　二段　菊田清作
柔道　一等　四點　網走　三級　四栗雄助

第二區

五月廿日東京市谷刑務所演武場に於て開催、午前八時各支部代表が先づ會場に參集して組合せの抽籤を行ひ選手を揃へて待つ、幸ひ好天氣であり且つ松井會長の臨場によつて場内の空氣は一層の緊張味を示した、定刻の九時が鳴ると根本支部長開會を宣し、優勝旗の返還式を擧げ、次で劍道部の試合に移る、審判は高野範士、白土教士であつた、第一回戰に於て八王子少年、市谷、小田原少年、水戸、横濱、川越少年が破れた、第二回では巣鴨、宇都宮、前橋が破れ、殘るは小菅、豐多摩、千葉、甲府となる、第三回戰の結果は敗軍組が甲府、小菅で、千葉、豐多摩の何れが覇權を握るかといふことになつた、選手を見渡すと豐多摩は初段二名三段一名で、千葉の方は二段二名初段一名、双方猛將を二番目に立てゝの對陣で見物の興味は高潮に達した、がその奪戰り鬪空しく千葉へ全勝の榮冠を與ふるに至つたにはチト本意なく感じた。三等は甲府が占めた。

帝國劍道の型を高野範士の打太刀、白土教士の仕太刀で眞劍を以て行はれたが、さすがに、あざやかなもので敬服の外なし。

劍道高點試合の結果は四點三人、決勝によつて一等巣鴨金子一、二等甲府小宅芳明、三等、豐多摩矢次宏の三氏となる。

高野範士の講評は剴切なもので選手の蒙を啓くところ少なからず、引續き指南までされたことは勞を多とする處である。

午後の柔道部は宇都宮、前橋、豐多摩、横濱先づ敗れ、當番地の市谷は劍道部の負を雪辱すべく力戰したものと思しく水戸と互角。第二回目に、甲府敗退。第三回にて千葉、水戸が敗れた、このとき市谷幸に不戰勝の地位にあり、優勝戰に入り市谷は遂に、巣鴨、小菅を征服し茲に第一位たることを得た、二等小菅、三等巣鴨となつ

高點試合は一等市谷、田中德正(三段)。二等小菅、畑山泰治(二段)。三等は千葉、伊藤長吉と宇都宮、中山信一、以上の四氏であつた。

この柔道審判の三船七段、伊藤五段は、選手試合後、先づ伊藤

刑政第41巻第7号
矯正図書館

氏が有段者の指南をなし、次で三船氏は伊藤氏及び田中三段を相手に模範試合を見せ、終に審判兩氏で柔道形を遣ひ、最後に三船審判より選手に對し時間の關係で簡單に挨拶。

松井會長は優勝旗並に賞品を授與し、本日の試合が完全に行はれたこと。回を累ぬるに從ひ選手の技に高低の差が少なくなつたこと、今後とも心身の練磨を希望すること等を述べた、根本支部長は主催者として選手の勞を犒ひ、不行届の中にも無事終了したは同慶に堪へぬと挨拶し、記念撮影して散會した、時に午後六時半。（觀戰記者）

第三區

咲きも後れす散りも始めぬ花關漫の四月十五日金澤支部主催の下に武德會金澤支部演武場に於て開催刑務協會々長代理住江主事並名古屋、三重、岐阜、靜岡、岡崎の各支部長列席午前九時河邊支部長開會の趣旨を述べ次て優勝旗の返還式を行ひ直に演技に入る。優勝を競ふ各選手は互に腕を揮ひて剛を爭ひ猛烈なる試合を續けられ獨戰に於て三重十點新潟金澤各九點名古屋七點を得て準優勝戰に入り三重對名古屋新潟對金澤の白熱戰となり觀る者をして手に汗を握らしめたり其の結果三重四點金澤四點新潟三點を得て遂に三重對金澤の優勝戰となるや各選手の意氣彌か上にも高調し此の晴の舞臺に於て名譽の榮冠を得んとの意氣は自ら劍尖に火花となりて現はれ獅子奮迅互に優勝を競ふ樣實に血湧き肉躍る奮戰振りてあつた而して其の成績は二對一の差を以て優勝の榮冠は遂に金澤支部の得る所となれり引續き高點試合に移り三重の下井初段優勝す

午後柔道の競技は豫選に於て名古屋四點三重金澤各二點滋賀一點を得て準優勝戰に入りたる所其の得點各一點つつなりしを以て更に代表者の試合となり名古屋滋賀優勝して最後の決戰に入り名古屋先つ一點を得て優勢となりたるも滋賀の大將に松田三段ありて名古屋の大將加藤初段又豪なりと雖決して樂觀を許さず愈々兩將の決戰となるや何れも作戰上相當計劃あるものの如く松田三段自重して濫りに進まず加藤初段又敢て挑まず龍虎相接したる儘遂に引分となり榮冠は三度ひ名古屋支部の手に歸したり夫れより引續き高點試合に移り金澤の笠井初段優勝して演技を終り次て住江主事より優勝旗並賞品を授與し午後四時五十分閉會した而して決勝戰の戰跡左の如し

劍道の部

三重支部　　金澤支部

初段　×下井英之輔　　初段　×岡本幸二

初段　○小堀松之助　　初段　常石政次郎

二段　安井清作　　二段　○○三輪良保

柔道ノ部

名古屋支部　　滋賀支部

一級　○加藤亮一　　二級　松田新助

初段　×加藤廣一　　三段　×松田源九郎

誌上講演

死刑の沿革〔中〕

大審院判事　尾佐竹猛氏談

更に此時代に於て如何なる手續に於て是等を執行したかと申すと、五位以上の者で京に在る者は刑部少輔以上、唯今の言葉では司法次官、それ等の者以上の人が決するのであります、各地方に於ては次官、是は權限は違ふけれども、司法權が行政權以外にない時分であつたから、其縣廳の內務部長といふやうな人以上がやる、此時も矢張り前申した通りに若し寃枉の灼然たるものあれば決を止めて奏問すといふやうな鄭重なる手續がある、

刑部省が　彈正台に送つて、夫から左右の衞門府に送つて、それを市の司の南門の所に引据えられ、彈正台と左衞門府の役人は門の東、刑部と右衞門府の官人は門の西に於て囚人を眞中に据えまして物部、防援左右に北向に列し北面の武士が來て最後の宣告をして、列席の一同の係りに之を示す、列席の者が之に異議がない時には刑部の丞、即ち局長級の人が出て參り、それから愈々執行を指揮する、又實際の執行官は物部の兵、是が劍を拔いて斬る、即ち斬である、絞める時には綱を用ゆることになつて居るのであります、死骸は之を近親の者をして斂めしめる、若し親戚がない時には所謂東西兩京の市の司、是が城外の閑地に於て死骸を埋めて、それに姓名を書いた牓を建てる、是れだけ鄭重な手續をして死刑が行はれて居つたのであります。

而して文化と共に大陸の宗教、殊に佛教が入つて、慈悲忍辱といふことが盛んになつて來ますといふと、成べく死刑といふことが少くなり、或は死刑の任に當る者は嫌はれるといふやうな傾きになつて來て居る、是が即ち

刑罰の墮落　であります、道德上は良いことかも知れませんが、却つて所謂王朝時代の綱紀紊亂といふこと

矯正図書館

とになつて來るのであります。此事に付て面白い實例は源の經成が中納言になつた時の話であります、是は今日吾々の服膺して宜い言葉であるが、此人が最初八幡宮に參詣を致して、所謂納言になりたいといふ祈りをした、其時に是まで國を治むる間に死罪に行ふ者は約三十人、之も君の爲めなり、其こと若し道理に背かば此度の所望叶はず、若し道理に背かずは中納言に、成る望叶ふべしと申しけるに中納言に成りにけりされば神明道理を捨て給はぬなるべし八幡の別當語りけりとあります、即ち經成は、私のやつて居ることは國家の爲め、君の爲めやつて居るのであるが、若し間違つて居つたり道理に背つて居つたりすれば私責を負ひますが、神明の御心に叶ふならば出世するやうにといふことを祈つた、是だけの覺悟と眞劍といふことが極めて必要であらうと思ひます、

そこで前申しました自盡といふのは後に切腹に變るのであります、

腹を切る

といふことは死する方法としては吾々は當然武士道の精髓と考へて居るのでありますが、世界に斯ういふ死の方法はない、外國人は非常に珍しく考へて居て、日本の芝居を見ると腹切りを見せて呉れと言ふて承知しない、今日の考から見ると腹を切つて死ぬといふことは變態である、胸を刺すとか首を斬るなら宜いのであるが、之と違つて支那では罪人の腹を裂くといふことがある、之を凌遲と言ひます、是は清朝の末期まで行はれて居つた、最も慘酷な刑であつて、是は初めから腹を裂くのでありまして、先づ身體を斬り、手を斬り、それから腹を裂いて腸を引出すといふ刑である、此慘酷なる刑を自ら甘んじてやるといふことに付ては武士の誇りもある、それから又考へて見なければならぬのは、吾々日本人は座ることが出來る、それで禪學の極意でも臍下丹田といふことであつて、腹の底に力を入れる、即ち腹に精神があると考へて居つたが、無論それでも宜しいでありませう、詰り其處を裂くといふことは最も痛苦を知るといふことの外に精神があるといふ考が入つて居る、それに所謂支那流の慘酷なる刑を官憲の手に依つて爲されるのを厭ふて、自らやるといふことが後に至つて切腹制度の發達になつたものであると見なければならぬと思ひます、日本には昔から腹を切るといふことがあつたのではない、また王朝時代の自盡といふことも腹を切つて居るのではない、此記事を見ると聖武天皇の天平三年、西曆七百七年、

之に實例

が出て居りますが、天平元年の二月、

左大臣正二位長屋の王が私に左道を學んで國家を傾けんとす、—今日の危險思想である、そこで王を自盡せしむ、其室及び膳夫の王等又自ら縊る、是は自分で首を絞めたのを所謂自盡といふ言葉に使つて居るのであります、此ことは當時重大なる事項であるから、更に日本靈異記の記事を見ると、親王親ら罪無くして捕はれ、他の刑に依つて殺されんよりは自ら死するに如かずとて其子孫に毒藥を服せしめ絞死し畢り後ち親王毒を飲んで死んだ、ヨーロッパでは有名なるソクラテスが毒を飲まされて死んだといふやうに、最初の自殺の方法としては首を縊るか毒を飲むか、此方法が當時の法令に依つて公認せられて居つたといふことが是で分るのであります。

それから此死刑が支那系統の是等の方法が行はれて居つて、如何なる程度まで實行されて居つたかに付ては十分ではないが、其後に至つて

格殺

といふ別の方法が行はれて居る、是は僅かばかりで余り見へぬが、光仁天皇の寶龜四年、西曆七百六十三年、此頃は盛んに放火や盜賊が行はれるから、之を捕へて格殺すべしといふことになつた、同じく寶龜十年西紀七百七十九年には之を打殺したといふことがある、此時分は日本の全國の綱紀が紊れた時代であつて、各國々の地方官が色々な惡い事ばかりやつて仕方がない、此の頃の所謂知事、郡長ともいふべき國司、大領、是等の者が屢々神の火に依つて燒けたといふ報告が中央政府に來る、段々調べると役所の物を誤魔化して火を點けて、神の火に依つて燒けたと言つて上奏するといふことが澤山ある、甚だ怪しからぬから宜しく斯ういふ者は殘らず格殺すべし、假令恩赦や減刑の赦例が出ても決して是は赦すべきものではないといふやうな嚴重な刑であつて、甚だ當時の役人は不都合が多かつたから斯樣な刑があつたのでありませう、是等の例は後に延曆の十二年に矢張り一度行はれて居る記事がある以外に於てそれ以後は歷史上に現れて居らぬから余りになかつたかと思ふ、延曆十二年の記事に依ると山邊の眞人等が是は佐伯の宿彌成人を殺した、遁れて居るのを捕へて之を格殺したといふ記事である、是等が後に色々變つて來て、能く傳說や講談に出て來る

石子詰

埋めて石で殺すといふ刑あれも何處まで本當か分らぬが、或は鶴を殺すと格殺するといふのも打ち殺しの變態であらうかと思はれるのであります。

其次に現れて居るのが所謂獄門の原始的方法である、梟首、是も支那の系統であるけれども、日本に來ると色

矯正図書館

々に形が變つて來るのであります、明治の初めまで行はれた刑である、最初は支那の系統ではあるが、日本では一番是等に依た方法が現れて居るのは用明天皇の二年、西曆の五百八十九年に當る、此時に散梟即ち散らせ梟させといふのです、梟といふのは字の通りに梟が首を差して置く所から出たのであるが、日本では一寸變態で、散らせ梟させといふのは用明天皇の時に物部の守屋の騷ぎが戰爭になつた所にあるが、鳥部萬が自分で首を刺して、死んだのを八段に斬つて八ケ國に散らせ梟させをした。

八ケ國に分つて　之を梟したといふことである、是は朝鮮でも金玉均がやられたのは六肢の刑、即ち手と足と首と胴と六つに切るのである、これも似たやうな方法です。それから後今日吾々の知つて居る獄門の刑等が段々出て來る、平將門が京都に於て梟されて居る、色々な傳說が澤山あるが、兎に角將門の首を京都に持つて來て、外樹に掛けられ――外樹といふのは監獄の門外の木であるが、之れに掛けた、是が後には獄門といふ言葉になるのであるが、此木といふことが名詞が動詞形に働いて居るのであります。同じく万壽元年になると京都に强盜が盛んにあつたから、之を搦め取つて、京都に於て獄門に掛く、或る古い卷物を見ると屋根の梁の所に掛けた例は澤山あるけれども、要するに是は

獄の門外の　樹といふことが門に變つて獄門になるのであります、是は有名なる前九年の役に安部貞任の首を持つて來た時には西獄――京都の西の獄――の櫟樹に之を掛けたといふことがある、此樹は何であるかといふと、後の學者の色んな研究があるが、是は樗の木といふやうな說もあるが、樗の木などといふのは日本に無い支那から持つて來る筈はない、是は所謂棟（オウチ）の木、椿の一種であるが、是から來たのではないかといふ說が有力です、棟（オウチ）といふのは血をあへるといふ言葉から取つたのであらうといふ說もあるが、兎に角斬られて樹に首を掛けるといふことが獄門の始めになるので、此獄門の刑は後に獄門といふ熟語になつたのであるが、此頃は獄門とは申して居らぬ、兎に角只梟といふだけである。もう一つ古い刑罰の中で所謂後に火炙りの刑

火刑の　元であるといふ記事は、雄略天皇の二年、西曆の四百五十八年、百濟の池津姬、是が雄略天皇の仰せに背いて石川の楯と關係したといふので、天皇大に怒り之を捕へて二人の四肢を木に縛り付けて火を以て之を燒いた、是が果して法律上の刑罰であつたか、天皇の嫉妬の甚だしい爲に斯ういふことをやつたか存じませ

ぬが、兎に角火で以て燒き殺すといふ記事は此時に現れて居るのである。欽明天皇の二十三年の記事を見ると馬飼首が死んで其子の守石名瀨氷が將に火の中に投ぜむとすといふ記事がある、此註釋を見ると火に投じて刑を爲す、是れ古の制なりとあるから、兎に角火の中に投込んだといふ火刑は古くからあつたと見て宜しいのであります。

鎌倉時代になると　死刑は斬刑一種になる、即ち首斬りだけである、貞永式目は鎌倉時代の立法であつて、總て從來の支那朝鮮の飜譯的の制度を破棄して日本人の手に依つて始めて出來た立法である、此貞永式目は鎌倉武士が簡單明瞭を尊んで居る所から法律も簡單になつて居る、斬罪といふ言葉を使つて居る、貞永式目は文曆の二年三月に夜討强盜の張本は遁るる方なく斬罪に行ふべきものであるといふ嚴令を下して、斬罪の一項に盡きて居るのであります。

足利の末になると　色々の刑罰が出て來る、縛り首といふのが此の頃の文字に現れて居る、是は後の德川時代にも出て來るのである、首を縛つて置いて之を斬つたことであろう、はつきりして居りませぬ、それは斬るばかりではない、獄門にする一方法であつたと見える、天文の十七年、上杉則政の臣八人を北條氏康が縛り首にして斬つた、武田勝賴あたりも縛り首で獄門に掛けたといふ記事が出て居るのであります。

それから放し討といふ刑もある、是は戰國時代らしい刑罰であつて、死刑になる者を放して置いて鬪はす、こちらから斬り掛けて誰でも構はず斬り付ける、決鬪の少し變つたやうなものである。是等の中で更に今日まだ歷史家の疑問と致して居るのは秀吉信長の時代になつて行はれた

一錢切り　といふ刑である、是は最初軍中に行はれたのが段々擴つたやうであるが、一錢を取つても首を斬る。支那でもそれに似たやうなのがある、一錢棄市之法といつて居る、此頃は實は金錢が尊いのであつて、後に申しますが德川時代では十兩から泥棒をすると首を斬られた、今日では何百万圓穴を開けても大丈夫である、それでも幾ら何でも一錢で斬首は余りひどいといふので、持つて居る金を出せば、過料金として假ひ盜んだ金が一錢であつても全部取り上げるといふ切りは限りと解する說が出た、兎に角從來は單純に一錢取つても首を斬るといふ刑であると解して居つたのであります。それから

磔といふ　のが戰國時代に出て來た、前申した

矯正図書館

通り是はヨーロッパ系統の一つであらうと思はれるが、日本では最初は張付といふ字を書いた、それが妙なのは機物に上つたといふ記事が出て居るのは是からである、それから支那流のむづかしい字を書いて（綵）磔に讀ましして居つた時代もある、機物といふ言葉は古い所では幡物、斯ういふ字を書いたものもあるが、是は今昔物語にある、機織機械に結び付けて、笞で以て叩き付けたといふのが元ではないかと思ひます、源平時代になると斯ういふ字を使つて居る（八付）、手足を結び付けるといふやうな意味らしいのである、必ずしも刑罰でなくても磔といふ言葉があるのは天文十三年の記事であるが、車の上に張り付け、京中を渡され、六條河原に於て殺される、是は必ずしも刑罰でなかつたと思ふが、それが

土八付

といふものになつた、是は源義朝を殺した長田忠致の親子を賴朝が捕へて、左右の手足を持つて擴がせ、土八付といふもので嬲り殺しにせられた、どういふ方法でやつたのであるか、手足を竿に結び付けて土の方に持つて行つたのでせうが、兎に角土八付といふのは是れ以後には現れて居らぬ、八付と書いたのも余りないが、戰國時代には幡物といふ言葉が盛に使はれて居ります。

丁度慶長時代から切支丹宗禁制になつて、慘忍な刑罰が行はれた、切支丹の渡來と共に歐米文化が渡來して良い方も惡い方も來て、キリストが、

十字架に

掛つて居る思想から來て居るので、切支丹禁制の爲に磔をやつたのである、其一例と致して、是は慶長二年長崎に於て二十六人の信敎者を磔にした、是は宗敎史上に於て有名なものであるが、無論慶長時代に寫眞がある譯ではないが、ローマの其寺院の壁畫として描かれて居る、捕へて來る所から之を十字架に結へる所、それを立てる所、鎗で突く所の動作が能く描かれて居るのであります。

此磔が段々行はれて來ますといふと、死んだ時には死骸を磔にする、本人は痛くも痒くもないでせうけれども、兎に角刑罰を行はれる前に獄中で死んだ時には死骸を磔にする、所謂刑罰は威嚇の意義を有する、威嚇主義の時代には是も必要であつたでせう、死骸を磔にした初めは何時かといふと、明智光秀が殺された時に秀吉が首を接いで縫ひ合はした、德川時代になると柄杓の柄で首と胴を接ぐのであるが、此時は粟田口の日岡峠に於て磔にしたのが死骸を磔にした初めらしいのであります。それから磔の

變態の

磔、逆さにして磔にする、是も武田信玄が之を行つた記事がある、武笠與一郎增城源八郎等が不都合なことをして怪しからぬ、理由のない訴訟を起したので怪しからぬといふので、磔になつた、所謂甲州は訴訟がやかましいといふのは是れである、民事でも刑事でもむづかしい、德川時代でも全國中最も訴訟の多い所とせられて居る、日本中の全体の訴訟の數と甲州一國の數と匹敵するといふ程、まさかそれ程でもなかろうが、此磔をしても止まなかつたといふのである、何も甲州の御方を惡く言ふ譯ではありません、所が磔の中で最も慘酷なのは串差といふのが矢張り戰國時代に於て行はれたのであります、十字架でなくして木の先を尖らして之に突き付ける、之に付ては三河の豐橋に於て十三塚といふのがある、其時分は吉田と申して居たが、是が所謂家康の爲に盡した人達の妻子十一人を捕へて來て串差にした、女子供を殘らず串差にした、是は傳說だけであるといふ說もあるけれども兎に角豐橋の附近にあるのは疑問と致しても此刑があつたことは矢張り甲陽軍鑑にも出て居る、伊勢の北畠の話で伊勢のつくも川のはたで拓植三郎右衞門の子が串差に差さるといふことがある、同じく勢州軍記の中でも戰爭の記事の終の所に後ろより繩を以て首に掛け呼聲と共に之を縊り大木を尖し串差にして磔に掛くとある、少くとも此種の變態の串差の一種があつたといふことが分るのであります。（つゞく）

犯罪と醫學

高田醫學博士

犯罪と醫學との關係は極めて密接であるが殊に近來科學的智識の普及によつて愈その方法なり手段なりが巧妙になつて來た、犯罪に醫學の應用される例の中最も著しいのは毒殺であつて、毒殺は昔からどこの國にも行はれつゝあるが日本には他國と比べてあまり發達して居ない一番研究の進んでゐるのは伊國、佛國でこれ等の國々ではいろ〳〵變つた方法が行はれて來た、普通の方法はどこでも大體似たやうだが特に變つた方法等もある、古來探偵小說には色々な方法が取扱はれてゐるけれども實際問題になると案外平凡で成功も少い、それに毒といふものが入手に困難なのと毒に對する智識の普及してゐないことゝに原因するので、その結果不當なものを使つたり又夫れに適したものでも分量を過ぎたりして失敗してゐる例もある。日常手に入りやすいもの例へば硫酸、クレソール等を使ふて殺す場合相手に味、香で感づかれ失敗することが屢々ある。

モルヒネの使用は實際上少い。主に醫者、藥劑等の關係者のみである。多くは殺鼠劑等のやうな極めて都合のわるいものを使つてゐる概して毒殺が文化と共に多くなるは明かな事實である。〔ラヂオ講演より〕

刑政第41巻第7号
矯正図書館

夏の景物

むしの音

六三四　野人

行水の捨て所なし虫の聲

俳諧の方では虫といへば秋季となつてゐるが、鬼貫はかく詠んで居る、實際、虫の音を賞翫するには夏の方でなければならぬ、ではあるがその虫が居ないとなれば致方もあるまいけれども賞翫の爲には養成の虫が出るやうになつた、東京の街では五月の末頃から出始める、即ち五月二十八日深川の不動さんの緣日が虫の初市で、それから諸方の夜店に賣られるやうになる。

◇

古本屋、萬年筆屋、玩具屋、靴墨屋、靴下屋、金魚屋、「何をとつても拾錢」屋、「二品で拾五錢」屋、聯珠屋等々に挾まつて雜賣の、古着屋、パナナ屋、蝙蝠傘屋、玻璃器屋などが五圓——三圓——二圓から段々せり下げて「圓と二貫、これでもよう買はんか、ヨーシ一圓——九貫——八貫……五貫はどうだ、よければ持つて行け」と口ぎたなく奴鳴り立てる夜店の外れにつゞく植木屋、草物屋、その隣に市松障子を入れた風流な屋臺店が虫賣である、今日は夜店と云つても五十ワット乃至百ワットの電燈燦爛たる夜市であるから華やかで夏なぞは涼しく思はせる、その比較的暗い場所へ陣取つて商ふ虫屋と、この姉妹たる螢賣が夏の宵の情景を特に深刻に描き出す、これが六、七、八の三ケ月に亘り九月も中頃になると、その姿は消えてなくなる。

虫屋は昔は街頭の商賣であつたろうが、今日は大抵の百貨店にも置て賣る、夜間開業の折なぞは之れに特に趣向を凝らした裝飾をする、一つにはこの裝飾で以て夏氣分を濃厚にするのでそれが爲虫の方が利用せられるとも云へやう、螢の方は先年より上野の松坂屋は景品として籠で渡し好評である。

◇

夏の夕、水を打つてから椽端に腰を下すと、泉水の彼方から來た風が、軒のすだれにもたれては辷り〳〵する、それで傍の蚊遣の煙が笑ひ崩れる、このとき萩や芒の草叢から虫のすだく音が起る。とても涼しい。

このやうな自然に接することは都會に住んでは望まれない、昨年のこと、明治神宮内苑に澤山の虫を放して虫聽きの夕といふものを作る計畫がなつて献虫祭まで擧げられたが、行つた人の話ではそれは理想に過ぎなかつたさうである。先づ普通は虫を買つて籠に入れて樂しむ外はない。

◇

賣つてゐる虫は、ながしの虫賣のもの以外は殆んど養成もので、その代り天然のものよりも聲がよい、値は從て高い。養成は室内に幾つもの棚のある押入を作り、それへ土を入れた箱を置き、一定の溫度を保たせて、その中で育てる。虫屋の持つて居るものは大体、鈴虫、松虫、鑾虫、エンマコホロギ、草ヒバリ、ギス、馬追ヒ、カンタン、キンヒバリ、大和鈴、青松虫、外に河鹿、螢位なもの、中でも人氣ものは、青松虫、大和鈴、キンヒバリ、草ヒバリ、カンタン等であろう。

虫賣といつても輕蔑はならぬ。一と晩に十圓乃至二十圓の賣上げがあつて十割の利益を見る。

虫に伴ふ虫籠は二十錢位から三圓迄か普通で、その形には、六平、三寸入子、一本山、三入子、四寸、五寸、舟、燈籠、山雀、高低、六角、二軒ツナギ、三セキ等々。

◇

富本節に「虫賣」がある。

「東西〳〵、商ふ虫のかず〳〵、ハテ草にすだく武藏野の、あぶみはあらぬ轡虫、いなご鈴虫、黄金虫、馬追虫のやるせなや、われは及ばぬ籇虫なれど、父よと泣かで戀に身を、窶れ果てたるきり〴〵す、蚊帳も思ひの片釣に、ひとりこがるゝ螢籠、ぬれなんものと松虫の、仇に日ぐらしなき明かす、長きその夜にあきつ虫、逢瀬もあらば天の川、おひさへくもの綾錦、きりはたり、てふ〳〵、機織虫や賤のわざ、つらねし露のやうに山に採りに行つた、又其後加茂神社から籠に入れて献上したことがありこれ等が虫を飼ふ最初のものであるといふ。

◇

虫の音、虫を聽くはよい、虫の聲と云つて果してよいのであろうか、實際、キリ〳〵ス、コホロギなどは摩擦音で、特別の發音器を有ち、イナゴ、バッタなどは後脚の腿を前翅にすりつけて音を出す、又茶立虫の如き上腮で障子を打ち音を立てる即ち打擊音を出すもある、その多くは摩擦音である。

鈴虫のリン〳〵〳〵七つ續けるは最優良種、大抵は五つか六つ。養成せられた鈴虫松虫の美音も一週間か二週間位のもの、その後は音が落ち、またその數も減つて行く、さうして何れの虫と雖も雌雄一緒に飼ふときは聲が止るものである、虫を飼ふのは最難の事である。

無殘やな冑の下のきり〳〵す　芭蕉

盆過ぎて寄闇くらし虫の聲　仝

猫に食はれしを蟀の妻はすだくらん　其角

蛩三西よれば噴嘩かな　一茶

米櫃の中や鈴虫きり〳〵す　仝

蟀のころ〳〵一人笑ひかな　仝

虫も鈴ふるや住吉大明神　仝

二日見る佛の飯やきり〳〵す　曉臺

虫を飼ふに摩擦音を出す虫には翅に水氣がかゝると駄目である、それで庭へ虫籠を出し放しで夜露に打たせることは面白くない。又虫は日光の直射や、强い電燈の光線を嫌ふ、煙草、蚊遣、蚊とり線香の煙は虫躰を衰弱せしめる、常に風通しのよいケ所に吊し外氣にあてゝやるが尤もよい。

餌は、茄子、瓜類であるが、皮とか種子は食はぬ、饗の目に切つて與へるが乾燥せなくてよい。鹽氣は禁物である。

鈴虫、きり〳〵すには鰻の頭、鰹節の少量を與へると元氣がつく、青松虫は櫻とか、ポプラの葉を日に一枚づゝもやれば長生する。總体午前中に餌をやると夜鳴くのが早く、餌が午後になると鳴くのが遲れる。物好

松虫のりんとも云はぬ黑茶碗　嵐雪

あれ聞て痩せぬ虫なし蟋蟀　仝

矯正図書館

きに素人が孵化させたものは大抵九月が來ないと鳴かないものである。

◇

鳴く虫に就てその科學的分類を擧げると、コホロギ科、キリギリス科、イナゴ科、蟋蟀科、油虫科、ハサミ虫科になる、この中でもコホロギ科とキリギリス科が名譽の樂師で、後の連中はこれぞといふべきものでない。

これ等樂師の音樂は大体二つに分けられやう、合奏と獨奏とに、即ち鈴虫、キリギリス、コホロギ等は合奏に適する、馬追ヒ松虫などは獨奏にふさはしい、虫屋で聞く鈴虫の合奏の凉しさ、野原で耳にするキリギリスの合奏の雄大さ、又拂曉コホロギの大合奏の壯快さは何ともいへない、獨奏家の馬追ヒは胡弓の如き、松虫はマンドリンの如き音律を有つてゐる、さうしてこれ等の樂師はすべて男性で、女流音樂家が只の一匹さへ居ないところが妙である。

◇

晝の樂師に蟬がある、ジージー鳴く「ニイニイ蟬」、一番の馴染は油蟬の天麩羅を揚げるやうな聲、又ミンミンとやつて居る「ミンミン蟬」、シアシア云つて居る「クマ蟬」や、カナカナ〳〵と聞へる「ヒグラシ蟬」の賑やかなものも居る。秋も凉しくなつて來ると「ツク〳〵ボウシ蟬」がオーシーツクツクとこれは大分上手である、蟬の音はよく響く聲であつて一哩の先までも屆くのがある、若しも人間の聲が身體に相當して出るものとして、蟬の率で刺出すと、出羽ケ嶽が怒鳴れば先づ日本中に響き渡る。

蟬は聾だといふ、すると俗に云ふ聾の聲高であるかも知れない、或る學者はこれを試驗するが一向驚かなかつた、然し子供の口笛や、石を打合せる音などがすると、さつと飛んで行く、これでは耳が無いでもない、畢竟大聲耳裡に入らずといふ音波の法則に支配されるのであらう。

蟬は土中で樹根の汁を吸つて育ち、大きくなるまでには普通三四年かゝる、蟬學者の説によると臺灣印度で、九年間、九州で十三年、北海道では十七年間地中生活をするさうで、それが地上に出ては夏の數日を樹上で噪げば、もう閻魔の廳へ旅立ちをするといふ、蟬の音樂は如何にも騷々しい、安ラヂオを聽くやうなものが多い。

◇

虫の和歌を數首、

君しのぶ草にやつるゝふるさとは、松虫の音ぞかなしかりける

露の邊はくるゝまがきの花やかに、ふり出でゝ鳴く鈴虫の聲

後京極

素性

きりぎりすいたくな鳴きそ秋の夜の、長き恨みは我ぞまされる

好忠

かしがまし野もせにすだく虫の音に、我だに物をいはでこそおもへ

振り立てゝならし顔にて聞ゆなる、神樂が岡の鈴虫の聲

◇

晝も夜も河鹿は鳴く、この聲には夏も逃げて行く。これを黄塵萬丈の巷に聽くも尙ほ綠深き山、滔々たる水を想起する。

◇。。。

刑務官禮讃

長崎　蕨生

吾人の奉ずる現在の刑務官吾人はこれに禮讃すべき價値を認める。

第一何れの職でも職務本來の眞精神を知らずしては一日たりとも心平かに勤まるものではない。まして世人の多くは今尙ほ嫌がり多小卑下する刑務所の仕事が何ふして愉快に勤まり且つ之を禮讃する氣になり得やうか、然らば如何なる點が禮讃に値するかと云へば、罪の人は幼にしては親の仕付を守らず、稍長じては學校敎師や先輩の言を容れず、宗敎を信奉せずして遂に囹圄の人となりしもの大部分であることは申す迄もない、刑務官の職務は如此人々を感化敎養し得る立場に置かれある、されば其職務を執り行ふ態度心狀は親の慈愛以上、敎育家以上、宗敎家以上たらねばならぬのである、此立場に在る事が刑務官として千金萬金にも代へ難き尊さを持つので、確かに禮讃する價値ありと信ずる、されば刑務官たるものは、此意氣を以て身自らも修養し、自重し、此尤も高尙にして尤も尊き職分を完ふし得たならば所は大なる誇りである。

現代の刑務官は此尊き職分の持主であり、夫れに應はしき人格者であることを社會一般に周知せしめて牢番とか不淨役人とか云へる古き忌むべき歴史を打破するやう精進せねばならぬのである、又現今の世相にては將來入所し來るものゝ質は益々復雜となると同時に御し難き人物も多かるべく覺悟せねばならぬ、旁々刑務官は品性の向上と思想の堅實とに留意せねばならぬ事を痛感する、萬一にも現今の刑務官中古の牢番根性を持するものありとせば此上もなき一大事である。

第二前記の如く吾等刑務官は職務上取扱ふ對照が惡い人であり泥土にも比すべき不良分子ではあるが、其求むるものは、泥には染まず咲き出ずる蓮華であり、內に深く潜む善心に機緣を與へて、之が速かに芽生するやう促すのであるから、泥を嫌ふては蓮は植へられず手入も出來ぬ、惡の一方をのみ見て之を嫌ふては遂に善美の花は咲かす事が出來ぬのであるから、眞に職務を行はんとすれば、泥もいとはず、惡も嫌はず之に接近し、善き分子を以て、惡き分子を押し除けねばならぬ、此犧牲的精神が眞に尊いのである、然し魚を持ちし手は魚臭く香を持ちし手は香の匂がする、人は絶えず接しつゝあるものにより不知不識の裡に其感化を受け易い深く戒心すべきである。刑務官は四六時中よからぬ人々に接近して居るのであるから一層其感化を受け易い、之を豫防するには唯自己修養を怠らぬやう心掛ける外はない、幸にして刑務所には彼等敎容者に看讀せしむる多くの書籍が備へら

刑政第41巻第7号
矯正図書館

れてある、其書籍は何れも修身濟家のもので職員も之を借覧する便がある、一面又彼等の讀む書籍は職員は是非一度は讀む心掛けが肝要である。彼等より知識の遲れることのないやう注意する要がある、又月に數回彼等に對し所長の訓示、教誨師の話があるので、之に列席して聽聞する事が出來る、其訓示や教誨は何れも一言千金の値ある善行美談であるから心を留めて聽けば自己修養の資料は豐富に得らるゝ、此勝手に修養書を讀む事が出來、又得難きお話を聽聞することの出來る官廳は刑務所を措いて他にはない、此點が刑務官禮讃の價値の大なるものである事を信ずる。

かく考へ來れば、徒らに他人の花を見て羨まずこれを終世の天職と心得、不幸なる彼等の浮び出ずる助緣者として、又社會淨化の一員としての自覺の下に精勤しなければならぬ。

◈作業科程奬勵上の試み

長崎　蕨　勝熙

作業督勵方法は種々雜多にありますが、要するに物質的にするか、精神的にするかの二つであるやうであります。物品を前にしてする督勵、科程何割以上を了するものには何々の優遇をすると云ふことを豫め定めてする督勵を物質的督勵と稱し得ると思ひます、之には多少の非難が伴ひます、然し物質的督勵を全然取り去つては遂に意義を失ふに至ります、同一の方法でも斯ふ云ふ風に云ふ事は出來ます、お前等は平素克く命令を守り一生懸命に働いたので大變良成績を擧げたから、其褒美として、之れ〳〵の優遇をする、此後も一層勉めよと、此心持で導くのを精神的督勵と云ふことが出來ると思ひます、然し之の二つは何れも結果でありまして、其結果を現はす迄の途中の方法があります、例へば素品に注意するとか、不當な科程を改めるとか、工場設備を良くするとか種々あります、其一方法として私が道標式方法を考へたのであります、其方法は、普通一日一人の科程は判つて居りましても、科程外一人五分とか一人七分とか二人五分とか云ふものゝ出來高は何程であるか、何程すれば夫に達するかゞ一寸不分りの者もありますので、各人毎に時間の長短に依る普通一日一人の科程の外に朱書で科程外の出來高標準即ち科程外一人八分は何程と云ふが如く表示して置きました所が、今日何程出來た、もふ何程働くと科程外何割となる、馬力をかけやうと云ふ氣になり自然に出來高が增したのであります、以上は私の經驗を發表した迄であります、新らしい試と云へましようか。

◇。。。

◈頭の生えた足が欲しい

三池　塊炭生

或役所のお役人は僕に向つて斯う云つた「僕の所は頭になる人のみ多くて、足になる人が少なく、議論のみ多くて仕事がはか〴〵しく行かずに困るだが貴樣の方は働く人のみ多くてさぞ骨折でせうね」と僕は直ちに答へた「何僕はちつとも困らないよ僕の方の人は頭の生えた足だからねちつとも骨は折れんよ」この問答の通り僕は只一人で大勢の人に働いて貰つて居るが僕の處に働いて呉れて居る人は皆僕の仕事の目的を充分に理解して呉れて居るそうして僕が或一つの命令をなしたら僕の所に働いて呉れて居る人は如何にしたら僕が相談した事が精確に迅速に氣分よく出來上るかを先づ考案して後初めて一生懸命に働いて呉れるだから安心して總てを委せる事が出來亦僕が豫期して居たより此上の出來榮に出來上るのだ僕はこの頭の生えて居る足が一番好しい斯くの如き人が一番欲しい僕が欲しい樣に亦社會の總ての頭らになる人は斯くの如き頭の生えた足になつて呉れる人が欲しいのに違ひない一から十まで初めから終りまで上司の指揮と注意なくては一つの仕事も出來上らない人は不經濟な人だ頭のない足言換れば頭を使はない働き人は不具者だ斯くの如き人の集團は能率の上らないこと明かだ不經濟で能率の上らない然も骨折の多いと云ふことは誰も欲する人はない筈だ、頭の生えた足が欲しいとは萬人の望むところだらう（終）

◈吾人等の自戒

大分　藤井鈞月

一、諂テ慾望ヲ充タサンヨリ勤メテ分ヲ守ルニ如カス、實行アリテ顯ハレサルモ、實行ナク顯ハレテ暗ニ人ノ譏ヲ受クル者ヨリ勝ル

二、驕慢ナル者ハ必スヤ何時シカ衰亡ノ機運ニ泣キ、謙遜ナルモノハ世ニ尊重セラレ、永ク繁昌ス

三、人ヲ呪フ者多クハ反ツテ其ノ身ニ醜態ヲ存シ必ス心穩ナラス呪ハレテ身ハ悲境ニ陷リテモ其ノ身ニ聊カ曇ナケレハ心自ラ爽ナリ

◈修養機關を作れ

みゆき

眞の改悛は惡業を爲さゞる事を欲するの域を云ふ故に收容者が法の制裁を怖れ罰せざらんが爲に善行を保つと云ふ事は眞の改悛に非ざるや勿論にして其危險性は毫も除かれたるにあらず故に眞に行刑の目的を達し社會の安寧を維持せんと欲せば單に適法の生活を營ましむると云ふだけではなく進んで國家社會の爲貢献すると云ふ程の人格養成に留意すべきである果して然らば吾人刑務官は人の性格改善に價する崇高なる人格を所有する事は重要なる職格の一と云はざるべからず玆に於て精神修養に多大の注意と努力を拂ふ事は單に自己の人格向上としてのみではなく收容者指導上必要なる努力にして所謂精神修養は刑務官の職務の一となしたる所以なり

近時收容者の看讀圖書の內容大いに改善充實せられ一般收容者の智識程度は大いに向上しつゝある斯くして收容者を薰育すべき自己を顧る時內心大いに恥ずべきものあるを感ぜざるを得ぬ玆に於て吾人は職員の修養機關として職員會圖書の設置及職員相互の向上會とも稱すべきものゝ組織せられん事を希望して止まぬ次第である

◈四ッ橋

北支　FU生

昔より江戸は八百八丁大阪は八百八橋だ

刑政第41巻第7号
矯正図書館

と云ひ傳へ水の都として大阪人は誇つてゐる。長堀川と西横堀川との十字川に吉野屋橋、下繋橋、炭屋橋、上繋橋と云ふ橋が架つてあるこれを四橋と唱へて居る。この橋を渡るときに小西來山の句を口吟まぬものはないと云ふほど有名な橋だ、吉野屋橋南詰の自然石の句碑に

すゝしげに四橋をよつわたり氣理　來山

全人はそのころ今宮村に住んでゐて四橋の附近にある鰻谷と云ふところで知人の家に寄寓してゐたと云ふ俳人鬼貫と夏の夜俳諧の話にふけりながら四橋を行きつ戻りつしてフト浮んだ句だと云ふことである。

昔ながらの木造の四橋が大阪市の第一次都市計畫事業で耐震耐火の近代橋梁に架け換へられて市民の郷土愛が日一日と薄らんで行くのは惜しい。

◆。。。

◆慶州を訪ふ

大邱　内尾政雄

雞林八道の舊都、慶州に、春陽麗らかの一日友と杖を曳く、

古の堂塔伽藍かげもなく、そのかみの大厦高樓あともなし、野の礎石に昔を偲ぶもあはれなり。

噫、榮古盛衰は世のならひ、武烈王陵かげうすく、半月城趾牧牛の鳴く　雁鴨池畔整然、樓閣參差、戸數十八萬、町數千四百その延長、五里有半なりしてふ、その大都府のあとは今、雲雀さへづる一面の青麥田なり。

傳說の都、詩の都、鮑石亭のあとはるか、陽炎もゆる野のあたり、楊山の麓、蘿井のあたり、瑞氣たなびくものがたり、何れか春の夢ならん。

今はかなし、古墳古陵をほりこはち、金冠、王笛を集めたる博物館のみ昔の榮華を物語る。

松林、麥畑、又、松林

半月城趾にひばりなきゐし
かげらうと麥田の中の芬皇寺
九重の塔を守る人なし。

美しき女王の建てし天文の塔おごそかに今もそびえし。

曲水の宴のあとに今もなほ。
景哀王の石碑よめり。
村はづれ如何なる王のおくつきか
若草深く、牧牛の遊ぶ。

◆遊裾花峽

長野　裾花

裾花峽は溪谷の絶勝として聞くこと久し余は未だ一遊せざるを憾とす。

去る十三日は本月の第二の日曜日にて全休日に相當す僚友三氏と相謀りて午前十時輕裝寫を發すれば天氣晴朗にて沿道の山色は新綠滴り心氣爽快なり。

裾花川は其源流を霞山戸隱山より發し蜿蜒流下十三里余下流更級郡青木島村丹波島橋上流にて犀川に合流するのであるが所謂裾花峽の一大自然美の溪谷は此合流を遡ること約一里半長野市の西部茂菅より上流約十里余の間で溪谷としては鸚音岩附近、小鍋峽一帶、銚子口溪谷、奥裾花深溪、盆地としては柵盆地鬼無里盆地等ありて此等悉く

探勝するとせば五日を要すると云ふ即ち余等一行は數十丈の斷崖上に懸る茂菅棧道を過ぎ對岸に聳え立つ旭山、藤橋、証宮淵、等寃然屏風を立てたる如きを賞しつゝ行くこと約十五六丁にて觀音岩に達す該所には洞窟中に觀世音の座像を安置するが彫に此の名あり左岸には旭山右岸には葛山對立し河巾峽々水勢々鑿々として三級の瀑布を爲す一行は岩上に憩ふし尙勇を鼓し坂道十數丁を登れば長野電燈株式會社第二發電所あり再び兩岸は狹まり寄巖怪石重疊し松樹は危ふく之れに懸り藤の花は巖頭に垂れ河床は亂石起伏し溪谷漸く深きものあるを思はしむ古より善光寺耶馬溪の名を以て傳えられたる小鍋峽である余等は只々嘆賞するのみである爲めに心身爽快眞に仙境に入りたる想ひありフト時機を見れば早や午後の二時を報ず驚き余等は一日の探勝なれば割愛して家に歸る時午後四時なりき

昭和三、五、一五、

◆「五月雨」

市谷　すゞ蘭生

雨が降る　銀色の細い雨が——
淋しそうに　シト〳〵と
囁きながら——
その雫が　アンテナを傳はつて
眞珠のように　キラ〳〵と——
やがて　ぽたり……と
消えていく　淋しさ——
結んでは　消え
消えては　結ぶ
結ぶ雫の果敢なさ
雨が降る　銀色の細い雨が——
孤獨の身に　淋しさが
ヒシ〳〵と　せまる。

◆新潟まで

松本　上條求

潮　澤

こゝかしこ見ゆる山里潮澤
艸家の軒に桃の花咲く

姨捨驛

見渡せば河水白く麥青く
眺めつきせぬ姨捨の驛

長野驛

善光寺御堂の鐘の音までも
霞の奥に聞へぬるかな

新　潟

風もなく波も靜かな大海の
むこふに見ゆる佐渡の島山

◆靜岡賤機會詠草

今はとて鳴く〳〵かへるかりかねは　蘋雪
花のみやこや立うかるらむ
都には花さきにきと故郷の　其愚
ともにつけてよ歸るかりかね
のとかなる春にそむきて行かりは　笠堂
花にまよはぬこゝろなるらむ
わか草にましるすみれの色はえて　濤濤
野邊はさなからにしきなりけり
こゝろして歩め賤の男野へはいま　碧水
みちをうつめてすみれさくなり
あけひはり落來る野への床みれば　蘋山
すみれの花そいまさかりなる

矯正図書館

初心者の爲に 俳句に入る道

椎廼本冬花述

本欄の俳句も選句されるやうになつて投吟する皆さんの樂しみが增したことを信じますが、それに就て思ふことは最初のうちは珍らしい點から俳壇が賑はいますが、二三回するとそれが寂れてくる、といふものは興味に乘つてドシ〳〵投吟したその發表の結果が豫期を裏切る、で是れはつまらないといふことになつて自然投吟が減ずる、その爲です、がこゝで考へて戴きたい、誰しも最初から博士はありません、白髮で生れた老子はいざ知らず、二三回の句作で一人前になれる筈はない、修養を積んで始めてものになるのです。又中には既に堂に入つた方もありませうが、それ等のお方にも亦選句に洩れるときには自然と投吟を差控へることになり勝ですが、これ又まだ俳界の彼岸に到達してゐないからのことです。俳句とても一つの身の修養であつて、矢張一生稽古のものですから氣永くやつて居るところに値打ちがある。昔柔術といつたものが柔道といはれるやうに變つた、この道は萬般に通ずる道であると講道館の嘉納先生が云はれる通り、俳句とても亦俳道でなければなりません、さうして此の道も萬般に通ぜねばならず通ずべきものです。であれば此道にある者は選句に入る入らぬは問題でない、一向この道に精進すべきです。

◇

歌作るより田を作れ、俳句を作つて口に食へるか、とはよく私共の俳句に志した當時に門外者から冷笑された言葉です、これは一考を要します、如何にも物質界を顧みずして精神界にのみ生きられない、けれども、反對に又精神界を捨てゝ物質界にのみ存在することも今日許されない、田を作るにも學問がいる、學問があつて歌を作つて惡い理由はない、その歌を作る爲に田を作らない、作れない者は、それは學問のある者では無いのです。實際の歌が作れれば田も作れる、實際に田を作る者は歌も作れるのです、俳句をする事が職務に影響する者は俳句を廢さねばならぬ、それはその資格がない、今少し實際の學問をして上のことです、俳句即ち職務、職務即ち俳句であらねばなりません、チト理屈が難しいですが漸次分るやう述べる考です。（つゞく）

毎月募集 俳句

題當季隨意
〆切 毎月十五日限
用紙 官私製ハガキ

大根にさして送りし接木哉　高知　春花
鶯に眼さむる我となりにけり　〃　曉香
海に向いた家皆低き霞哉　〃　星光
町長く人遲々として霞み鬼　〃　松風
裏畑や老僧閑に柿を接ぐ　〃　其通
長江の一波動かずタ霞　〃　桝形庵
長閑なる里の眞晝や牛の聲　山口　藤花
蝶舞ふや火種を探る筆の軸　〃　黑頭巾
牛曳いて戻る男やタ霞　〃　和風
店頭に春並べけり櫻餅　新潟　斜月
張板の並ぶ軒場や陽炎へる　〃　笑月
桃の花手向けてあるや石地藏　〃　靜湖
山麓に鷄飼へり桃の花　〃　芳山
夏近く古風鈴を探しけり　西大門　峨房
淺き夜の色とは見へず杜若　金澤　柳水
散歩する橋の袂や風かほる　晋州　あらた
青葉若葉一筋白し瀧の糸　宮城　孤兒
初夏や主基齋田の注連戰ぐ　三池　わたる
綿入の綿をぬかれて袷かな　〃　陽山人
野も山も川も余さず青嵐　〃　岱西
山東に軍馬嘶く五月かな　〃　春滿
古沼の眞菰に交るあやめ哉　秋田　華白
健かな孫を正座や菖蒲酒　晋州　初心
葉櫻や埃鎭めの朝の雨　京都　柳房
甲冑の武者押よせる端午哉　東京　裾野
勉學の机を照す螢かな　長野　旭山
蓮咲くや廊下に語る僧二人　市谷　雀甫
磯あるく裸男や夏の月　岡山　原水
悠々と遊ふ玻璃器の金魚哉　馬山　鶴水
夏に入る庭に水打つ乙女かな　清州　一水
村中の男女唄ふて田植哉　新義州　古泉
揚雲雀菜種の花の里閑に　北海少　翠光

□大阪　坪井三水先生選

五客五月雨避病舍の灯もれて來し　光州　龜友
田植人笠のままなる晝餉かな　西大門　峨房
五月晴赤く錆たる倉の錠　新潟　銀波
汐干狩岩に殘れる水の泡　秋田　淡州
葉櫻に青年闘の叉銃かな　新義州　筑友
（人）片肌を脫ひて田を打つ日となりぬ　新潟　銀波
（地）春の雨煙りて深き谷間かな　大分　三岳
（天）梅の實に明るき雨の雫かな　府中　蕉露

刑政第41巻第7号　矯正図書館

山か!!海か!!

避暑は身體によつて選ぶ事

そろ〳〵海邊へ山間へ、暑さを避ける時季となつて來ましたがこの目的が、單に避暑の意味でなく、身體の虚弱を補ひ、各種疾患の自然的治療が目的である以上、親御達や保護者達は夫に連れて行く子供達なり病人なりの體質を考へてそれに適した場所を選ばなければなりません、一體に山間の空氣と風景とは精神を爽快にし神經を鎮め强くするものですから神經性疾患（神經衰弱やヒステリー）肺結核、貧血、消化不良、輕度の心臟病、肋膜炎の恢復期、レウマチスなどの病を持つた人々に好適の避暑地です。

◇

山地にいけないのは氣管支や咽喉のカタル、心臟、腎臟其他血管の諸疾患を有する人です。それから海濱はオゾンに富み、不斷に男性的な活動を續ける海洋の嘯きと接して人間の肉體はいやが上にも堅く鍛えられて行きます。海濱を保養の適地とする病氣は、鼻腔、咽喉、氣管支、肺尖等のカタル、それから喘息、肺氣腫の心臟、皮膚の抵抗弱き者、婦人生殖器疾患等で、いけないのは神經性諸疾患（例へば癲癇、神經衰弱、ヒステリー、心臟、血管、重症、レウマチ）等です。云つて見れば山は靜的、海は動的ですからこの點を考慮に入れて置く事です。

夏の電燈

夏の夜に家をあけ放つて椽先などで涼風をあびてゐる時屋内に燭光の大きい電燈をつけるのは夏の虫をさそふことになつて被害を見ることがあります。夜とんで來る小虫の中には、衣類紙類または家具などをおかす虫がまじつてゐますから警戒しなければなりません。讀書などするには光線をさへぎる青いかさなど用ひ光力不要の時は岐阜チョウチンなどに電燈を入れておくのがよいでせう。この反對に屋外の街燈または庭先の電燈はなるたけ燭光の多いのをつけて虫が家の電燈に集つて來なくてその庭先の電燈に近よるようにするのがよろしい。

蚊の毒

〜恐しい〜

豫防と治療

そろ〳〵蚊の出盛り委節となりました。人間をさす蚊は雌であつて、雄は絶對に刺しません。數ある蚊の中で一番こはいのは、翹に黑い斑紋のあるマラダ蚊と云ふので、之にさゝれると、マラリヤ病にかゝります。マラリヤ病は俗にオコリと言ふ病氣です。知らぬ土地へ行つた時など特に注意が必要です。ソコデこの退治法ですが、今迄何處の家庭でもお線香や蚊いぶし位で自分一個の家庭のみで蚊を退治してゐましたが、あれでは

元を退治しないのですから、後から後から出て參ります。根本的に退治するには、發生しない内に豫防すべきで水溜や下水の通りの惡い所ではボウフラが湧いてゐます。ボウフラは蚊の幼蟲で、蚊の卵がボウフラになつて水の中で體操をしてゐるのです。

◇

それには下水や溜り水或は現に湧いてゐる所へ石油乳劑をまくのが一番よい方法です。石油乳劑は單にボウフラを殺すばかりでなく、いろいろな消毒にもなります。石油乳劑のこしらへ方はいろ〳〵ありますが最近では藥局で安く求められますから、之を求めて水で薄めた方が便利で第一効力の點が確です。

◇

可愛い赤ちゃんなどで皮膚の弱い場合蚊にさゝれて赤くはれ上り、非常にかゆくて泣き叫ぶ事がありますから、そんな場合には直ぐアンモニヤ水を筆につけて刺された所に塗れば毒が消え、かゆいのも痛いのも治ります。このアンモニアは獨り蚊ばかりでなく他の蜂其の他の蟲に刺された場合にもきゝ目がありますから、家庭ではアンモニア水を家庭藥の中につけ加へておくがよろしい。これから海に山に旅行に出る人に取つてはアンモニア水は必携藥の一つです。

切り花の

持せ方

暑くなるにつれて切花は一日ましに持ちが惡くなりだし、手いれが惡いと、朝切つたものはもう夕方にはグッタリとしをれるといふ有樣ですが、少し手おきをよくすれば、極弱いものでも四五日、普通は一週間位はもたせる事が出來ます。花屋さんで切り立てと申しましても、大抵は一日二日はたつて居るもので、花屋の店にくるまでに少くも一日はかゝつて居るわけですから、余程注意しないと、夜分などは生々したやうで、いたみの來て居るものを買ふ場合が多いのです。それに大きな花屋では大抵床下の冷藏庫に氷をいれてかこつてありますから、だした時はいき〳〵してをつても、お家へ持つて歸ると案外早く傷みを生じ易いものです。これについて、夏の間、一日でも長く草花を持たせるには、毎日一回か二回必ず花瓶の水を清水ととりかへる事であります。つまり暑さのために花瓶の中の水が早くくさる。これと同時に、切花の切口が腐つてくるから自然うまく水を吸ひあげる事が出來なくなつてしをれる事になりますから一日に少くも一回は水をとりかへ、その時に切花のもとの切口を切返してよく水をあげるやうにするのです。この外に藥品を用ゐて長くもたせる方法もありますが、一番てがるでよい方法は、花瓶をなるべくすゞしい室において、始終水をかへてやる事です。

川魚料理

泥臭くない法

暑い委節に向ひますと食物なども自然にあつさりしたものが喜ばれます。先づ見た目にも感じの好いのは生きのいゝ川魚料理です。

◇

ところが郊外の川や池から釣り上げて來た折角の獲物も所謂「泥臭い」のでとかくきらはれ勝ちです、殊に暑くなると、この泥臭さが增してきますからこれはどうしても料理をする際にこの不快な臭氣を除く工風をせねばなりません。

刑政第41巻第7号
矯正図書館

◇ それには先づ鱗をきれいに取り去つて、腹をあけ水に通して少し鹽でもみます。それを清水で洗つて一度ざつとゆでゝ適宜に味をつけるのです。

◇ こうすれば大抵臭味を除くことは出來ますがお刺身や洗ひにつくるにはゆでるわけには行きませんから刺身はきれいな水ですつかり洗つてつくり洗ひはそのつくつたものを直ぐに冷たい水か氷に浸し、白く身が縮んだら用ひます。

◇ これらに使ふ醬油や酢味噌の中に三四滴の味淋をおとすのも臭みをまぎらす秘訣になつて居ます。

◇ また燒魚にして味つけをするにはよく火を通してからその冷め切らないうちに鳥の羽か何かで味淋を魚の内外によくぬりつけ改めて味をつけるやうにすれば泥臭さをかくせます。

瓜類切口の防腐法

西瓜や、南瓜などの大形のものはその一個を一度に用ゐずに、その半分位をば、保存して、後の用に供する場合が、何れの家庭でも、常に有り勝ちです。かゝる際に冷藏器の有る家庭では、その中に入れて置くとかそれの無いところでは、從來紙などを切り口に張つて、涼しい場所に貯へなどして置くのが普通です。然し冷藏器、そのものゝ中の低溫が、必ずしも當にならぬ場合がありまた單に紙のみをそのまゝ用ゐたのでは完全にその切口の腐敗變質を防ぐことが出來ず、特に西瓜などの如き、多汁のものではそうです、

△ で、より以上何れの場合でも切り口の腐敗を完全に防ぐ方法として數種述べて見ますと、

一、西瓜などの如きものは、切り口に、砂糖の泡滿濃液を、そのまゝ塗り附けるか或は、先づ紙（成る可く日本紙）にかゝる濃液を塗り附けてそれを張るかまたは、それに浸した紙をピタリと、よく張り附けること。

二、砂糖の濃液の代りに燒酎、ウイスキー、葡萄酒などを用ひて、それに浸した紙を張り附けても良い。

三、南瓜、白瓜 まくわ瓜などは食鹽の泡滿濃液を同樣の目的に用ひても良い。

四、何れの場合でも、切り口を上向にして、そして、蓆其他のものを防ぐ爲めに相當の蔽ひを爲すこと。

蠅

蠅は傳染病を媒介しますから全滅を期せねばなりません。蠅の驅除については便所と不潔物を置く事に注意すべきです。たとへばなる可く家の周圍に不潔物を置かぬやう萬止むを得ぬ時は成るべく汚物の面積を小さくし、ごみ箱に入れて蓋をする、堆肥の如きも狹くつみ上げてむしろのやうなものをおほうて置くのがよいのです。便壺に出來た蛆や蠅を殺す爲にはクレシンの卅倍液が最もきくそうです、このクレシンはゴミ箱にまいてもよろしい。又このクレシンをまく時には、便つぼやごみ箱の中ばかりでなく、其の周圍の土の中へまく事が大切です。

叙任辭令

任司法屬、給十一俸、　雇　日野秀人

任保健技師、六級俸下賜、命行刑局勤務、依願免本官　從七位　黑田啓次

命京都上京區支所勤務　保健技師　西野榮琨（京都）

命盛岡少年刑務所勤務　仝　松田嘉一郎（札幌）

命札幌刑務所勤務　仝　稻垣英一（京都）

命京都刑務所兼務　仝　西野榮琨（上京支所）

給五級俸、依願免本官　看守長　長谷川源作（高知）

五級俸下賜、依願免本官　教誨師　增子賢慧（名古屋）

敍勳七等授瑞寶章　勳八等　高橋鶴松（看守）

仝　木塚猷次郎（仝）

仝　中谷兵三郎（仝）

仝　宮川良甫（仝）

敍勳八等授瑞寶章　仝　矢島榮十郎（仝）

敍正七位　從七位勳七等　松山邦助（看守長）

仝　仝　箕島文太郎（仝）

敍正五位　從五位勳四等　井桁貞男（典獄）

敍從七位　勳八等　本間勘吉（看守長）

仝　新海鐵義（保健技師）

敍正八位　勳八等　佐藤彌市郎（看守長）

敍從五位　正六位　吉田律（典獄）

敍從六位　正七位勳六等　藤居虎（仝）

仝　正七位勳五等　福村太三郎（仝）

敍正七位　從七位勳六等　伊藤忠次郎（典獄補）

敍勳八等授瑞寶章　武藤勝次（看守長）

仝　藤澤清（仝）

敍勳八等授瑞寶章　朝鮮總督府看守長　栗本眞一郎（釜山）

任朝鮮總督府監獄通譯生兼朝鮮總督府看守長給十級俸、　朝鮮總督府看守　孔聖春（咸興）

命開城少年刑務所在勤

短信

管長富山來錫

東本願寺管長大谷光暢伯は富山別院へ來錫の序に富山刑務支所へ特に立寄られた、即ち四月二十五日金澤本所の畠山教務主任と支所の川島教誨師は別院に之れを迎へ午後三時來所され、教誨堂に於て男收容者に誨告あり、藤隨行使更に之れを複演す、其間法主は女收容所に赴き佛前に禮拜、收容者一同に一揖さる、藤隨行使亦此所にても教誨あり、大に感化を與へらる、此日法主は收容者一同に對し特に珠數一連の寄贈あり、玄關にて記念撮影の上、富山驛得圓へ向はれた。（富山支所報）

昭和三年一月中入出監並月末在監人員 (△ ハ減)

Prison Population during the Month of December 1928

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	37,990	2,136	2,910	37,216	37,990	39,423	△ 774	△ 2,207
刑事被告人	2,691	2,753	2,546	2,898	2,691	3,345	207	△ 447
勞役場留置者	293	293	350	236	293	214	△ 57	22
乳兒	7	2	4	5	7	10	△ 2	△ 5
總計 男	40,182	5,038	5,634	39,586	40,182	42,075	△ 596	△ 2,489
總計 女	799	146	176	769	799	917	△ 30	△ 148
總計 計	40,981	5,184	5,810	40,355	40,981	42,992	△ 626	△ 2,637

備考 內朝鮮人受刑者 男788人、刑事被告人 男105人。女1人 支 那人受刑者 男132人、全刑事被告人 男11人。露西亞人受刑者 男1人。伊太利人受刑者 男1人アリ。

昭和三年一月末在々所人員表

The Number of the Inmates During the Month of December. 1928.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.097	—	1.097	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.097	—	1.097
市谷 Ichigaya	145	21	166	738	13	751	35	—	35	—	—	—	918	34	952
豐多摩 Toyotama	974	—	974	—	—	—	3	—	3	—	—	—	977	—	977
巢鴨 Sugamo	1.983	—	1.983	—	—	—	4	—	4	—	—	—	1.987	—	1.987
横濱 Yokohama	564	—	564	57	—	57	6	—	6	—	—	—	627	—	627
千葉 Chiba	722	2	724	25	2	27	2	—	2	—	—	—	749	4	753
水戸 Mito	446	—	446	26	2	28	2	—	2	—	—	—	474	2	476
宇都宮 Utsunomiya	446	135	581	17	—	17	—	—	—	1	—	1	464	135	599
前橋 Maebashi	1.008	—	1.008	39	3	42	3	—	3	—	—	—	1.050	3	1.053
靜岡 Shizuoka	587	—	587	46	1	47	6	—	6	—	—	—	639	1	640

矯正図書館 刑政第41巻第7号

甲府 Kōfu	577	—	577	42	2	44	4	—	4	—	—	—	623	2	625
長野 Nagano	604	11	615	20	2	22	10	—	10	—	—	—	634	13	647
新潟 Niigata	384	9	393	27	—	27	3	—	3	—	—	—	414	9	423
京都 Kyoto	836	136	972	36	2	38	7	—	7	1	—	1	880	138	1.018
大阪 Osaka	2.732	3	2.735	322	15	337	22	3	25	—	—	—	3.076	21	3.097
神戸 Kobe	1.352	—	1.352	112	1	113	18	2	20	—	—	—	1.482	3	1.485
奈良 Nara	637	—	637	18	—	18	4	—	4	—	—	—	659	—	659
滋賀 Shiga	414	—	414	8	—	8	2	—	2	—	—	—	424	—	424
徳島 Tokushima	422	7	429	21	1	22	1	—	1	—	—	—	444	8	452
高松 Takamatsu	762	4	766	10	1	11	2	—	2	—	—	—	774	5	779
高知 Kōchi	650	8	658	40	1	41	1	—	1	—	—	—	691	9	700
名古屋 Nagoya	1.510	64	1.574	126	2	128	10	1	11	—	—	—	1.646	67	1,713
三重 Mie	691	—	691	81	2	83	5	—	5	—	—	—	777	2	779
岐阜 Gifu	465	—	465	39	2	41	5	—	5	—	—	—	509	2	511
金澤 Kanazawa	668	17	685	41	1	42	2	—	2	—	—	—	711	18	729
廣島 Hiroshima	1.107	53	1,160	144	5	149	8	—	8	—	1	1	1.259	59	1.318
山口 Yamaguchi	539	—	539	18	—	18	3	—	3	—	—	—	560	—	560

岡山 Okayama	805	4	809	93	5	98	8	1	9	—	—	—	906	10	916
松江 Matsue	610	—	610	30	1	31	1	—	1	—	—	—	641	1	642
松山 Matsuyama	583	—	583	29	—	29	4	—	4	—	—	—	616	—	616
長崎 Nagasaki	735	—	735	26	2	28	4	—	4	—	—	—	765	2	767
三池 Miike	1.281	—	1.281	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.281	—	1.281
福岡 Fukuoka	1.501	74	1.575	157	1	158	11	—	11	—	—	—	1.669	75	1.744
大分 Oita	320	1	331	41	—	41	2	—	2	—	—	—	373	1	374
熊本 Kumamoto	871	—	871	51	3	54	3	—	3	—	—	—	925	3	928
鹿兒島 Kagoshima	435	21	456	22	1	23	1	—	1		—	—	458	22	480
宮崎 Miyazaki	296	—	296	22	3	25	2	—	2	—	—	—	320	3	323
沖繩 Okinawa	327	4	331	16	2	18	—	—	—	—	—	—	343	6	349
宮城 Miyagi	778	52	830	38	2	40	2	—	2	—	—	—	818	54	872
福島 Fukushima	325	1	326	19	1	20	4	—	4	—	—	—	348	2	350
山形 Yamagata	223	—	223	22	2	24	1	—	1	—	—	—	246	2	248
秋田 Akita	413	—	413	23	—	23	3	1	4	—	—	—	439	1	440
青森 Aomori	264	—	264	14	2	16	—	—	—	—	—	—	278	2	280
札幌 Sapporo	1.003	44	1.047	62	2	64	7	—	7	1	1	2	1 073	47	1.120

刑政第41巻第7号
矯正図書館

函館 Hakodate	406	—	406	37	—	37	1	—	1	—	—	444	—	444
網走 Abashiri	488	—	488	3	—	3	—	—	—	—	—	491	—	491
釧路 Kushiro	294	—	294	5	—	5	—	—	—	—	—	299	—	299
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	219	—	219	3	—	3	—	—	—	—	—	222	—	222
川越(同) Kawagoe (ditto)	255	—	255	—	—	—	—	—	—	—	—	255	—	255
姫路(同) Himeji (ditto)	475	—	475	16	1	17	3	—	3	—	—	494	1	495
岡崎(同) Okazaki (ditto)	230	—	230	6	—	6	—	—	—	—	—	236	—	236
岩國(同) Iwakuni (ditto)	300	—	300	6	—	6	—	—	—	—	—	306	—	306
久留米(同) Kurume (ditto)	375	—	375	7	—	7	1	—	1	—	—	383	—	383
盛岡(同) Morioka (ditto)	181	—	181	7	2	9	2	—	2	—	—	190	2	192
北海(同) Hokkai (ditto)	127	—	127	—	—	—	—	—	—	—	—	127	—	127
八王子(同) Hachioji (ditto)	93	—	93	2	—	2	—	—	—	—	—	95	—	95
總計 Sam Total	36.545	671	37.216	2.810	88	2.898	228	8	236	3	2	5	39.586	769	40.355

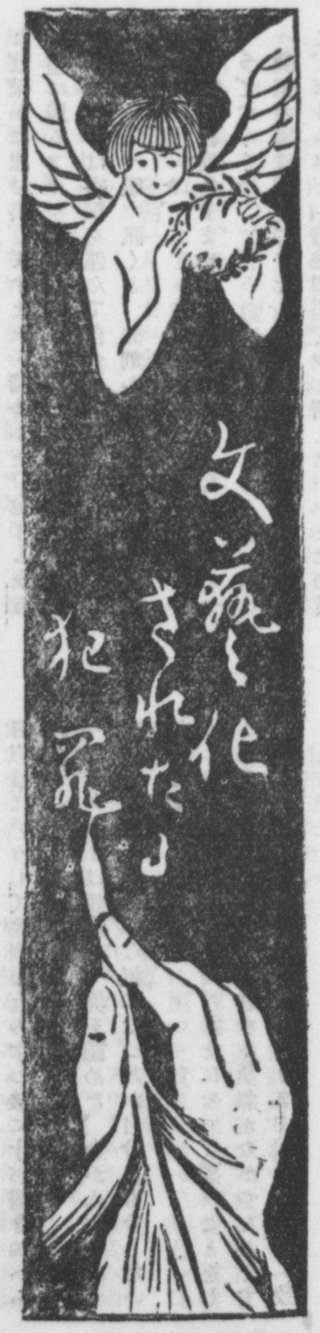

◇法律の轍◇

＝そのあらまし＝

〔本篇は英國のゴールズワアジイ作の戯曲である。菊地寛氏譯書による〕

◇代證人書記長室

代證人ゼームス・ハウの事務所へ、子供を連れた一人の女が訪れた、その名をルース・ハネイウヰルといふ、書記長室に導かれて、書記のウヰリアム・フォルダーに面會したいと申込むと、書記長ロバート・コークスンは私用では許せないと拒む。それを生死の問題だからと頼む、ところへ、フォルダーが見える、コークスンは席を外した、ルースはフォルダーに急ぎ話かけた、

「あの人は又醉つ拂つてゐます、昨夕なんかすんでのことに殺されるところだつたのです、今朝寢てるうちに子供と共に逃出して來たのです……今夜の用意は大丈夫でせうね」

フォルダー「切符はもう買つた、十一時四十五分に出札口で逢はう……」

夫に虐待される苦しみの余りルースはフォルダーに縋つた、ルースに深刻の同情を有つたフォルダーは共に出奔を目論見て居た、その打合せが終つた時分に書記長が歸つて來たので、ルースは別れて出て行く。フォルダーは自分の室に去る。

矯正図書館

書記長室で話合ふゼームスとその息、ウオルター・ハウの二人、それは事務所の剩余金に不足のあることに就てゞあつた、記憶のない九十磅を引出して居る七月七日には九磅を引出したゞけである。九磅の小切手が九十磅にかはつたのだ。書記室から歸つたコークスンに「九磅の小切手をどう扱かつたか」と質した。

「その小切手をデイヴイスに渡して銀行に行つて貰つたのです、そして金貨ばかりでその金を持つて歸つたのでした」

その九磅の金貨はウオルターも覺えて居る、デイヴイスは月曜日に濠洲に出帆して今は居ない、しかし小切手の變造されたのは慥かだ。電報を打つてその上陸する處を捕へさせるか、いや先づ銀行の出納係に訊いて見やうとなつた。

ウオルターは出納係カウレイを連れて來た、コークスン、ゼームスも共に對座した、出納係は「顏さへ見れば確かに思ひ出しますよ」と請合ふた。ゼームスは隣室に居るフオルダーに書類を持つて來いと命ずる、フオルダーは書類を運んで自分の室へ歸つた、ゼームスは出納係へ眼で訊くと、先刻から注意し、居た出納係は口を開いた、

「彼に相違ありません、彼方でも私を知つてゐるやうです……」

隣室の扉は開いてフオルダーは表の方へ出やうとする、ゼームスが「借地問題で少し話したい」と止めると彼は室へ戻る。カウレイは辭去する。ゼームスは直にフオルダーを呼ばせて調べにかゝつた。

「フオルダー君、先週の金曜日にこれ(小切手)を受取つたらう」

フオルダー「あゝ、あれですか、デイヴイスからこれを受取りました」

「ウオルターがその小切手に書いたのは九磅だつたといふことを君は知つてゐやうな」。「いゝえ九十磅でした」。「問題は小切手が變造されたことなのだ」。「私ぢやありません」。「ウオルターがコークスンに小切手を渡したのが午後一時、それがデイヴイスに渡つた、更にそれを君が午後の一時十五分に現金にかへることになつた、出納係は畫食する前に取扱つた最後のものだといふ」。「デイヴイスは送別會があつたので私に渡されたの」。「君はデイヴイスがやつたといふのだな」。「それは知りません、が變だと思ひます」。「デイヴイスは土曜日以後こゝへ來なく、月曜日に出帆した……火曜日以後にどうして蚊帳の九の字の後に十が書き加へられた」。「それは！それは！」

フオルダーは語窮して罪を認めた、金が入用であつたのだどうしてそんな氣になつたか自分にも分らないといつた。

「その時は夢中でした、あとになつて惡いことをしたと氣づきました、白狀する勇氣がなかつたのです どうか今度だけは見遁して頂きます、金はお返し致します」

フオルダーは自分の室へ歸された。ゼームスは不埒なやり方だ告發するといふ。

ウオルターは、でも今度が始めてゞあらう、一時の出來心に違ひない、許してやりたいといふ。

コークスンは、こりや屹度外部からの誘惑によることだ、女だ、今朝一人の女が來た、子供を連れた女が來たといふ。

それをゼームスは、やり方が可なり老巧だ、實に性質のよくない男だ、平常清い心と行爲とを持つて居れば過ちを犯すものでない、彼の心は腐つて居る、道德上の不具者だ 彼の性格を知らない人達の間へ彼を出してやることは出來ない、社會といふことも考へなければならないとウオルターやゼームスの說を斥けた、さうして刑事長ウイスターにフオルダーは引渡された。詐僞罪として、その曳かれるときフオルダーは叫んだ、

「おゝあの人がゐます、私はあの女のためにしたのです、どうぞ明朝まで待つて下さい」

ルースは再び此所に來て居たのだ。

◇法　廷

法廷ではフオルダーが被告箱に坐つて居る、傍聽人席には證言を終つたゼームスやウオルターや、出納係のカウレイも交つてゐた、刑事のウイスターが證人席を離れると檢事のクリーヴアはこの事件は刑事事件として處理さるべきであると述べる。すると辯護人フロームは立つて、

「被告が犯行當時に於ける心理狀態を證明して犯行の責任を彼に負はすことが必ずしも正當でないことを申立てたい」

とて犯行時の被告は精神錯亂狀態であつた、今一人の婦人を召喚する筈で、その婦人によつて彼が犯行を敢てするに至つた事情が判明すると思ふと被告と召喚されたルースとのこゝに至つた境遇を述べ、證人の口を借りて事件の眞相を傳へたいと陳述。

コークスンが呼入れられて、フロームから被告の勤務振や、犯行當日の狀態等を訊く、裁判官も二三の問を發する、このコークスンの申立ては犯行の朝被告の氣がそは〳〵して居た變だつたといふ以外に精神錯亂といふ迄の證言は得られなかつた、檢事もこのこと丈けには態々念を押した。

ルースが證人席に着く、フロームは夫婦仲の事から種々に質問すると、ルースは七月七日朝、夫の虐待荒く絞め殺されやうとした、それを被告に話した、被告の心はひどく動亂したやうである。金は被告から土曜日(八日)に貰つた、旅支度の爲に、七日の日は逃げるには金がないと被告は口惜しがつた、拘引された朝は啞のやうであつたなど述べた。

檢事が「七日の朝被告は別れに際し發狂して居なかつたか」と訊くと「そんな事は申しません」と答へた。裁判官は夫婦仲に就て少し問ひ試みた。

ルースは下つた、代つてフオルダーが立つた、フロームは被告に一つ〳〵訊いた、被告はそれに從つて應じた、犯行の朝、ルースが虐待されたことを告げに來た、小切手をデイヴイスから渡されて手にしたとき、それに書加へさへすれば彼を逃がしてやる金が出來ると思つた、その外のことは出納係へ小切手をさし出す迄のこと一切覺えないと。

矯正図書館

檢事の問にもさう答へた、その朝、半ば氣が狂つてゐた、文字は偶然に似たともいつた、控帳を書換へたのは木曜日で、それは露顯を免れるためだつたことを否認出來なかつた。主人に自白するには恐ろしかつた、逃亡の計畫を無駄骨にしたくなかつた、彼地へ着いてから手紙で自白する、返金もする積りと答辯した、

裁判官は、ディヴイスが出發後も、小切手帳をウオルターが身につけて居たことを知つてゐたかと訊いただけで、フォルダーはこれに知らなかつたと申立てた。このあとは二三で調べは終つた。

フロームは裁判官并陪審官に對して辯論した、被告は弱い、惡人でない、感情の爲に身をあやまつたのである、彼を犯罪人とすれば必ず滅びてしまふ、現在も苦痛の方が罪よりも十倍して居る、もう十分に罰を受けて居る、この上に重ねることは青年の爲に許せないと結んだ。

檢事は、犯罪の事實は明瞭である、辯護の要點たる氣が狂つて居たといふことも、女を證人席に立たせたことも、何れもその證言で辯論の余地がなくなつて居る、正に正當と考へらるゝ有罪の裁決を希望すると論告した。

裁判官が陪審官に犯罪に就ての說明をして陪審官は退席した。

陪審官の判決は極つて、陪審官長は有罪とした、裁判官は書記をして宣告せしめ、次で發せられた裁判官の言は「正當な裁判を受け、有罪と認められた、變造の罪ありと認められた……三年の懲役に服することを命ずる」と聽取された。

◇監獄

監獄へはコークスンが訪問した。

房内のフォルダーは神經過敏であつた。

◇代證人書記長室

ルースがコークスンを訪ねて、夫とは今別居して居る、出獄になつたフォルダーに會つたが、彼は仕事がなくて困つて居る、以前通り使つてくれるやう話して貰いたいと頼むと、コークスンもその心になつた。

ルースが辭去すると、すぐフォルダーが來た、假出獄で外國へ行くことも許されないなど語る。

丁度ゼームス父子が出て來たのでコークスンはフォルダーを書記に推薦する、ゼームスは不贊成であつたウオルターは彼の爲に述べた、コークスンも口を添へた、結局ルースと離れて了ふなればといふ處迄話が進んだルースをも呼んでその事を話した。

この時刑事長ウイスターが突然やつて來た、それはフォルダーが贋の身元證明書を使つて雇はれ口を見つけたことが露現したからであつた、フォルダーは引致されやうとするその手をすりぬけて窓から飛んだ、さうして死を選んだ、ルースはそれに驚いて氣絶した。

「法律の轍は」菊地寛氏の飜譯で新潮社からも單行本として出て居ますが、今度の同社の「世界文學全集の中」にも出てゐます。

（おはり）

刑務令規

◉司法次官通牒

◆少年法施行前ニ於テ無期刑ニ處セラレタル者ニシテ言渡當時十八歳ニ滿タサル者ノ假出獄ニ關スル件

（昭和三年五月二十八日 刑事第四、七六五號）

首題ノ件ニ關シテハ從來少年法ニ據ラサル取扱振ナリシモ刑法施行法第十三條ノ精神ニ鑑ルトキハ此等ノ者ニ對シテモ少年法施行後無期刑ニ處セラレタル者ト同樣同法第十條第一號第十一條第一項ヲ適用スルヲ相當ト被思料候條爾今右ニ準シ處理相成度此段及通牒候也

○行刑局長通牒

◆少年受刑者及準少年受刑者ノ拘禁並處遇ニ關シ注意ノ件

（昭和三年五月二日 行甲第八一三號）

大正十一年六月行甲第九三二號ノ一標記訓令ノ運用上ニ關シテハ曩ニ依命通牒ヲ以テ及御注意置候處今尙實施上遺憾ノ點不尠候條爾今左記事項篤ト御留意ノ上之カ實行上遺憾ナキヲ期セラレ度重テ乃通牒候

記

一、少年法第九條ノ規定ニ依リ刑ノ執行ヲ受クル者（少年受刑者）ハ其ノ他ノ者ト分離拘禁スヘキモノナルヲ以テ此等少年受刑者ト訓令ニ依リ少年受刑者ニ準シ處遇スル者（準少年受刑者）トヲ同一少年刑務所又ハ少年區ニ收容セル場合ニ於テモ兩者ハ分界シタル場所ニ拘禁スヘキコト

一、十八歳以上二十歳未滿ノ懲役初犯者ハ原則トシテ準少年處遇ヲ爲スヘキ次第ナルモ此等ノ者ノ中ニハ其ノ心身ノ發育狀況ニ因リ準少年處遇ヲ加フルノ價値ナク寧ロ他ニ惡影響ヲ及ホスノ虞アル者モ有之ヘキニ付此等ハ一般拘禁區分ニ從ヒ適切ナル措置ヲ講スルコト

一、少年受刑者及準少年受刑者ニシテ二十三歳ニ達シタルモノト雖二月以内ニ刑期終了スヘキモノハ其ノ殘刑期間仍繼續シテ少年刑務所又ハ少年區ニ拘禁シ差支ナキコト

一、少年受刑者及準少年受刑者ノ拘禁殊ニ居房配置上ニ付テハ其ノ心身發育ノ狀況、年齡、性格、經歷等ニ注意シ雜居拘禁ニ伴フ弊害ヲ除去スルコトニ努ムルコト

一、監獄法第二條ト少年法第九條ノ關係ニ付今尙疑義ヲ挾ムモノアルモ前者ハ後者ニ依リ總テ廢セラレタルモノナルニ付法ノ適用ヲ誤ラサル樣注意セラレタキコト

◆傳染病者ニ對スル指紋原紙ノ取扱ニ關スル件通牒

（昭和三年五月五日 行甲第八三五號）

標記ノ件ニ就テハ御考慮ノ上遺憾ナク處理セラレ候コトト存候尙共當局到着ノ指紋原紙中ニハ癩病又ハ黴毒ノ爲紋樣亂レ不鮮明

矯正図書館

ノモノモ有之右ハ實際取扱者ノ保健上又ハ恵氣沮喪ノ見地ヨリ相當考慮スヘキ事案ト存候ニ付テハ爾今各種傳染病者殊ニ癩病、結核、黴毒、トラフォーム、疥癬等ノ患者ノ指紋取扱ニ對シテハ防疫上ニ留意セラルヽノ外指紋原紙ハ必ス「ホルマリン」又ハ日光消毒ヲ勵行セシメラレ候樣致度候

追テ出張所等ニ於テ消毒ヲ行ヒ難キ場合ハ本所ニ移送後指紋ノ押捺ヲ爲サシムル等便宜ノ方法ヲ講セラレ度候

◆消毒劑ノ種類ニ關スル件

通牒

（昭和三年五月九日 行甲第八五一號）

最近刑務所内防疫等ニ使用スル消毒劑ノ種類ヲ調査候處各所區々ニシテ三十餘種有之効用其ノ他ノ點ニ關シ取捨制限ノ必要ヲ認メ別紙ノ通リ一定致候條用途ノ目的并費用等ヲ考慮シ遺算ナキ樣處理相成度候

（別紙）

一、石炭酸

二、クレゾール石鹸液

三、昇汞

四、煆製石灰

五、クロール石灰

六、フォルマリン

七、クレシン

八、アイゼル油

九、デシンフェクトル

十、エーション

十一、鹽酸

十二、ナフタリン

十三、石油乳劑

追テ右以外ノ消毒劑使用ノ際ハ其ノ都度報告相成度候

◆行刑統計報告例及樣式中一部改正ノ件

（昭和三年五月十日 行甲第八五八號）

大正十二年八月訓令第十號ヲ以テ追加セラレタル月表第一表附表ノ二中左ノ通リ改正致候ニ付昭和三年七月分ヨリ實施相成度依命此段及通牒候也

記

一「監獄法第二條ニ依リ處遇スル者」ヲ「少年法ニ依リ處遇スル者」ニ改ム

二 同上年齡區分欄中「二十歳以上」ヲ「二十三歳未滿」ニ改ム

◆受刑者特種嗜好分類中訂正ノ件

（昭和三年五月十二日 行甲第八八〇號）

客月二十八日付行甲第七八四號通牒受刑者特種嗜好分類中酒類ノ項「葡萄酒、麥酒、甘酒等ヲ含ム」トアルヲ「葡萄酒、麥酒等ヲ含ム」ト御訂正相成度

◆消毒劑ノ種類ニ關スル件

通牒

（昭和三年五月廿三日 行甲第九五四號）

標記ノ件ニ關シ本月九日行甲第八五一號ヲ以テ通牒致候處尚必要ヲ認ムル場合ハ便所其ノ他惡臭發生ノ箇所ニ左記防臭劑ヲ適宜使用差支無之候條御了知相成度候

左記

名稱	價格（四百五十瓦）圓	加水ノ割合
滅臭液	〇、四五〇	約四倍

◆管外出張ノ場合報告方ノ件依命通牒

（昭和三年五月三十日 行甲第九九一號）

執務ノ參考ニ供シ度儀有之候間自今認可ヲ受ケ管外ニ出張シタルトキハ其ノ都度事務打合セ又ハ視察セラレタル事項ノ大要ヲ報告相成度候

◆受刑者移送ニ關スル件

（昭和三年五月三十日 行甲第九九九號）

作業經營上又ハ經理上ノ必要ニ因リ受刑者ノ移送ヲ受クル場合ニ於テ認可申請書記載事項往々不備ナルカ爲メ之カ照復ニ手數ト時日トヲ要シ遺憾ノ儀有之候條爾今移送上申ノ場合ハ左記ニ依リ記載シ遺漏ナキヲ期セラレ度候

記

一、移送ヲ要スル場合ニ於テハ單ニ作業經營上困難ヲ來タス等抽象的理由ノ記載ニ止メス困難ヲ來タス原因、業種、就業現員、就業者減少率等具體的ニ移送ノ必要ヲ詳細記載スルコト

二、移送受刑者ハ殘刑期一年以上行狀不良ナラサルモノナルコト但シ特別ノ事情アルトキハ殘刑期六月以上ト爲スコトヲ得

三、移送受刑者ノ人名ハ左ノ樣式ニ依リ記載スルコト但シ同一控訴院管内ニ於テ數十名ノ移送ヲ受ケントスル場合ハ第一號ノ理由記載ニ止メ移送完了後本號樣式ニ依リ其ノ人名ヲ申報スルコトヲ得

罪名	犯數	刑名刑期	刑ノ終了日	性行	行狀	健康狀態	技能ノ適否	逃走懸念ノ有無	歸住地	歸住旅費ノ有無	氏名	年齡

四、本年一月行丙第一、七二九號通牒移送後ノ申報ハ第三號樣式ニ依ルコト

○行刑局長
○會計課長

通牒

◆營繕技手採用ニ關スル件

（昭和三年五月廿三日 行甲第九三九號）

建物ノ管理竝各種新營修繕工事ニ關シ之カ營繕技術者ノ適否ハ其ノ影響スル所多大ニ有之候處之カ採用補充ニ際シ適當ノ候補者ナク困難ヲ感セラルル向有之候趣ニ付テハ如斯場合ハ事由ヲ具シテ御協議相成ニ於テハ相當斡旋方可取計候條御了知相成度候

矯正図書館

○伺回答

◇少年受刑者及準少年受刑者ノ拘禁幷處遇ニ關シ疑義ノ件

札刑受第一四八二號　昭和三年五月七日

司法省行刑局長宛　札幌刑務所長

少年受刑者及準少年受刑者ノ拘禁竝處遇ニ關スル御通牒中疑義ノ件伺

本月二日行甲第八一三號ヲ以テ標記ノ件御通牒中左記ノ廉疑義相生シ候ニ付何分ノ御回示相煩ハシ度候

一、第二項ニ十八歳以上二十歳未滿ノ懲役初犯者ニシテ心身發育狀況ニ因リ準少年處遇ヲ加フルノ價値ナク他ニ惡影響ヲ及スノ虞アル者ハ一般拘禁區分ニ從ヒ適切ナル措置ヲ講スルコト、有之候處既ニ原則トシテ準少年處遇ヲ爲シ之ヲ教化セントスルモノニシテ殊ニ最近即チ本年四月二十六日行甲第五六五號ヲ以テ御訓令相成リタル受刑者教練規程等ノ趣旨ヨリ見ルモ準少年處遇ヲ加ヘル方却テ適切ナリト思料セラレ又現行十八歳以上ノ少年累犯者モ今回御訓令ノ教練規程ノ趣旨ヨリスレハ寧ロ少年設備ニ收容訓練スルヲ可トスヘク而シテ御通牒ノ如ク十八歳以上二十歳未滿ノ初犯者ヲ少年設備ニ移送スルコトナク一般拘禁區分ニ從ヒ適切ナル措置ヲ講スルコトヽセハ其ノ鑑別ノ方法觀察ノ相違ニ基キ却テ區々ニ流レ處遇ノ適切ヲ期セントシテ反對ノ現象ヲ見ルニ至ラサルヤノ懸念アリ將來ノ處遇ニ至大ノ關係有之候條一應承リ置キ度候

行丙第九五七號　昭和三年六月一日

札幌刑務所長宛　司法省行刑局長

一、少年受刑者及準少年受刑者ノ拘禁竝處遇ニ關シ疑義ノ件回答

本年五日札幌受第一四八二號ヲ以テ標記ノ件伺出相成リ候處十八歳以上二十歳未滿ノ懲役初犯受刑者ハ曩ニ通牒ノ通リ原則トシテ準少年處遇ヲ爲スヘクハ勿論ノ義ニ候得共從來實際上ノ事例トシテ此等弱年受刑者ノ中ニモ亦往々ニシテ其ノ性格經歷等ニ照シ他ニ惡化ヲ及ホスノ虞アリテ到底一般準少年受刑者ト同一ノ處遇ヲ爲スコト能ハス其ノ全刑期ヲ通シ獨居拘禁ニ付セサルヘカラサルカ如キモノ敢テ稀ナラサルノミナラス近時動モスレハ學生生徒其ノ他弱年者ニシテ彼ノ恐ルヘキ詭激思想ニ感染シ居ルモノヽ收容ヲ見ルコト少カラサルノ事實アルニ鑑ミ此等弱年者ハ寧ロ之ヲ一般處遇ニ付スルヲ適當ト思料シ訓令ニ依ル收容區分ニ從ヒ執行スルノ方針ヲ以テ通牒相成リタル次第ニ付能ク其ノ趣旨ヲ體シ遺算ナキヲ期セラレ度候

校了の後に

▽編輯部で校正するのと違つて、工場でやつてゐると機械の音、紙型を叩く音、活字を鑄る音で騷然たるものです。場所はトヨタマの印刷工場、堂々たるものです、明朝と九ポイントをそろへて、機械が砲列をしいたやうに、ガチャンガチャンとやつてゐます。しかしいづれも輪轉式でないので、いくらか悠長なところがありますね、新聞社の最新式の軍艦みたやうな奴が、轟々たる音を立てゝ廻轉してゐるものとはまだまだへだたりがあります。

▽つゆ空がどんよりとして、グルーミーです、先月號の校了の時などはすみ切つた青空に初夏の明るい感じがみち〳〵てゐましたが、それとはまるで反對です。

がこれも烈日の夏季に入る過渡なのだ。

▽本號には正木先生の海外からの第一信が來ました、卷頭の通信は上海刑務所の觀察記なのですが、日本の刑務所のいゝところが逆に感じられますね、口繪寫眞版のイタリーの城の刑務所はどうです。過去の遺物ですね、「刑務所は犯人を隔離するところなり」を文字通り具體化したゞけのことではありませんか、我國の刑務所も、ますます内容を充實して、大いに外人に威張つてやりたいと思ひます。

▽チャールスシュートのプロベーションに關する論文は、新しい刑事政策として必讀の文字です。

▽先月號から始めた本誌の附錄として「刑務令規」を出すことは、交渉の結果郵便法の制限でどうしても妥協がつかず、從前通り中に組入れますが、切りはずして綴れるやうにしますからお含みおき下さい。

▽刑務界ニュースと云つたやうなものを本號から始めました。どうか材料をお送り下さい。

▽「敍任辭令」だけでなしにどうかして全部の頁をよんで頂くやうにと努力してゐるわれわれの心持だけは買つて下さい。そして益々援助して下さい。

（六、一五　K生）

定價	一冊（稅共）金二十五錢 六冊（稅共）金一圓五十錢 十二冊（稅共）金三圓
廣告料	五號活字半段一行金一圓 一等一頁金五十圓 二等一頁金四十圓 普通一頁金三十圓
註文	●御註文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
規定	●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年六月二十日印刷納本
昭和三年七月一日發行

發行兼編輯人　東京市麹町區西日比谷町一番地　香川又一郎

印刷人　東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地　五島林太郎

印刷所　東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地　刑務協會印刷部

發行所　東京市麹町區西日比谷町豐番地　刑務協會

電話　銀座　二三四四、三八二五番

刑政第41巻第7号
矯正図書館

Volume XLI Number 7

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

June 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

Conscientious Offender and His Treatment . . . . . (*Editorial*)

Motion Picture in Re-education of

Prisoners . . . . . T. Wakabayashi

On the Chéf-Systen of Prison

Officials (*Continued*) . . . . . S. Arima

The Development and Needs of

Probation Service . . . . . Charles L. Chute

Current Issues . . . . . .

Prison Statistics . . . . . .

Published

By

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koiimachi

Tokyo, Japan.